

2024 (令和 6) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

泉南地区

貝塚市	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2024年	3月	28日
泉佐野市	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2024年	4月	10日
泉南市	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2024年	1月	18日
阪南市	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2023年	11月	2日
田尻町	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2024年	2月	19日
熊取町	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2024年	3月	21日
岬町	(要請)	2023年	10月	11日	(回答)	2024年	2月	1日



【目次】

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策	- 11 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策	- 18 -
4. 教育・人権・行財政改革施策	- 42 -
5. 環境・食料・消費者施策	- 57 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策	- 64 -
7. 大阪南地域協議会統一要請	- 82 -
8. 泉南地区協議会独自要請	- 87 -
《政策予算要請 用語集》	- 94 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。

トップページの「政策要請」タブよりご覧いただけます。

<http://www.osaka-minami.net/>



1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について

①地域就労支援事業の強化について <継続>

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

また、職を失った女性や、子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業のさらなる拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課・産業戦略課）	※下線部追加
「地域労働ネットワーク」の活動が活性化されるよう、令和5年度から対面での会議の開催に至りました。今後も地域の労働に関わる課題や問題を共有し、就労への支援ニーズに即した事業展開ができるよう、引き続き大阪府と連携してまいります。	
また、離職された方やスキルアップを目指す方に対しましては、フォークリフト講習やパソコン事務講座などによる就労支援を実施しております。併せて必要としている人に支援が届くよう市のホームページや広報紙により周知しております。	
ひとり親家庭への支援としましては、就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、養成機関での修業期間中の生活費支援として高等職業訓練促進給付金や、訓練経費の支援として自立支援教育訓練給付金を支給しております。なお、この制度について、児童扶養手当の現況届時の面談を活用するなど、周知に務めております。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
「地域労働ネットワーク」を活用し、ネットワーク間で様々な事例や取組を対面での会議で共有することで就職困難層の就労への支援ニーズに基づいた事業展開を大阪府と連携しつつ行ってまいります。加えて、女性のサポートやひとり親家庭については、大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関の専門相談窓口や、職業能力訓練等の制度についての周知を図ってまいります。	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。また、市福祉部局と連携し、ひとり親家庭への支援に努めます。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っています。	
また、就労困難層等への支援については、他市町の好事例を参考に、職業能力開発講座の実施など、効果的な支援制度となるよう努めるとともに、関係機関等と連携を強化し周知に取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
本町では、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を参考に、就労支援事業の強化を図るとともに、就労に繋がる資格取得講座等を開催しています。また、ひとり親家庭等の就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積極的に活用し近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどして、地域就労支援コーディネーター等が就労に至るまで支援を行ってまいります。また、ハローワークやサポステと連携して就労支援を行うとともに各種福祉サービスと連携するなど、今後も相談者のニーズに応じた就労支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に、就職困難者等支援策として資格取得に取り組む方への補助を実施	

しております。また、コロナ禍の影響を受け中止していた、ハローワークと連携した出張就労支援セミナーの再開を予定しております。

なお、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、情報収集等にも努めております。また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな支援とその活用に向けた周知啓発を引き続き行ってまいります。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。引き続き、関係機関との連携を図るとともに、アフターコロナにおける状況の変化に柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。

②障がい者雇用の支援強化について <継続>

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所に対し、マッチングの支援を行うこと。

さらに、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

(回答)

貝塚市（障害福祉課・産業戦略課）

※下線部追加

障害のある方の就労に関する相談については、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援及び事業主への支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田等の専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。

また、障害のある方の雇用促進については、事業者の障害への理解、障害のある方が社会で就労することの意義及び障害のある方を雇用する企業の社会的責任への理解の促進、障害のある方の職場体験受入れを希望する企業への支援など、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの研修等を今後も周知してまいります。また、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金などの制度の周知についても、ハローワーク岸和田など関係機関と連携し努めてまいります。

泉佐野市

※下線部追加

(地域共生推進課)

障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。

また、自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援事業所パンフレット」及び「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進していきます。加えて、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日より民間事業者による合理的配慮が義務化されることに伴い、障害者に対する差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供についてのさらなる周知啓発を図ります。

(まちの活性課)

泉佐野市就労支援フェア・高齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。職場での理解促進や各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

泉南市（産業振興課、障害福祉課）	※下線部追加
<p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報交換を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて行い、きめ細やかな支援を図ります。</p> <p><u>障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後も大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取り組みも含めて、職場環境の整備を働きかけます。</u></p>	
阪南市（生活環境課、秘書人事課）	※従前と変わらず
<p>泉州南障がい者就業・生活支援センターやC－STEP等の関係機関と連携した支援体制づくり、地域就労支援相談による継続支援に努めているところです。</p> <p>また、障がい者雇用については、法定雇用率を維持するとともに、障がい者活躍推進計画に基づき、研修を実施し障がい者への理解の促進に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、市内事業者に対し、雇用の開拓、定着に向けた啓発に努めます。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>企業の障がい者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の支援制度の活用方法等の情報発信に努めております。また、本町の相談支援事業では、地域就労支援コーディネーター等が就労支援を行うとともに福祉関係の部署とも連携し、<u>障がいの有無に限らず相談者に寄り添った支援体制により実施しています。</u></p>	
熊取町（障がい福祉課）	※下線部追加
<p>障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」について、必要な方に支給しているところです。</p> <p>また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がいの特性を踏まえた雇用環境の整備について事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。</p> <p><u>さらに、「障害者週間」などにおいて、障がいに対する正しい理解を広げるための啓発活動を引き続き行います。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき支援を継続してまいります。</p>	

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について <継続>

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課）	※下線部追加
<p>本市においては、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする「貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプラン」を策定いたしました。この計画において新たに設定した目標を達成すべく、女性活躍の推進に向けて、庁内関係部署と連携した取り組みを行ってまいります。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民向けセミナーの開催や、市広報やホームページ・庁舎内掲示板等を媒体とした市民への啓発活動に努めてまいります。<u>また、大阪府とも連携し情報発信を行ってまいります。</u></p>	

泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>本市におきましては、計画期間を令和4年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」（人ひとプラン）を策定しています。</p> <p>この第3次計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国・大阪府の計画を踏まえたうえで、本市の「第5次泉佐野市総合計画」の分野別計画として、他の関連計画との整合性を図りながら策定したものです。また、本計画の一部を「女性活躍推進計画」と「DV防止基本計画」として位置づけています。「誰もが人権を尊重されるジェンダー平等社会の実現」を目指して、「方針決定過程への女性の参画拡大」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「ジェンダーに基づく暴力の根絶」「性別に基づく無意識の思い込みの気づき」「性の多様性の尊重」を重点課題として取り組んでいく予定としています。計画推進の指標項目と目標値を設定し、毎年度実施計画及び進捗状況を把握・評価しております。</p> <p>また、今年度も引き続き、女性活躍推進に関する講座を実施しました。行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の周知」や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座を実施し、男女親子とも多数参加されました。</p> <p>さらに、市役所及び女性センターにおいて女性のための相談事業についても、継続して実施し、少しでも女性が安心して生活し、働けるよう支援しているところです。</p> <p>今後も、引き続き「女性活躍推進法」や「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に努め、大阪府とも協力し男女共同参画審議会社会の実現に向け理解促進の啓発事業を実施していきます。</p>	
泉南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」については、既に大阪府により広報等が行われています。本市においては、「第4次せんなん男女平等参画プラン」を策定し、各種施策の実施に向けては、市庁内の各課で目標数値を設定して、その進捗状況を評価・課題分析を行うなど、引続き、取組の徹底と連携の強化に努めます。</p>	
阪南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>本市は「阪南市男女共同参画プラン」に基づく庁内推進本部会議・推進委員会等推進体制を整備するとともに毎年進捗状況の調査を行い、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、市ホームページにSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、「阪南市男女共同参画社会の推進に向けて」を掲載、同ページ内に「大阪府男女共同参画府民協働リンク」を設けて、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信に努めています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p><u>「第2次田尻町男女共同参画プラン」は、2025（令和7）年3月に10年間の計画終期を迎えるため、本年度と来年度の2か年で「第3次田尻町男女共同参画プラン」を策定すべく、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」との整合性を十分に図りながら取り組みを進めているところです。</u></p> <p>「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」で示されている性別役割分担意識の解消に向けた意識改革、SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化という二つの計画策定の横断的視点のもと、定められた重点目標や施策を視野に入れ、本町における男女共同参画施策の推進、さらなる積極的な啓発と情報提供の充実を図ることが必要であると考えております。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※下線部追加
<p>本町では、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第3次男女共同参画プラン」に沿って、各種施策を実施しております。現プランにつきましては、<u>令和5年度から令和14年度までの10年間の計画としており、国の第5次男女共同参画プラン及び「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」等に盛り込まれた各種施策と、本町の実態を照らし合わせながら、より効果的な施策が実施できるよう策定したものです。</u></p> <p>また、「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）の理解啓発につきましては、引き続き、町ホームページ等を活用し実施してまいります。</p>	

岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>本町の男女共同参画社会推進に向け、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた各種施策が効率的に実施されるよう、関係機関等と連携した取り組み実施するほか、ホームページやSNS等を活用し、住民の皆様にも本プランを周知するため、情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、SDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」の趣旨を広く住民の皆様にも理解されるよう、大阪府と連携し情報発信に努めてまいります。</p>	

②女性活躍・両立支援関連法の推進について <継続>

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。あわせて、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、策定を働きかけること。

また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体等とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課、産業戦略課、人事課）	※下線部追加
<p>男女共同参画社会の実現において、女性の活躍は必要不可欠なものであります。就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるようにすることが最も重要であり、少子高齢社会による労働力不足が懸念されるなか、女性の活躍推進を図ることにより、生産性が高く持続可能な社会の実現にもつながると考えております。</p> <p>事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会におきまして、会員事業所をはじめ市内事業所に対し研修会や講座等の案内により、育児・介護休業取得の促進など、法の周知を含め啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p><u>事業主行動計画の策定につきましては、100人以下の事業所が努力義務となっていることから、国・大阪府からの啓発チラシ等を活用し制度の主旨について説明し、策定に向けた働きかけを行ってまいります。</u>また、本市におきましては、今後、「貝塚市特定事業主行動計画」の見直しを図るとともに、<u>各役職段階における男女の給与の差異について公表を行ってまいります。</u></p> <p>庁内においても妊娠・出産届のあった職員に対し、育児・介護休業法の趣旨・内容について個別に説明しております。令和5年度に策定しました、貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランにおきましても「あらゆる分野への女性参画の推進」および「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を基本目標に掲げており、女性の管理職割合の増加、男性の育児休業取得率の向上など、目標達成に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>毎年9月は「女性活躍推進」月間であり、今年度も引き続きそれに関する講座を実施しました。また、行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知」や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座も実施し、男女親子とも多数参加されました。</p> <p>令和4年7月発行のいづみさの男女共同参画つうしん「Fine56号」にて、「2022年4月から育児・介護休業法改正」の記事を掲載し、全職員等に周知を図りました。<u>また、令和4年度中に、育児休業を取得した泉佐野市の男性職員の数は4名（令和3年度：1名）となっております（人事課調べ）</u></p>	
泉南市（秘書人事課）	※従前と変わらず
<p>本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。</p> <p>また、休暇制度の周知を徹底し、育児休暇等を取得できる職場環境の整備促進に努めます。</p>	

阪南市（人権推進課、秘書人事課）	※下線部追加
<p>市の特定事業主行動計画に則った女性参画については、「阪南市男女共同参画プラン」の重点施策並びに活動指標に位置付け、毎年進捗管理を行うとともに庁内推進本部会議を経て、外部委員で組織する男女共同参画推進審議会に報告し、その評価を受け、市民に公表しています。</p> <p>また、育児・介護休業法については、<u>令和4年度阪南市男女共同参画推進審議会での『他県では、男性の育児休業取得100%を目指した取り組みをしている。民間企業でも男性の産後の出生時育児休業取得を促しています。短期間（1週間程度）でも両親と一緒に育児できる取り組みを進められたい。』</u>との意見を、庁内推進委員会議で共有し、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、市の特定事業主行動計画に則った女性参画については、「阪南市男女共同参画プラン」の重点施策並びに活動指標に位置付け、毎年進捗管理を行うとともに庁内推進本部会議を経て、外部委員で組織する男女共同参画推進審議会に報告し、その評価を受け、市民に公表しています。</p> <p>本市においても職員の育児休業等に関する条例の一部改正を踏まえ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備に取り組むとともに、<u>男性の育児休業の取得促進を図ります。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>2021年3月に策定した女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる各種目標数値を達成できるよう引き続き女性参画を進めてまいります。</p> <p><u>今年度公表した「男女の賃金の差異」についても、毎年継続し公表するようにします。</u></p> <p>また、男性職員の育児休業取得の促進についても、該当職員への制度説明の機会を設けるとともに、会計年度任用職員の代替配置等、取得しやすい職場環境の整備に努めます。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※従前と変わらず
<p>女性活躍推進法に関する周知につきましては、町ホームページをはじめ、男女共同参画情報誌等において周知を行っております。引き続き、あらゆる機会を捉え、周知啓発に努めてまいります。</p> <p>また、職場での男性の育児休業取得の促進がされるよう、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会発行の連絡会ニュース等を活用し、周知に努めてまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活気ある社会の実現に努めてまいります。</p>	

③女性の人権尊重と被害への適切な対応 <新規>

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。特に、デートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にとりくむこと。

さらに「性暴力救援センター・大阪SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

(回答)

貝塚市（人権政策課、学校教育課、青少年教育課）
<p>令和5年度に策定した「貝塚市人権行政基本方針」におきまして、個別の人権課題として「女性の人権」を掲げ、様々な教育・啓発を行うことによりジェンダー平等社会の実現をめざします。また、令和5年度に策定した「貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプラン」におきましても、「あらゆる暴力の根絶」を基本目標として掲げ、庁内での連携体制を確立しDVなどの被害者救済に努め、また、あらゆる暴力の防止に向け「じんけんセミナー」などを定期的開催し啓発を進めてまいります。DVなどの相談があった際には、庁内関係部署との連携を図り、必要に応じて外部機関につなぐ</p>

など、被害者の救済に努めてまいります。

教育現場では子どもたちをデートDVの加害者にも被害者にもしないために性教育に取り組んでおります。また、学習に取り組んだ実践事例をまとめた資料集を作成し、性教育・教材の構築に努めると共に、加害防止、被害防止及び被害を受けた場合等についてホームページで予防・啓発を行ってまいります。

本市では、あらゆる暴力の根絶に向け、教育・啓発や法の周知に取り組むとともに、人権侵害を受けた市民のかたへの相談・支援体制の充実を図ってまいります。

泉佐野市（人権推進課）

令和6年4月1日施行の改正「DV防止法」は、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化が掲げられています。

また、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」においては、・DVを許さない府民意識の醸成、・安心して相談できる体制の充実、・緊急かつ安全な保護の実施、・自立への支援の充実、・子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実、・関係機関、団体等との連携の促進等、6つの基本方針が掲げられています。

本市におきましては、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」（人ひとプラン）の基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心な地域社会づくり、基本課題 1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶、施策の方向（1）暴力を許さない社会意識の浸透（2）相談支援体制の充実（3）DV等被害者保護と自立支援の充実（4）性暴力の予防と被害者支援を掲げ取り組んでいます。

とくにデートDVを防止するために若年者を対象にした予防教育を実施しています。

また、相談窓口の周知をはじめ、泉佐野警察、大阪府関係機関、庁内関係部署と連携しながら、取り組んでいきます。

職員に対する研修については、今後、人権問題職場研修の機会を活用して取り組んでまいります。

泉南市（人権推進課）

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV被害者への支援体制を整えていきます。DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を継続的に行うことにより、被害者保護の対応から自立支援の取組を含め、庁内の関係機関等との連携強化により一層の支援体制の充実に努めます。

阪南市（人権推進課）

「デートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築」については、大阪府の発行しているパンフレット等を活用し、啓発を進めています。

先進的なワンストップセンターの設置については、大阪府市長会の要望取りまとめの際、他市関係機関と連携して取り組みます。

相談窓口については、DV週間の「女性弁護士による女性のための特設法律相談」や、人権相談、女性総合相談をはじめ、さまざまな相談窓口について、広報誌、市ウェブサイトのほか、市民啓発講座や各種団体の会議等の機会を捉え周知に努めました。市職員に対する研修では、人権啓発指導者の養成・資質向上の取り組みとして、「部落解放・人権大学講座」をはじめとして関係職員の研修派遣の他、令和4年度～令和7年度の3年間で各課配置の人権行政推進委員に「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」の研修も兼ねて、差別事象対応マニュアルのブラッシュアップを目的とした委員会を行っています。

田尻町

昨年度末に策定した「田尻町人権行政推進基本方針・基本計画」及び現行の「第2次田尻町男女共同参画プラン」に基づき、女性の人権をはじめ、様々な人権課題に関し、人としての尊厳が大切にされるよう人権・男女共同参画施策の積極的な推進に努めているところです。

DV対策等に関しては、大阪府に対し、①町村へのきめ細かな支援②DV被害者へのより一層の支援③DV予防教育の実施による暴力根絶のために必要な支援④困難な課題を抱える女性への支援に係る法律の施行に際しての情報提供などを大阪府町村長会及び大阪府町村議長会から要望しております。

本町では、人権相談及び女性のための相談において、相談者の一人ひとりに応じたきめ細かな対応を心がけ、これまで相談を実施してまいりました。新法施行を機に、相談のスキルアップに努めるとともに、相談者が利用しやすい環境づくり、職員への研修について今後も、取り組みを進めてまいります。

熊取町（人権・女性活躍推進課）

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に関する周知につきましては、広報、ホームページ、男女共同参画情報誌等において周知を行っております。

本町では、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第3次男女共同参画プラン」に暴力と人権侵害を許さない意識づくりや、若年層へのデートDV防止のための教育と啓発などを具体的施策として盛り込み、DV被害者支援への相談支援体制の充実につきましても、DV相談窓口の周知、相談員の育成、関係機関との連携や緊急時の被害者の安全確保に努めることなど、さまざまな施策の推進を目標としております。今後とも、このプランに沿って各種施策の実施を推進してまいります。

岬町（総務部）

メディア等において女性の人権を尊重した表現が行われるよう啓発活動等を国、大阪府等関係機関と連携し推進してまいります。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」の周知・啓発やデートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にむけ、国、大阪府等関係機関と連携して取り組んでまいります。

医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を国、大阪府等関係機関に対し、近隣市町村と連携し、要望活動を推進してまいります。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施できるよう努めてまいります。

④多様な価値観を認め合う社会の構築を <継続>

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

（回答）

貝塚市（人権政策課、公共施設マネジメント室）	※下線部追加
<p>令和5年度に策定した「貝塚市人権行政基本方針」におきまして、個別の人権課題として「性的マイノリティに関する人権」を掲げ、関係機関との連携、相談体制の充実を図り、相談者の立場に立った相談や支援に取り組んでまいります。同じく令和5年度に策定した「貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプラン」におきましても、「人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」を基本目標として掲げ、多様な性自認・性的指向への理解を促進するため、講演会や広報等を通じて周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	
<p>令和2年9月からは貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知及びLGBT等セクシュアル・マイノリティのかたへの理解促進にむけた啓発に取り組んでいるところです。</p>	
<p>また、貝塚市公共施設等総合管理計画の基本的な方針により効率的に施設のバリアフリー化などに取り組むとともに、誰もが快適に施設を使用できるようにユニバーサルデザインの導入を推進します。誰もが使用しやすい多目的トイレの整備につきまして、推進を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBTって知っていますか？」を作成して啓発に努めています。また、講演等を通じ、当事者である講師からの貴重な体験談から市民の理解を広める機会を設けて</p>	

います。今後も様々な機会を通じ、広く市民への理解を図るため、啓発に努めてまいります。そして、令和6年1月1日より、泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しています。今後は本制度の趣旨を啓発し、市民、事業者等にご理解頂き「誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めていきたいと考えています。

泉南市（人権推進課）

※従前と変わらず

本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。

パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。

阪南市（人権推進課）

※下線部追加

本市では、2022人権週間に実施した「人権を考える市民の集い」で、多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについての理解を促進するための教育・啓発をメインテーマに、神戸松蔭女子学院大学人間科学部心理学教授の講演「LGBTの抱える困難」～特別な配慮から合理的な配慮へ～と、映画「彼らが本気で編むときは、」を上映しました。このほか人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、LGBTQなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、広報誌への啓発記事の掲載等啓発活動に取り組んでいます。

また、性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、市の各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の排除・見直しを行っています。また、「同性パートナーシップ条例」については、内部にて調査・研究を進めている段階ですが、大阪府とも連携を取りながら性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を行うとともに、府内施設（多目的トイレ等）の整備についても関係機関と連携を図り、多様な性が尊重されたまちづくり、環境づくりに取り組んでまいります。

田尻町

※下線部追加

大阪府では、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が2019（令和元）年に制定されるとともに、パートナーシップ宣誓証明制度が導入されました。これらは性の多様性や性的マイノリティに関する理解促進をめざすうえで大変意義深いものであると認識しております。また、大阪府が、先行して取り組む府内市町村との連携強化を図っていることについても承知しております。

本町では、本年度から町営住宅の入居に関し、パートナーシップ宣誓証明書を受けた方の入居申込の受付を開始しました。今後も、先行して取り組む自治体の状況をふまえ、制度の導入や施策の実施について研究してまいります。

熊取町（人権・女性活躍推進課）

※従前と変わらず

本町では、人権啓発情報誌や町ホームページ等において性的マイノリティの人権問題について啓発を行うとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会における事業所向けの研修や、町が主催する男女共同参画講演会においてもテーマとして取り上げるなど、様々な機会を通じ、性的マイノリティに対する理解啓発に努めており、引き続き、様々な機会を通じて理解啓発に努めて参りたいと考えております。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」については、町広報誌等において広く周知を行うとともに、町営住宅入居者募集時において、入居を希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明された場合、申し込みを可能としております。また、大阪府に対しては、当事者の抱える様々な課題等に対応するため、同制度がより有効に活用され、サービスの範囲等が明確になるよう要望しているところです。引き続き、大阪府と連携しながら、多様な性が尊重される社会の実現をめざし、理解促進への取り組みを行ってまいります。

岬町（総務部）

※下線部追加

本町では、「第3次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革の提案をし、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係

る人権問題を、住民の皆様に認識していただきたく、「LGBT」をテーマにした啓発冊子を作成し、町内に全戸配布を実施しました。今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等踏まえ、国・府・関係機関と調整を図り検討してまいります。また、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備については、国、大阪府、近隣市町村等と連携し、実態把握、必要性の検証に努めてまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について <継続>

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口アクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※従前と変わらず
働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し関係団体に周知しております。また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関との連携を引き続き行ってまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
岸和田市、貝塚市及びハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施することに加え、ハラスメント防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。 相談対応体制につきまして、大阪府や関係団体との連携を強化し相談の迅速な解決に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。 また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
各種労働法制の改正による混乱等が生じないように、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。	
田尻町	※下線部追加
職場におけるパワーハラスメント対策については、 <u>町広報等により労働者だけでなく雇用者についても相談を受ける旨周知しています。</u> また、今後も労働基準監督署や大阪府と連携し周知するとともに、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるよう努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、ホームページ等により啓発に努めてまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら「パワハラ防止法」の支援体制の充実と強化を図ってまいります。	

(4) 治療と仕事の両立に向けて <継続>

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※従前と変わらず
産業保健総合支援センターが専門の相談員を配置して実施している「治療と仕事の両立支援」について、引き続き市民への周知に努めてまいります。また、ハローワークと連携し、治療等のためにやむを得ず離職・転職を余儀なくされたかたに対しても、ハローワークの長期療養者就職支援事業を紹介するなど、状況に合った相談窓口を案内いたします。また、大阪府や貝塚商工会議所と連携して、労働者が健康や医療などを学べるセミナーなどの周知に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
企業での「治療と仕事の両立支援」の取組の浸透に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。	
阪南市（健康増進課、生活環境課）	※従前と変わらず
病気の早期発見・早期治療を行い治療と仕事の両立につなげられるよう、各種検診や健康相談を行い、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止に取り組んでいます。 また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について検討してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
病気の治療と仕事の両立について、労働基準監督署や大阪府、商工会議所、医療機関等と連携し、事業主に対して周知啓発を行うとともに、様々な情報を収集し、その支援に繋げてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に努めます。新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めてまいります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
労働者が「がん」などの病気になっても、治療に対する配慮や適切な措置により働きつづけられるよう大阪府及び関係団体と連携し、相談窓口の周知・啓発を行ってまいります。 あわせて、 <u>がん患者のアピアランスケアとして医療用ウィッグの購入費助成を行い、患者のQOLの向上、社会復帰の促進を支援します。</u> 健康講座などにおいて治療と仕事の両立に関する視点を取り入れ、健康や医療に関する知識啓発を行ってまいります。	

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について <継続>

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の

検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

条例制定済み市（制定順 18 市）：2023 年 10 月現在

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、守口市

（条例制定済自治体へは【中小企業振興基本条例による取り組みの実効性確保について】として、後半部分のみを要請。）

（回答）

貝塚市（産業戦略課）	（条例策定済みの為昨年是要請せず）
<p>平成 24 年 4 月に施行した「貝塚市商工業振興条例」により、商工業の振興における市の役割として、商工業の経営基盤の安定化、商店街の活性化、工業の活性化、雇用の促進などに関する施策を実施しております。</p> <p>具体的な支援策としまして、主要展示会等への出展による販路・需要開拓事業や、生産性向上を目的とした設備投資・IT ツール導入のために国・大阪府・その関係団体が所管する補助金を活用した事業を展開する中小企業などに対する中小企業積極的事業展開促進補助金制度のほか、各種産業財産権の取得に対する奨励として中小企業産業財産権取得促進補助金制度による支援を実施しています。また令和 5 年度には、人材確保の支援のため、奨学金の代理返還制度により従業員の奨学金返還を支援する市内企業に対し、その返還額の一部を補助する制度を創設しました。</p> <p>今後も、これら支援策の利用を促進し、商工業の振興が図られるよう制度周知に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	（条例策定済みの為昨年是要請せず）
<p>本市では「泉佐野市中小企業振興基本条例」を施行しており、デジタルデバイスの導入支援を含めた中小企業者等の発展に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	（条例策定済みの為昨年是要請せず）
<p>中小企業における新規設備導入、更新に伴う支援策について、効果的な施策について検討を進めていきます。</p>	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
<p>本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働組合・労働団体の参画と役割や責任等を含めて調査・研究してまいります。</p> <p>また、中小企業のデジタル化等に対する振興策等においても、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら、調査・研究してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、商工会議所とも連携し、地域にあった支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>条例の制定にあたっては、商工会等関係機関との意思の統一を図るとともに、本町産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究してまいります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進することが可能となる条例の策定の検討に向けて、本町が定めるべき基本理念や必要な役割等の整理に努めてまいります。</p>	

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。

また、2019 年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用を促進し、ものづくり産業の維持・強化を図っており、 <u>今後もこれら支援策の周知に努めてまいります。</u>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
大阪府と協議を図りながら検討していきます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、ものづくり企業を「阪南ブランド十四匠」として認証を行う阪南市商工会と連携し、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めています。	
田尻町	※従前と変わらず
ものづくり支援については、国や大阪府等から情報を収集し、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）と連携し、引き続き、支援施策の充実について検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図ってまいりたいと考えます。 また、産業活性化基金を活用し、中小企業者に対して継続した支援を行うことで、ものづくり産業の維持・強化に努めます。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
ものづくりに取り組む中小企業支援に向け積極的に支援するとともに、関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。	

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
技能五輪大会出場選手を輩出させる企業への助成について研究するとともに、 <u>技術水準・技能習得のモチベーション向上や企業イメージの向上に繋がるなど、技能五輪大会への参加意義について、貝塚商工会議所とも連携して周知に努めてまいります。</u>	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
中高生への周知とともに、 <u>本市にある工科高校と連携してものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。</u>	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
当市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、 <u>協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集及び情報発信を行うとともに、支援方法について調査、研究を行います。</u>	

阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会へ挑戦する機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
若者の技能五輪等への挑戦や各種大会参加等への支援については、国や大阪府、関係機関などから情報収集を行うとともに、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。 また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRしてまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙やホームページ等を活用するほか、商工会などの関係機関とも連携し、周知に努めるとともに、町の支援についても検討を進めてまいります。	

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて <継続>

帝国データバンク大阪支社の2023年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、17.0%と全国水準（18.4%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。

連携協定締結から3年が経過した近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

（回答）

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP策定大阪府スタイル）の策定支援に努めるとともに、 <u>中小企業基盤整備機構が実施するセミナーなどの各種支援などについても周知してまいります。</u> また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。 また、中小企業強靱化法に基づく国による優遇措置について貝塚商工会議所と連携しながら周知に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続強化支援計画の認定を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。 また、BCPの策定によるメリットをより事業者へ周知することで、策定率の向上に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を行い、また市内中小企業に対しては、商工会を通じてBCP・BCMに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市において、阪南市商工会等の関係機関と連携し、BCPセミナーの開催周知や大阪府の「超簡易版BCP『これだけは！』シート」の活用等啓発活動に取り組むなど、策定率向上に向けた対策を行っています。	

田尻町	※下線部追加
<p>中小企業による事業継続計画の策定については、商工会議所と連携し、相談支援に加えて、防災・減災対策等のセミナーを開催しております。今後も中小企業の事業継続計画（BCP）の策定支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町と商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会主催のBCP策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行っているところです。なお、上記計画には感染症に係る項目の記載はないものの、BCP策定セミナーは感染症に係る内容を盛り込んだものとしております。また、同セミナーや「商工会だより」において、大阪府が発行している「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を紹介するなど、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発活動にも取り組んでおります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動を行っています。また、町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、円滑に支援が行えるよう努めてまいります。</p>	

(2) 取引の適正化の実現に向けて <補強> ★重点項目

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※従前と変わらず
<p>下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携してパートナーシップ構築宣言の取り組み等、関係法令を周知しております。また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら、下請法違反等の行為による「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発と相談窓口の案内に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
<p>中小企業の公正取引の確立と円滑な価格転嫁につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように、必要な情報の周知と啓発に努めます。</p>	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
<p>本市では、国や大阪府、関係機関と連携を図り、市内企業に対して取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取組み周知や、企業の宣言拡大に向けた啓発等に努めます。</p> <p>また、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めます。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。</p>	

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>しわ寄せ防止総合対策は、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、アフターコロナの事業者の状況等を鑑み、適切な対応に努めてまいります。</p>	

(3) 公契約条例の制定について <継続>

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

(回答)

貝塚市（契約検査課）	※下線部追加
<p>公契約の締結において、人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保する取り組みを検討してまいります。また、公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>	
泉佐野市（契約検査課）	※下線部追加
<p>「泉佐野市人権行政基本方針」では、人権行政の推進にあたっては、市民団体や企業、NPO、ボランティア団体との連携、協働が重要であるとしており、令和5年4月1日に一部改正した「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」では、新たに事業者の責務を明らかにし、市内で事業活動を行う事業者は、施策に協力するとともに、従業員の人権意識の高揚を図るなど、人権尊重の社会づくりが推進されるよう努めることと定めています。これらの方針や条例等に基づき、公契約締結においても人権尊重の取組に努めてまいります。</p> <p>公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民間事業者間の契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保にもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
泉南市（契約検査課）	※従前と変わらず
<p>労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もあることから関係法令の整備について国への要望も行っているところですが、また、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、引続き検討課題として取扱います。</p>	
阪南市（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約締結における人権デュー・デリジェンスへの配慮また公契約条例の制定に関しては、国や大阪府、近隣自治体等の動向を注視し、引き続き調査研究してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>人権デュー・デリジェンスへの配慮につきましては、地方公共団体として当然の取り組みであると認識しておりますが、適切なリスク評価につきましては、他団体の動向を注視してまいります。</p> <p>公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、本町においては、年間発注件数が少なく、組織体制等様々な課題があることから、総合評価入札制度の導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。</p>	
熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約の締結や公契約条例の制定については、国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国や大阪府、府内自治体等の動向を注視していく考えです。また、総合評価入札</p>	

制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段階にとどまっているところです。現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援 <継続>

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

(回答)

貝塚市（人権政策課、産業戦略課）

※従前と変わらず

事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会におきまして、会員事業所をはじめ市内事業所に対し研修会や講座等の案内により、法令順守の重要性をはじめ、人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めてまいります。

また、市内で唯一の総合経済団体である貝塚商工会議所と連携し、周知に取り組んでまいります。

泉佐野市（まちの活性課）

※従前と変わらず

関連機関と連携し、企業への中核的労働基準・人権デュー・デリジェンスの周知に努めてまいります。

泉南市（産業振興課）

※従前と変わらず

増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。

阪南市（まちの活力創造課、人権推進課）

※従前と変わらず

本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を予定する事業者に対して、中核的労働基準順守の重要性について周知徹底しているところです。

また、事業所（企業）の社会的責任において、中核的労働基準の順守並びに人権デュー・デリジェンスの必要性の周知徹底に努めています。

また、阪南市事業所人権問題連絡会では、様々な人権問題を対象とした研修などの啓発活動をとおり、広く人権意識の高揚を図ることを目的に活動しています。

田尻町

※従前と変わらず

国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。

熊取町（産業振興課）

※従前と変わらず

中核的労働基準の遵守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性については広報紙などの各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

海外での中核的労働基準順守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性について、町広報紙やホームページの掲載等による啓発活動の実施を検討し、周知徹底に努めてまいります。

(5) 産官学等の連携による人材の確保・育成 <新規>

関西域では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。仕組みを参照し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む枠組みを積極的につくること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）
人材の確保・育成は、本市の地域経済を支えるあらゆる企業が直面している課題であると認識しています。関西蓄電池人材育成等コンソーシアムについては、2024年度より本格的な取組みが開始されると仄聞しており、また本市にて乾電池を製造しているパナソニックエナジー株式会社も参画しておりますことから、今後の動向を注視してまいります。
泉佐野市（まちの活性課）
「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取組の浸透に向けて、産官学が連携して、バッテリー人材の育成・確保ができるように、周知啓発に努めてまいります。
泉南市（産業振興課）
地域産業における人材の確保・育成について関係機関と情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討を進めていきます。
阪南市（まちの活力創造課）
本市において、さまざまな産業の人材の確保・育成のため産官学等が連携して取り組む枠組みの構築については、大阪府や商工会等の関係機関と連携を図りながら、調査・研究してまいります。
田尻町
国や大阪府、近隣市町村等の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援を検討してまいります。
熊取町（産業振興課）
地域産業を考える上で産学官等の連携による人材育成・確保は重要な視点と認識しています。お示しいただいた「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」も参照しながら、その手法等について研究してまいります。
岬町（まちづくり戦略室、都市整備部）
本町の第5次岬町総合計画では、まちづくりの基本方針の一つとして協働のまちづくりを推進しております。この方針に沿って、これまで本町では大阪公立大学、和歌山大学、大阪府立岬高等学校をはじめとする教育機関等と多様な連携事業を推進してまいりました。 また、官民連携事業研究所と締結した「公民連携促進に関する連携協定書」等に基づき、行政が抱える課題の解決や、住民サービスの向上、地域活性化を図るため、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用してまいりました。今後についても、企業版ふるさと納税や地域活性化企業人制度等の活用も検討し、地域住民及び産学官の関係者と連携した協働のまちづくりに取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について <継続> ★重点項目

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府へ求めること。加えて、「大阪府高齢者計画2024（仮称）」が策定される際には、前年度までの「同計画2021」で行った施策の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果等」を踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求めること。

(回答)

貝塚市（高齢介護課）	※下線部追加
地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握するために、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施し、 <u>その結果を踏まえ令和5年度末に策定いたします。</u> また、地域包括ケアシステムに関しては、介護保険事業計画に位置付けており、広	

報紙やホームページだけでなく市民向けの講座などの機会を活用し、周知に努めております。

「大阪府高齢者計画」は、市町村の介護保険事業計画の推進を支援する計画であることから、本市の介護保険事業計画が円滑に推進されるよう、大阪府に必要な支援及び適切な援助を求めてまいります。

泉佐野市（地域共生推進課） ※従前と変わらず

第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画における重点取組事項として、包括的支援体制の整備を掲げ、地域包括支援センターの機能強化を柱に、医療・介護の連携や地域支え合い体制の推進など、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるような地域共生社会を目指し取組を進めてまいります。

泉南市（長寿社会推進課） ※下線部追加

本市では、WAO（輪を）！SENNAN（「W」忘れてもだいじょうぶ「A」あんしんと「O」おもしろいの町せんなん）をスローガンに、認知症施策をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行っています。事業を進めるにあたっては、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査により現状を把握し、計画および具体的な取り組みに反映しています。また、地域包括ケア計画推進委員会では定期的に事業の進捗状況を報告し、医療や介護等の関係機関の代表、地域団体の代表、被保険者等から意見を聴取し、取組みに反映しています。なお、計画については、国・府の関連計画との整合を図り、連携を行っています。

阪南市（介護保険課） ※従前と変わらず

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けて、地域の特性に応じて、より一層施策の充実、強靱化に取り組んでいます。

また、介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制の構築を進めています。

田尻町 ※従前と変わらず

地域包括ケアシステムの構築に向け、泉州南圏域医療・介護連携推進会議において、在宅医療に係る専門職や介護サービスに係る専門職等と行政が連携し、「人生の最期まで望む生き方ができる3市3町（※）」を目標に、各種サービスを含めた支援の仕組みづくりに取り組んでおります。（※泉州南圏域の泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町と協働）

また、地域包括ケア会議では、町内各種団体や関係機関、行政の関係部署等が、「大丈夫、まちのみんながサポーター」をスローガンに、地域の高齢者が共に支えあい安心して暮らせるまちづくりのために情報を共有し、高齢者の見守り等の仕組みを一緒に考えております。これらの会議を通して、町の地域の特性を生かした地域包括ケアを推進してまいります。また、必要な支援については町村会を通じ要望を行います。

熊取町（介護保険課） ※下線部追加

本町においても3年に1度高齢者計画を策定しています。本年が「いきいきくまとり高齢者計画2024（熊取町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業・認知症施策推進計画）」の策定年であり、その中で、地域包括ケアシステムの進化、推進に向け、様々な施策に取り組むこととしています。その計画の策定にあたっては、住民のニーズ調査をはじめ、住民代表、学識経験者及び福祉関係者等で構成される「高齢者保健福祉推進委員会」などからご意見をいただき、計画に反映する仕組みとなっています。

なお、本町の計画策定内容については、本町の総合計画、地域福祉計画等関連計画との調和を図るとともに、「大阪府高齢者計画2024」との整合性を図り、計画策定を行っています。また、必要な支援については引き続き求めていきます。

岬町（しあわせ創造部） ※下線部追加

令和3年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」に基づき、地域包括ケアシステムを推進するため、地域の医療機関や関係機関と共に、在宅医療・介護連携事業や生活支援体制整備事業等に取り組んでいます。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者や住民や関係機関等のご意見を反映するため、地域ケア会議や生活支援・介護予防サービス協議体や介護保険運営協議会等を通じて様々なご意見をいただき、本町のホームページに掲載する等により周知してまいります。

現在、第9期介護保険事業計画の策定中ですが、大阪府高齢者計画との整合性を図る必要があるため、引き続き大阪府との連携を図ってまいります。

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について <補強>

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課）	※下線部追加
本市の支援員は、より適切な支援が実施できるよう、育成やスキルの維持・向上のため国や大阪府が行う自立相談支援事業従事者研修や地域で行われる研修等に参加しております。	
支援員の人員確保については、財政支援も含め適切に対応してまいります。また、社会福祉協議会をはじめ、地域の関係機関と適宜、連携を行っております。居住支援に関しましては、Osakaあんしん住まい推進協議会等と連携し、要配慮者に対する居住支援の推進に努めてまいります。	
泉佐野市（地域共生推進課）	※下線部追加
生活困窮者自立支援事業を委託実施する基幹型包括支援センター及び市内5カ所の地域型包括支援センターに対し、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び大阪府が実施する「大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の積極的な受講勧奨を行い、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を始め、就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者の養成に努めています。また、国が実施するテーマ別研修を始め、大阪府内地区別研修など、あらゆる機会を捉えて、支援員の資質向上を図っています。	
住宅確保要配慮者に対しては「Osakaあんしん住まい推進協議会」の運営する「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用し、相談窓口、安心して入居できる登録賃貸住宅や各種支援制度の情報を提供することに加えて、大阪府と連携し、居住の安定を支援してまいります。	
泉南市（生活福祉課）	※下線部追加
自立支援事業について、毎年委託事業者に対し、必要なスキルに関する研修の情報提供を行い、研修を受講頂いています。自立支援制度については、引続き国庫負担金及び国庫補助金を申請して事業を行います。泉南市では事業を一般社団法人に委託して行っております。居住支援の推進について、検討を進めてまいります。	
阪南市（生活支援課、市民福祉課）	※下線部追加
生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、支援員の育成やスキルの維持・向上のため、国や大阪府が実施する支援員向けのブロック別研修に参加しています。	
また、支援員確保のための必要財源について、引き続き財政支援の拡充を求めてまいります。生活が困窮されている方からの住居相談には、状況に応じて福祉の専門職が府営住宅を紹介する等、居住支援を含めた生活相談を実施しています。	
さらに、障がい者の方から居住に関する相談が、基幹相談支援センターや委託相談支援事業などに寄せられた場合、また、障がい福祉サービスの提供等を通じて相談支援専門員に相談があった場合、賃貸住宅登録制度や府営住宅を紹介する等、居住支援を含めた生活相談を行っています。	
田尻町	※従前と変わらず
生活困窮者自立支援事業に携わる職員については、スキルアップのため大阪府社会福祉協議会が主催する研修等に積極的に参加し、近隣市町とも情報交換を行っています。	

熊取町（生活福祉課）	※下線部追加
<p>本町には福祉事務所が設置されていないため、生活困窮者自立支援制度の実施主体は大阪府となりますが、住民に最も身近な行政窓口として、大阪府が設置する自立相談支援機関（はーと・ほっと相談室）と十分連携しつつ、地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応してまいります。</p> <p>また、現在、本町にCSWを3名配置し、関係部署・機関と連携しながら、ケースに応じた伴走型支援を実施しているところですが、当該制度が円滑に推進されるよう、大阪府に対して、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めるとともに、就労に関する部署をはじめ、<u>本町社会福祉協議会</u>など関係機関との協働により、体制の充実を図ってまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>生活困窮者自立支援事業については、当町は福祉事務所を設置していない町村であるため実施主体ではありません。そのため、実施主体である大阪府と連携・協力してまいります。</p>	

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

大阪府における各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率は改善傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い状況にある。そこで、早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。

また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。

さらに、市町村とも連携し、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

(回答)

貝塚市（健康推進課、保険年金課）	※下線部追加
<p>若年世代からの毎年受診については、35～39歳の市民の皆さまを対象とする「さわやか健診」での受診を案内しています。また、国保加入の30歳以上の方には、ホームページなどで「人間ドック」の受診を案内しています。</p> <p>乳がん検診については、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、40歳以上を対象に2年に1回実施し、子宮頸がん検診についても同様に、20歳以上を対象に2年に1回実施しております。さらに、本市では、30～39歳の方を対象に、独自事業として乳がん検診を毎年受診できる体制を整えていますので、これを改定する考えはありません。</p> <p>なお、AYA世代へのがん検診の積極的な受診を促すための取り組みにおいては「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として20歳の方を対象に子宮がん検診の「受診勧奨案内通知」と「検診無料クーポン券」を郵送にて送付し、小学校6年生から高校1年生を対象に、HPVワクチン予防接種案内を送付するなどしてがん予防効果の周知を行っています。</p> <p>「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の検証については、令和4年3月報告の「第3期大阪府がん対策推進計画 中間点検報告書」にあるとおり、計画に基づく取り組みは概ね予定通り進んでおり、数値の改善傾向がみられると認識しています。</p> <p>また、大阪版健康マイレージ事業については、ホームページ及び広報誌に掲載するとともに、特定健診受診券送付時に健康アプリ「アスマイル」の案内チラシを同封するなど周知に努めているところです。</p> <p>今後も、国、府の動向を注視しながら効果的な手段を取り入れ、市民の皆さまの健康増進に向けて取り組んでまいります。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※下線部追加
<p>市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておりまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。</p> <p>若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。</p>	

「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進を含め、生活習慣病や各種がんを含む多様な疾病の予防・早期発見・早期治療をめざし、健（検）診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねるとともに、泉佐野泉南医師会のご協力を得て、特定健診の結果説明会などを開催しております。加えて、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図るとともに、令和6年1月から本事業について、市民がいつでも、どこでも楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、「歩く」を中心にデジタル化し、令和6年4月から各種健（検）診受診をポイント化することにより、より一層、健康づくり活動を促す環境整備をいたします。

特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活10や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配架、特定健康診査の受診券に同封するなど普及に努めております。不特定多数の方への健康情報の提供の機会であるイベントの開催は、今後関係機関とも調整しながら実施の可否や内容を検討してまいります。SNSを活用した取り組みといたしまして、電子母子手帳（さのっ子ナビ）やさの健康ナビなどを用いて健康に関する事業や情報を提供しております。

今後も、さの健康ナビによるインターネット予約の導入、電子母子健康手帳（さのっ子ナビ）や健康マイレージ事業デジタル化（さのぼっ歩「さのぼっぽ」）を活用したがん検診、乳幼児健診、予防接種等の情報発信を実施し、本市健康増進計画・食育推進計画をふまえ、PDCAサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

泉南市（保健推進課） ※従前と変わらず

本市では、受診率向上のために、子宮がん検診（20歳女性）、乳がん検診（40歳女性）の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険の特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。

大阪府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベントなどを活用し、啓発します。

企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。

阪南市（健康増進課、保険年金課） ※従前と変わらず

各種検診については、土日検診の実施や受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいるところです。

また、特定健康診査については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに、令和2年度からの事業として、国民健康保険に加入しており前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業を実施しています。加えて、大阪府が主体となっている「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」事業については、広報誌や市役所等にチラシを配架するなど啓発を行っています。

今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

田尻町 ※下線部追加

本町のがん検診は、国の指針に基づき受診頻度等を設定し実施しております。受診率の向上のため、対象者への個別通知の充実をはじめとし、ふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診体制を構築しています。今後もAYA世代をはじめとした誰もが受診しやすい環境づくりや、がん検診の周知・啓発に努めてまいります。また、第3期大阪府がん対策推進計画の進捗状況についても検証を行い、今後の取り組みについて検討してまいります。

さらに、本町ではウォーキングや健康づくり活動、介護予防活動、ボランティア活動への参加に対し、ポイントを付与して健康づくりの継続を促す「たじり健康ポイント」の活動を進めており、おおさか健活マイレージアスマイルと併せて幅広く町民に周知しております。今後も大阪府の取り組みと連携しながら、さらなる町民の健康づくりを支援してまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課）	※下線部追加
<p>本町では令和5年度にデジタル技術を健康づくりに活かす取組として、がん検診や特定健診等について、個人の検診履歴を踏まえた予約受付やプッシュ型の受診勧奨などができる、「がん検診等web予約システム」を導入するとともに「乳がん・子宮頸がん・胃がん（エックス線検査）・肺がん・骨粗しょう症」検診の自己負担分を無償化し、町民の特定健診や各種がん検診の受診率向上による健康寿命の延伸に資するよう努めています。</p> <p>AYA世代への勧奨としてこれまでの子宮頸がんクーポン配布に代えて子宮頸がん検診の無償化を行うとともに、希望ある未来への門出を祝福する「熊取町二十歳の誓い」でチラシを配布するなど、がん検診の受診を促す取組を実施しています。また、「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証については、本町におけるがん対策の課題等を明らかにすることで、今後のがん対策に活用していきたいと考えています。</p> <p>「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなどPRに取り組んでおります。</p> <p>また、本町独自の取組として、平成30年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>各種がん検診については国の指針に基づき実施しているところです。胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診は隔年受診となっているところですが、<u>早期発見早期治療が重要であることから、AYA世代への職域検診を含めた受診勧奨、未受診者への積極的な受診勧奨を行っていきます。</u>毎年受診については国の指針改定等について注視して対応いたします。第3期大阪府がん対策推進計画の推進については、令和6年度に予定している本町第3次健康増進計画策定へ反映できるよう取り組んでまいります。</p> <p>「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、本町独自の取組として、各種健康教室の開催時にポイントの付与を実施しており、また、府内全域での実施当初より、特定健診、各種がん検診をすべて受診した国民健康保険被保険者に対して、町独自ポイントの付与を実施しています。今後も、<u>健康づくりについて連携各課および関係機関等と連携し、より多くの方に健康づくりに取り組んでいただくためのきっかけづくりに努めます。</u></p>	

（4）医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総括したうえで、引き続き感染症拡大に備え、地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

（回答）

貝塚市（貝塚病院）	※下線部追加
<p>市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会でも報告し、職員の健康管理を行っております。また、医師の労働時間上限規制に対しては、他職種へのタスクシフトや業務の見直しを図り、医師の時間外労働の削減に努めてまいります。</p>	

また、優秀で意欲の高い医師を確保するための環境づくりとして、国内外の短期留学の促進、論文・学会発表に対する助成、表彰制度の構築を行い、看護師においては、特定分野の知識・技術を習得した看護師を評価する院内認定制度やキャリアに応じて能力開発を図る「キャリア開発ラダー」などの構築を行っております。今後も医療技術等の向上に資するよう努めてまいります。

また、潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症対応などで、一時的に復職した者が本格的に復職できる仕組みづくりについては、医療機関に対する指導監督権限を有する国及び大阪府の役割であると認識していることから、本市独自に対応する考えはございません。当院では、新型コロナウイルス感染症拡大時に大阪府及び保健所と適宜行われる連絡会にて、泉州2次医療圏における対応についての協議を行ってまいりました。今後も大阪府が主催する同様の連絡会において協議してまいります。

泉佐野市（健康推進課） ※下線部追加

本市が設置した地方独立行政法人りんくう総合医療センターでは、令和6年4月1日より3年間の期間を特定地域医療提供機関として指定を受けており、その内容は、循環器内科や小児科などの9診療科が医師の働き方改革のB水準の指定を受けるもので、時間外労働の上限規制がA水準の年間960時間からB水準の年間1,860時間に緩和されるものとなっています。B水準については2035年度末までの暫定措置とされており、今後は看護師、医療技術員へのタスクシフトにより業務の軽減、医師事務作業補助者の適正配置による事務作業の軽減、宿日直許可取得による勤務体系の変更を行い医師の労働時間の削減を図るとともに安全で安心できる医療を提供するための適正な医師数の確保を目指してまいります。

また、医療分野では早くから人材バンクや人材派遣の取組みが進められており、新型コロナ対策においても有効利用されていると思われ、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。

泉南市（保健推進課） ※下線部追加

本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。また今後の感染症拡大における保健所体制整備について、保健所との連携強化に努めます。

阪南市（健康増進課） ※下線部追加

阪南市民病院においては、病院運営主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しています。また感染症対応にあたる保健所の体制強化については毎年、国・大阪府に対して要望書を提出しています。

田尻町 ※従前と変わらず

本町は病院等の医療機関を保持していませんが、地域の医師会医師の学術向上と地域医療の促進や看護師の育成を目的に地域医療研究費や看護師養成に補助を行ってまいりました。

今後も安全で質の高い医療・看護の提供に向け、関係自治体と共に取り組んでまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課） ※下線部追加

本町では町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っています。今後も大阪府、泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。なお、今後の感染症拡大に備え、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、引き続き大阪府と連携を図りながら感染症対策に努めます。

岬町（しあわせ創造部） ※下線部追加

医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、特に周産期医療及び小児医療の人材確保が課題であると大阪府、地域医療機関と共通の認識を持っています。今後、それらも含めて泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。また未知の感染症への対応として、引き続き泉佐野保健所の体制強化について大阪府へ要望してまいります。

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて <継続>

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

(回答)

貝塚市（貝塚病院、健康推進課、高齢介護課）	※下線部追加
<p>市立貝塚病院では、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に子育て中の女性医師でも勤務しやすい環境の整備に取り組んでおります。また、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております診療科については、医師の確保に引き続き努めるとともに、大阪府に対しては、地域間格差の解消に向けた医療施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。</p> <p>「訪問医療」拡充に対する医療機関への助成については、既に医療保険制度において「在宅患者訪問診療料」「往診料」の名目で訪問に対する医療費が支払われていることより、本市独自で助成する考えはありません。</p> <p>また、「医療機関の機能分化と連携」については、大阪府の感染症対策において、地域の医療体制整備は、保健所が中心的役割を果たすこととしており、医療体制は保健所圏域ごとに整備されます。本市は泉州二次医療圏に属しており、感染症の発生段階に応じ、圏内の感染症指定医療機関、協力医療機関、地域の中核的医療機関、公的医療機関、地域の医師会等が連携し、各機関の規模や機能に応じて必要な医療を提供しております。</p> <p>「医療と介護の連携」については、在宅医療・介護を包括的・継続的に提供できる体制を構築するために、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー等の多職種による会議を定期的に開催し、情報共有及び知識の向上のための研修を実施し、医療と介護の連携の推進に努めているところです。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※下線部追加
<p>急速な人口減少、少子高齢化においても、引き続き患者の状態に応じた必要かつ十分な医療が効率的に受けられるよう、これまでにはなかった地域の病院等による恒常的な協議の場の設定や病院等間の患者紹介、逆紹介などの取り組みを進めることを目的に地域医療連携推進法人制度があります。</p> <p>地域医療連携推進法人は、地域医療構想を達成するための1つの選択肢として創設されており、一般急性期病院から回復期病院、慢性期病院、精神疾患病院などの病院はもとより、地元自治体、地元医師会や診療所、介護施設、訪問看護ステーション、在宅医療事業所等の参加が予想され、将来の地域ケアシステムの構築が最終形態としています。この制度を活用することによって、将来にわたって安定的な医療提供体制の構築をめざすために取り組んでいるところです。</p>	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
<p>本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。</p> <p>また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。本市においては、産科婦人科はありませんが、周産期医療においては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、大阪府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。「訪問医療」を行う医療機関への助成については、近隣市町の取組状況について情報収集を行います。</p>	

阪南市（健康増進課）	※下線部追加
<p>医師の確保や救急医療体制の維持・充実を図るための取組みとして、大阪府公立病院協議会や大阪府自治体病院開設者協議会を通じて、毎年、国・大阪府に対して要望書を提出し意見交換を行っており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。</p> <p><u>阪南市民病院においては、急性期・回復期に対応する病床を確保するとともに、退院後の在宅療養を支援する窓口を設けており、入院から在宅まで切れ目のない対応ができる体制を整えています。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>地域で安心して医療を受けられる提供体制の実現を目指し、医師の偏在を解消するため、広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p> <p>また、「訪問医療」については、国や大阪府の動向を踏まえながら、実施医療機関の状況の把握や連携体制の構築に努めてまいります。</p>	
熊取町（子育て支援課、健康・いきいき高齢課、介護保険課）	※下線部追加
<p>泉州地域での周産期医療体制の構造の取組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、また、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、引き続き貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に取り組めます。</p> <p>また、泉州医療圏における二次救急医療機関に対し、運営経費の一部を、引き続き高石市以南8市4町で負担することにより円滑な救急医療体制の確保に努めます。</p> <p><u>本町では平成24年10月から「熊取町医療介護ネットワーク連絡会（通称：ひまわりネット）」を立ち上げ、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ高齢者が「住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けられるまちづくり」を目指して、医療と介護の連携強化や体制整備に取り組んでいます。</u></p> <p><u>また、取組みの一環として、住民の方を対象に講演会などを開催し、在宅医療介護の現状や取組み等について情報発信を行っています。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町のように小規模自治体においては医療機関が少なく、町民が安心して医療を受けられる医療体制の確保は国や府の広域的な施策に期待するところです。引き続き泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。</p> <p><u>また、訪問医療の拡充については医療機関まで出向けない高齢者が増加にともないニーズが高まっています。また訪問医療の担い手が少ない本町においては近隣市町村にある基幹病院からの支援及びオンライン診療体制の構築に期待しています。これらについても国、府の広域的な施策に期待するところです。</u></p>	

（5）介護サービスの提供体制の充実にむけて ★重点項目

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

加えて、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策を講じること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

（回答）

貝塚市（高齢介護課、広域事業者指導課、産業戦略課）	※従前と変わらず
<p>介護職員の処遇を改善することは離職防止に繋がることから、介護職員処遇改善加算や、介護職員等特定処遇改善加算等の制度について、ホームページ等により周知を行っております。なお、当該加算の算定においては、職場環境等の要件として、介護職員の資質向上やキャリアアップに向けた支援</p>	

等に取り組むことも含まれており、制度の適正な実施について、運営指導等の機会をとらえて引き続き指導してまいります。

また、大阪府、市町村介護保険担当課、大阪福祉人材支援センター及び介護保険施設等の関係団体が参加する大阪府地域介護人材確保連絡会議において、地域における介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を行っており、今後も介護職のイメージアップや介護人材の確保に向けた取組みを継続してまいります。

泉佐野市（介護保険課） ※従前と変わらず

介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、処遇改善加算での対応ではなく抜本的な改革を要望しております。

また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行うとともに、2年に一度、サービス提供責任者を対象とした研修会を開催しスキルアップに取り組んでおります。

介護職場におけるハラスメントの防止については、様々な機会を捉えてハラスメント防止に向けた取組みを進めてまいります。

泉南市（長寿社会推進課） ※下線部追加

介護労働者の人材確保については、泉南地域介護人材確保連絡会議等に積極的に参加し、大阪府や近隣市町等と協力体制を築き、長期的な対策として、福祉・介護関係の仕事に関するイベントや研修等の情報発信をしています。

職場環境や職員処遇については、研修等により資質向上を図るとともに、大阪府や広域福祉課と連携のもと、事業者に対し個別指導や集団指導等の実地指導を通じて、着実に改善されていくよう働きかけます。

また、通達や法令の遵守、各種啓発についても、事業者への集団指導等において今後も周知していくことを継続していきます。

阪南市（介護保険課） ※従前と変わらず

本市を含む岸和田以南5市3町と大阪府、大阪福祉人材支援センター等で構成している「泉南地域介護人材確保連絡会議」において、介護人材確保の推進に関する各種施策の情報共有、意見交換など、定期的に協議を行い、人材確保や定着の推進に取り組んでいます。

また、介護労働者等に対するハラスメント等の研修については、大阪府等からの通知を各関係事業所に周知し積極的な参加を促しています。

田尻町 ※下線部追加

泉南地域介護人材確保連絡会議に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めていきます。介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、事業所の集団指導等の際に指定業務を行っている広域福祉課と連携しハラスメント防止等も含め周知を図ってまいります。今後も国や大阪府の対策を注視しつつ、町としての取組みを検討してまいります。

熊取町（介護保険課） ※下線部追加

今後、一層の高齢化の進展に伴い、介護分野における人材確保が重要となっており、令和6年度の報酬改定においても反映されると聞いております。また、介護報酬における処遇改善加算が実施されており、各事業所が取得できるよう大阪府と連携し、周知啓発に取り組んでまいります。

平成27年度より大阪府及び泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する「泉南地域介護人材確保連絡会」に参画し、各市町の取組みなどの情報共有などに努めています。

加えて、泉佐野・田尻町・泉南市・阪南市・岬町広域福祉課の主導のもと、3市3町の介護事業所に対し実施する集団指導の中で、介護現場におけるハラスメント防止に向けた啓発等を行っています。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

介護労働者の確保等のため、本町独自の処遇改善策や介護資格取得のための奨学金補助等は困難ですが、介護人材の確保や定着、離職防止のため、大阪府及び近隣市町や介護施設等と連携し、取組みを推進してまいります。また、介護労働者の処遇改善やハラスメント防止等による職場環境の改善のため、事業者への集団指導や実地指導の機会等を通じて取り組んでまいります。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について <継続>

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。労働者の介護離職防止のためにも、地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化すること。

また、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。

さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、最低1カ所は直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

(回答)

貝塚市（高齢介護課）	※下線部追加
<p>現在、浜手・中央・山手の3圏域に1か所ずつある地域包括支援センターが、町会・自治会単位で開催される拡大地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握、個別課題や地域課題の解決に努めています。また、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターの役割について、引き続き広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して周知に努めてまいります。</p> <p>現在のところ、地域包括支援センターを拠点として高齢者と子どもが積極的に交流を図る施策の検討を行う考えはございません。</p> <p>また、本市は3か所の委託型地域包括支援センターを設置しており、毎月、市と地域包括支援センター間で連絡会を開催し、地域課題の実情等を共有し、各圏域の特徴に応じた対策を講じるための連携を行っています。連絡会で、検討や評価された事項については、本市が定める「貝塚市地域包括支援センター運営方針」に沿った事業計画に盛り込み、各圏域の実情に即した事業運営を図っているため、直営の地域包括支援センターを設置する考えはございません。</p>	
泉佐野市（地域共生推進課）	※従前と変わらず
<p>基幹型包括支援センターを柱に、生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。</p> <p>また、小地域ネットワーク活動と連携し、子どもと高齢者の交流を図る世代間交流の推進に努めてまいります。</p>	
泉南市（長寿社会推進課）	※従前と変わらず
<p>地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するとともに、地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、人員体制および業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者および市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図ります。</p>	
阪南市（介護保険課）	※下線部追加
<p>令和3年度から地域包括支援センターに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、高齢者を含んだ多世代の相談窓口としての機能を加えるなど、総合相談機能を強化しています。市と地域包括支援センターが情報をオンライン上で共有する電子システムの導入を行い、虐待や認知症事例等迅速に情報共有し、迅速かつ適正な業務を実施しています。</p> <p>さらに、介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する内容や「包括だより」を市の広報誌に掲載する等、地域住民に周知しています。</p> <p>また、本市では、こどもでも利用できる世代間交流の場として、日常生活圏域4か所に共生型の介護予防拠点を整備し、積極的に世代間交流に取り組んでいます。</p> <p>現在委託している2ヶ所の地域包括支援センターについては、地域包括ケアシステムの中核機関としてその役割を果たしているため、直営の地域包括支援センターについては今のところ設置予定はございません。</p>	

田尻町	※下線部追加
<p>令和2年度から地域包括支援センターの強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置し、相談体制も強化しております。広報等でその役割を周知し、世帯が抱える問題や課題が多様化・複合化する中、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるようにしてまいります。また、地域包括支援センターでは小学生を対象に高齢者見守り体験を実施するなど、高齢者と子どもが交流できる機会を設けています。</p> <p><u>地域包括支援センターの運営については、設置当初から町内の事業所に委託しており活発な事業展開を行っているため引き続き委託で実施したいと考えています。</u></p>	
熊取町（介護保険課）	※下線部追加
<p>地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」において、事業運営についての評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。</p> <p>こういった地域包括支援センターの持つ機能・役割等について、地域住民に理解してもらえよう、広報紙やホームページだけでなく、<u>住民向け講習会</u>、地域の通いの場や医療機関、薬局、<u>町内郵便局</u>や<u>小売業者</u>、<u>金融機関</u>等への戸別訪問など積極的に広報活動を行ってまいります。</p> <p><u>また、今年度は自治会にも「地域包括支援センター」の周知を行うとともに、周知ポスター掲示協力依頼を行うことができました。</u></p> <p><u>次に、「高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討」については、地域包括支援センターをはじめ、関係者等との連携をはかりながら検討してまいります。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>地域包括支援センターと連携し、センター機能を有効に発揮し地域住民に地域包括支援センターの目的や機能を周知するよう更なる取組を行います。</p> <p>また、高齢者や子どもなど、世代を超えて共に交流し支え合うことにより、高齢者の生きがいや子どもの成長に繋がるよう、地域包括支援センターやその他の機関等と連携しながら、取り組みを進めてまいります。</p> <p><u>また、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの充実に向けて、今後更なる検討を進めてまいります。</u></p>	

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて <継続>

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。

また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしています。</p> <p>次に、障がいのある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用者のニーズに対応するため、教育・保育施設の受入体制を考慮しながら推進しております。今後とも引き続き保育の質の向上を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>公立の認定こども園とともに私立の保育園、認定こども園の協力のもと入園定員枠の拡充を図り、今年度を含め数年にわたり待機児童は発生していませんが、潜在的な待機児童は存在しており、対応</p>	

として令和4年度より小規模保育事業として1園を認可し事業を実施しています。「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定に係る「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」により、保護者の意向や状況を把握するとともに、令和6年度の3号認定児は、ほぼ定員に達しているため、利用定員の弾力化運営により対応し、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続及び保育の質の向上に努めてまいります。

障がいのある児童の受け入れについては、公立園・民間園を含め加配保育士を配置し対応しているところですが、今後0～2歳児の未満児の障害児保育を行っていく方向で、加配基準等を含め検討しているところです。また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用調整の際、加配措置を設ける措置を行っています。

泉南市（保育子ども課） ※従前と変わらず

本市では、4月1日時点において待機児童は発生していません。人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定し、定期的に進捗確認をしております。

また、平成27年度以降、1公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。

障がい児の受け入れについては、加配保育士を配置するための補助事業を継続して実施し、兄弟姉妹の入所については、入所判定の際に加点することで同一施設への入所を考慮していきます。

阪南市（こども政策課） ※従前と変わらず

本市では、令和4年4月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による幼保連携型認定こども園を開園しました。また、児童福祉法の規定に基づく本市の保育施設の利用調整においては、障がいの有無を不問としており、また、兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう、配慮しています。

今後も、令和2年3月に策定した、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図りながら、保護者の意向や状況を把握するとともに、社会情勢の変化等を見極めて取り組んでまいります。

田尻町 ※従前と変わらず

子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて子育て世帯へのアンケート調査を実施することで、保護者の意向や保育ニーズを把握し、量の見込みに合わせた保育施設を設置しております。

また、田尻町内には町立保育所以外の認可保育所は存在していないため、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行う事ができるよう努めてまいります。

なお、障害のある児童の受入や兄弟姉妹の同一保育施設への入所は既に実施しており、今後とも介助員の配置を適切に行うなどの保育の質の向上を図ってまいります。

熊取町（保育課） ※従前と変わらず

本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っています。

本町では、年度当初での待機児童は発生していませんが、今後も、多様化する保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、引き続き待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところですので、現時点においては、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画していませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで柔軟に対応してまいりたいと考えております。加えて、大阪府への待機児童の減少へ向けた必要な取り組み支援の要請については、待機児童の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

障がいのある児童の受入については、町立・民間問わず配慮が必要な児童に応じて必要な加配保育士が配置できるように、民間園に対し人件費を補助する制度を運用するなど、どの保育所等においても、集団の中で、その子どもが自分らしく生活し成長できる保育環境が確保できるよう取り組んでおります。また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所についても、子どもの個別の状況や家庭の環境等の様々な事由を含め、入所調整を行っています。

岬町(しあわせ創造部)	※従前と変わらず
<p>全国的には待機児童が依然として生じており、その早期解消が重要な案件であることは本町でも認識しています。しかしながら、本町においては特定教育・保育施設が6施設（公立4、私立2）あり、これまでに待機児童は発生していません。よって、新年度においても現状を維持しつつ適正な保育に努めるものとし、また他自治体からの広域入所についても積極的な受け入れを行っています。</p>	

②保育士等の確保と処遇改善に向けて <継続>

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、職場での定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

(回答)

貝塚市(子育て支援課)	※従前と変わらず
<p>子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ」の制度を活用し、処遇改善を図っております。また、保育士確保の環境整備の支援については今後、国・府の補助制度の動向を注視しながら検討してまいります。</p>	

泉佐野市	※下線部追加
<p>(子育て支援課)</p> <p>公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、今年度も引き続き、正規職員を新規採用いたします。また、会計年度任用職員(短期)については登録制で、年間を通じて、市ホームページ等で周知し随時登録を受け付けており、年度途中での入所等により、保育教諭等の雇用が必要となった場合は、随時ハローワークに求人募集を依頼しております。</p> <p>私立認定こども園・保育園につきましては、泉佐野民間保育協議会の定例園長会では、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱのほか、<u>全職員を対象とする月額9,000円程度引き上げる処遇改善等加算Ⅲについても制度説明を行い、適切に申請していただいております。</u>また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金」に加え、<u>令和5年度より新たに「泉佐野市保育士等就労サポート給付金」制度を実施し、新規採用の保育士等に5年間で最大100万円を給付する制度とし、引き続き保育士等の確保に努めております。</u></p> <p>また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。</p> <p>(学校教育課)</p> <p><u>「放課後児童健全育成事業」につきましては、委託事業者と協議のうえ検討してまいります。</u></p>	

泉南市(生活学習課、保育子ども課、指導課)	※下線部追加
<p>留守家庭児童会支援員の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p> <p>また、保育時間の延長に伴う勤務体系の改善に努め、児童数や障害児の受け入れ状況により、支援員および補助支援員の配置、加配を行います。</p> <p>加えて、市独自の研修を実施するとともに放課後児童支援員認定資格の積極的な取得を促し、定着率の向上につながるよう努めています。</p> <p><u>「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、常勤職員は経験年数等に応じて2職種で採用しており、キャリアアップすることができます。</u></p> <p>本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p>	

また、「保育士宿舎借り上げ支援事業」は継続して民間保育施設に支援を行っており、保育士確保策としては、令和元年度より潜在保育士が復職するための「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を行っており、昨年度からは、保育士等養成施設に在籍している学生を対象に「保育学生就職支援プログラム」を行っています。

本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。

阪南市（こども政策課、生涯学習推進室） ※下線部追加

現在、保育士、幼稚園教諭、預かり保育指導員等はこどもの数や学級数等に応じた人員配置を行っていますが、保育士等の確保が困難な状況にあります。そのため、本年6月に、公民合同による就職フェアを開催するなど、保育士等確保策を進めているところです。

なお、処遇については、民間や近隣団体を参考としています。今後も研修などを通じて保育・教育の質の確保に努めてまいります。また、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、国の放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、放課後児童支援員等の人材確保、労働条件の改善に指定管理者と連携して取り組んでいるところです。

田尻町 ※下線部追加

保育士の確保につきましては、正規職員の適正配置や会計年度任用職員の処遇改善、働きやすい勤務体系等に努めていくとともに、研修参加や保育の質の向上に向けた取り組みを進めております。

放課後児童クラブについては、平成28年度より指定管理者制度を導入し、民間事業者による適正な人員確保・労働条件・職場環境が図られており、引き続き適正な対応が図られるよう確認していきます。

なお、放課後児童支援員については、「放課後児童支援員等処遇改善事業」を活用し、賃金改善を図っています。

熊取町（保育課） ※下線部追加

本町におきましては、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員制度に則った任用、近隣自治体との比較に基づき、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。

会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、できるだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を配置する際、人件費を補助するなど、保育士等の処遇改善に努めております。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、保育士等の就職フェアを協力して行うなど、保育士等の雇用創出機会の拡大に努めているほか、保育士確保に向けて、経済的支援策の導入を検討しております。

また、本町の放課後児童健全育成事業につきましては、指定管理者制度を導入し学童保育所を運営しており、育成支援の内容及び放課後児童支援の質の確保及び向上のため、児童のカンファレンスの実施や研修等について計画的に実施しているところです。なお、放課後児童支援員については、学童保育所の運営者が各クラブに常勤職員を配置するとともに、経験年数に応じて処遇改善を行っていることから、現在のところ、「キャリアアップ事業」までは取り組んでおりません。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、さらなる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの拡充を推進していくこと。そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>病児・病後児保育体制の整備として、本市は現在、民間の事業者へ委託しています。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能です。利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たな整備の考えはありません。ネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備などについては、委託事業者と連携しながら可能なことから順次進めてまいりたいと考えます。</p> <p>次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しているところです。</p> <p>夜間保育については、現在実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。</p> <p><u>なお、本市が運営している放課後児童クラブにおいては、最大19時まで開設しており、小学1年生の待機は現在発生しておりません。</u></p> <p>いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。</p>	
泉佐野市	※下線部追加
<p>(子育て支援課)</p> <p><u>「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定に係る「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」において、病児・病後児保育、延長保育についてのニーズを把握するとともに、その他の多様なサービスへの対応及びシステム整備についても今後、検討してまいります。</u></p> <p>また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」並びに「<u>泉佐野市保育士等就労サポート給付金</u>」を継続することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する保育士の確保について支援してまいります。</p> <p>(学校教育課)</p> <p><u>放課後児童クラブの時間延長につきましては、近隣市町の動向を踏まえながら、委託事業者と協議のうえ検討してまいります。</u></p>	
泉南市（生涯学習課、保育子ども課）	※下線部追加
<p>病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、1公立保育所、1私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。</p> <p>なお、本事業においては、在園児が利用する体調不良児対応型であるため、ネット等による予約システムのニーズがございません。その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育及び休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討してまいります。</p> <p><u>放課後児童クラブの延長保育については平成31（令和元）年度に、朝は8時から、夕方は19時までの延長や会費の改正を行いました。保育所との預かり時間の乖離を減らすことで「小1の壁」を超えて継続就労できるよう支援に努めています。</u></p>	
阪南市（こども政策課、生涯学習推進室）	※下線部追加
<p>本市における病児保育事業については、現在、認可保育施設において公立2施設、私立1施設で体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施し、必要な財政支援を行っています。</p>	

<p>今後も、保護者の意向を踏まえた、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を実施してまいります。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、下記のとおり開設時間を延長しています。</p> <p>【開設時間（延長）】</p> <p>①平日 13：00～17：00（19：00）</p> <p>②土曜日（8：00）9：00～17：00（19：00）</p> <p>③長期休業中（8：00）9：00～17：00（19：00）</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町には町立認定こども園1施設のみであり、小児科の医療機関もない中で、対象が少ない本町での整備は難しいことから、広域的な観点で捉えたいと考えます。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて行う子育て世帯へのアンケート調査で保護者の意向や状況を把握するとともに、必要な保育サービスに応じた専門職の確保を行ってまいります。</p> <p>放課後児童クラブについては、必要に応じ午後7時まで時間延長するほか、低学年の子どもを優先的に受け入れるなど、継続就労される保護者への必要な支援を行っており、保護者の意向や状況を把握しながら対応していきます。</p>	
熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等6か所、町立保育所3か所において体調不良児対応型を実施しているところです。</p> <p>また、病児対応型・病後児対応型につきましては、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施していますが、施設の利用は直前になることが多く、状況によっては貝塚市分との利用調整も必要になる可能性もあることから、運営面からもシステムの整備は困難と考えております。</p> <p>また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、適切な供給に向けての調査研究をしてまいります。</p> <p>なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。</p> <p>放課後児童クラブ（学童保育所）については、午後7時まで開所しておりますが、保護者のさらなる就労環境支援として、令和3年の夏休み以降の一日保育実施日には午前8時から開所しています。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町におきましても、子育て世帯の負担軽減に資することを目的に、多岐にわたる子育て支援サービスの拡充に努めてきたところです。延長保育につきましては公立保育所すべてにおいて行っており、その中の公立保育所1か所では最大21時までの延長保育を行っています。</p> <p>また、病児保育のうち、体調不良児対応型保育についても公立保育所すべてに行い各施設に看護師を配置しています。また、令和5年度より第1子についても保育料を半額とし財政支援を行い、一時預かり事業においては無料クーポンを配付することにより、保護者のリフレッシュ及び育児の孤立化を防ぐ支援を行っています。</p>	

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について <補強>

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地確認を行い、基準に基</p>	

ついた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえよう努めております。次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、現在のところ移行を進める考えはありません。	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で1カ所『地域枠』で1カ所、合計2カ所開設されております。</p> <p>定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。</p>	
泉南市（保育子ども課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっております。また、大阪府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ってまいります。</p>	
阪南市（広域福祉課）	※従前と変わらず
<p>企業主導型保育施設への指導・監査については、年1回以上の実施が望まれており、本市においても毎年市職員が、施設への立入検査を実施しています。</p> <p>企業主導型保育施設では、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられ、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できています。</p> <p>また、大阪府では事業者等が相談できる窓口を設置し、各種関係機関等との連携や情報提供を行っています。今後も引き続き継続実施するよう努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
田尻町内には、企業主導型保育施設はありません。	
熊取町（保育課）	※従前と変わらず
<p>本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、事業者、大阪府と情報を共有し、保護者の意見を聞きながら、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしてまいりたいと考えております。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>保育の質を確保することは認可施設であるか否かを問わず、重要なことと考えています。また、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせていくことも必要と考えます。</p>	

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について <継続>

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が高止まりする現状も踏まえ、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。

さらに、府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

(回答)

貝塚市 （子ども相談課、子ども福祉課）	※下線部追加
<p>子ども貧困対策を進めるにあたり、本市では、第2次大阪府子ども貧困対策計画、第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所、こども園、幼稚園、また小学校や中学校と連携を取りながら、支援の必要な子どもや家庭を把握し、早期対応に努めております。</p> <p>また、令和5年度に子ども関連の相談窓口として子ども相談課を新たに設置し、令和6年3月の貝塚こども家庭センターの開設に向け、子ども関連の相談窓口のさらなる一本化を進めてきました。ひとり親家庭の児童扶養手当受給者のかたについては、夜間開庁にて、現況届の受付を行い、母子父子自立支援員を中心に困りごとなどについての相談対応を実施しております。</p> <p>子ども食堂に対しては、補助金を支給し、市民や企業からの食材提供の仲介やフードドライブ支援など実施しております。</p> <p>また、大阪府や企業の補助金の情報等、周知し、子ども食堂運営に活用していただいております。</p> <p><u>広報状況については、本市のホームページや広報紙、フェイスブック等のSNSにおいて、子ども食堂の開催のお知らせや開催状況の報告等を掲載しております。</u></p> <p><u>本市の子ども食堂数は、年々増加しておりますので、引き続き周知に努めてまいります。ネットワークの構築については、フードドライブで受け取った食材等を受け取りに来る際に子ども食堂間のネットワーク構築の為に、情報共有の場の設定を行っています。</u></p>	
泉佐野市 （子育て支援課）	※下線部追加
<p>令和2年度から6年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しています。また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。</p> <p>本市のこども食堂については、コロナ禍の影響で利用児童が減少した時期もありましたが、<u>順次再開されるにつれ利用者数は回復傾向にあり、地域の方々による安全安心なこどもの居場所として定着しています。</u></p> <p>また、本市が委託事業として運営するこども食堂においても、<u>食事提供や学習支援を実施しているところ</u>です。</p> <p>さらに、本市ではこども食堂運営団体のネットワークを設置し、団体同士の連携を図るとともに、<u>情報提供や物品の共同購入及び寄附物品の分配等を行うなど、連携体制を構築していますが、こうした取組みを通じて今後も引き続き市内における子どもの居場所づくりを推進してまいります。</u></p>	
泉南市 （家庭支援課）	※下線部追加
<p>第2次大阪府子ども貧困対策計画にもとづき、子ども家庭総合支援拠点として保護者や子どもたちが孤立しないよう必要に応じて訪問支援や面談等を実施しています。</p> <p>また、泉南市内で子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取り組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、<u>現在活動中の子ども食堂が登録をしています。物価高騰への支援策として、補助金を上乗せ交付しています。令和5年度は2団体が新規登録され、地区間の設置数格差は狭まってきました。</u></p>	
阪南市 （生活支援課、市民福祉課）	※下線部追加
<p>本市における困窮家庭における相談は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が生活保護担当課と市社会福祉協議会の2カ所で受け付けることにより、関係部局と連携を図りながら困窮家庭の相談を一体的に応じることができる体制をとっています。</p> <p>また、「子ども食堂」支援については、新たなツナガリによる地域社会の実現のための「<u>子どもの居場所プロジェクト</u>」を、<u>阪南市社会福祉協議会に事業委託しています。</u></p> <p><u>子ども食堂運営団体への助言、子ども食堂の食材として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して定期的にフードバンクへ食料品を頂きに行くなどの支援を行っています。</u></p> <p>また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築に向けた取り組みの支援については、<u>重層的支援体制整備事業の中で行っており、本年度は子ども食堂間の情報交換や連携を目的に、「子ども食堂ネットワーク会議」を開催しました。</u></p>	

田尻町	※従前と変わらず
<p>本町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）と町立小学校に配置したカウンセラー（臨床心理士）が教育相談を行う教育相談事業を実施し、課題を有する可能性のある子どもや保護者を発見した場合には、福祉関連部局と連携の上、必要な支援につなげるよう努めてまいります。</p> <p>困窮家庭に対しては、自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しており、今後も相談者のニーズに応じて相談体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、子供の居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター（たじりふれ愛センター）内に子ども達が自由に利用できる「キッズ・ルーム」を開設し見守りを行っているほか、R4年度より民間団体が新たに子ども食堂を実施しており、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。今後、国や大阪府等からの情報収集に努め、必要な支援策について研究してまいります。</p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>子どもの貧困対策につきましては「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進しているところです。</p> <p>また、「住民提案協働事業」として、地域にとって必要な取組みと位置づけている「こども食堂」は、南小学校区内の「こどもレストラン」及び中央小学校区内の「Viento Kitchen（子ども食堂）」の活動に対して実施団体と本町とが各々の役割のもと互いに連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでおります。</p> <p>併せて、同じ仕組みで令和6年度から新たに西小学校区内でも「ひなた食堂」が運営を開始する予定で、現在準備が進められており、地域の子どもの居場所づくりの活動が充実するとともに、本町の支援も強化したところでございます。</p> <p>この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し子どもと家庭を見守る中で、定例的な子育て支援課の学校巡回等により、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>「子どもの貧困」の解消については、まず、子どもの貧困状況の把握が必要であると考えていますので、アンケート等により把握することを検討してまいります。また、居場所の提供など生活習慣・育成環境向上の取組みについて、ニーズを把握する等本町の状況に応じた方法を模索してまいります。</p>	

⑥子どもの虐待防止対策について <継続>

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取組みや介入の徹底など、

児童相談所大阪府設置自治体

→児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求めること。

児童相談所独自設置自治体（政令市・中核市）

→児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、大阪府・国に強く求めること。

(回答)

貝塚市（子ども相談課）	※下線部追加
<p>子どもの権利条約及びこども基本法の周知につきましては条約等の趣旨に則り、広報活動等を通じて市民に周知していくよう努めます。</p> <p>複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、令和5年度に子ども関連の相談に特化した子ども相談課を設置し相談員を1名増員しました。</p> <p>また、岸和田市に所在がある大阪府の児童相談所（岸和田子ども家庭センター）が令和6年3月に本市へ移転し、子どもや家庭に係るケース対応への助言や相談、調査が迅速に行えるようになり、こ</p>	

れまで以上に連携・協働が強化されると考えております。また、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前の電光掲示板など様々な手法で、児童虐待防止の啓発を実施しております。加えて、市内大型ショッピングセンターにて啓発グッズ、リーフレットなどを配布し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知と児童虐待未然防止に努めております。

泉佐野市

※下線部追加

(子育て支援課)

子どもの権利条約及びこども基本法をはじめ、令和6年1月に施行した泉佐野市こども基本条例の周知・普及について取り組んでまいります。

児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発を行っています。

令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用して啓発活動を牽引し、オール大阪としての取組みに参画しております。今年度は、南海本線泉佐野駅前で、市長及び部長級職員による早朝駅前広報活動を展開し、児童虐待防止に関する記事を掲載した広報紙と啓発物品を配付しました。

また、本市においては大阪府子ども家庭センターとの円滑な連携体制を構築し、地域における児童虐待対策を推進していますが、今後も引き続きそれぞれの機能や役割を活かしながら児童虐待の未然防止に努めてまいります。

(地域共生推進課)

お住まいの地域の包括支援センターでは、妊娠届の受付や母子健康手帳の交付を保健師等の専門職が面接を行い、伴走型相談支援の流れや利用のできる子育てサービスなどの情報提供を行っております。その中で妊娠期からフォローの必要な妊婦さんについては、令和6年度から設置される、こども未来センター（こども家庭課）に早期に情報提供を行い、連携を図る中で、虐待の早期発見や切れ目ない支援につながるよう取り組んでまいります。

地域の中で全世代型の相談窓口である包括支援センターが子育て等の相談を受けている中で、虐待の恐れがある場合や経済的な問題や障害を持っているなど複合的な課題を抱える世帯では、こども家庭課や学校教育等関係機関と情報共有を行い、連携しながら支援に努めていきます。

泉南市（家庭支援課）

※下線部追加

11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施しました。

また、キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。

阪南市（こども支援課）

※下線部追加

児童虐待防止の啓発については、児童虐待防止月間となる11月には特に、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載や庁舎内でのオレンジリボン展示の他各関係機関へのポスター掲示により、市民への虐待防止への周知啓発を図っています。

また、増加する虐待相談業務の強化として、令和5年度は保健師2名、社会福祉士1名で対応しています。さらに、適切な支援が行えるように研修等を受講することで専門性の向上を図っています。

加えて、こどもに関係のある各機関とも連携を図り、虐待事案の未然防止・早期発見に努めています。

田尻町

※従前と変わらず

本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。

また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。

熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成28年8月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設、平成30年4月には、「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が同じ課で連携をとりながら訪問や面接を行うなど、妊娠期から子育て期のあらゆる相談に一体的に対応できる組織となっております。</p> <p>児童相談部門には、社会福祉士を配置するとともに、国から勸奨されているスーパーバイザーを平成23年度からすでに配置しています。また、研修体制においては、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的に、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課の専門職が順次研修を受講し、相談対応の強化を図っています。</p> <p>児童虐待防止対策については、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、コロナ禍でありながらも熊取駅での啓発や施設へののぼりの掲揚、また、『オール大阪』の一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなどの啓発に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、令和4年度には「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」に加え相談先を明記したリーフレットを作成し、小・中学生に配布するとともに、児童虐待防止推進月間と同じ11月の「熊取町子どもの権利月間」に開催される「<u>こどもまつり</u>」に啓発ブースを設置するとともにペープサートを利用して子どもの権利をわかりやすく説明することで、<u>こどもだけでなく保護者やこどもを支える方々にも興味を持っていただける機会を設けたり、「熊取町子どもの権利月間講演会」を開催し、一般の方々にもリーフレットを配布するなど周知・啓発に努めています。</u></p> <p>この他「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」の仕組みの中で、令和元年度からモニタリングシートを導入し、保育所や幼稚園、学校と書面でやりとりをして、早期発見、支援ができる体制の充実を図りました。今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制を維持することと併せて、専門相談や巡回相談、保育所や学校・相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>本町においては児童虐待の予防、早期発見、適切な対応を行うため家庭児童相談員を配置し、また虐待対応外部アドバイザー2名を配置し必要な時に助言を受けています。</p> <p>また、大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有を図り、医療機関や警察署との連携も図りつつ、児童虐待への早期対応と防止に努めてまいります。<u>今後も、住民に児童虐待防止を呼びかけるため、街頭啓発を行い未然防止に努めてまいります。</u></p>	

⑦ヤングケアラーへの対策について <継続>

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調査（介護支援専門員、相談支援専門員等）」や各市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

貝塚市（子ども相談課、学校教育課）	※下線部追加
<p><u>重層的支援体制整備事業を活用し、重層的支援会議等で地域の関係機関が把握していながらも支援が届いていないヤングケアラー等の事案の共有や地域における必要な支援体制の検討を行い、福祉、介護、医療、教育など多機関で連携し、支援に向けたネットワークを構築してまいります。</u></p>	

また、令和5年度から子ども相談課にヤングケアラーも含めた子どもの相談窓口を設置し、地域や関係機関からの情報が集約できるようになりましたが、さらにヤングケアラーへの理解や地域での早期発見へと繋がるよう、公共施設や子ども食堂等でのリーフレットの配布、市のホームページや教育委員会の機関紙でのコラムと相談窓口の掲載、指導主事によるヤングケアラーに関する研修会の開催などを続け、周知と啓発活動に努めてまいります。

泉佐野市（子育て支援課）

※下線部追加

ヤングケアラー支援のためには実態把握が欠かせないことから、今年度は本市独自で小学6年生から高校生年代の子どもを対象とした実態調査を実施しました。調査結果については現在集計中ですが、分析を加えた後、今後の支援体制の構築及び具体的な支援策等を検討してまいります。

また、ケアラーである子どもとその家族を把握し、確実に支援につなげるためには、子どもの周囲にいる大人の気づきが重要となるため、今年度は福祉・教育・民間団体などを対象とした支援者向けの研修会を開催しました。

来る令和6年度においても、今年度の実績を踏まえたかたちで研修会を開催するほか、4月に設置する子ども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する周知・啓発を実施し、理解促進に努めてまいります。

泉南市（家庭支援課、指導課）

※下線部追加

11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンの一環としてヤングケアラーの概念等について広く周知するため、小中学校を含む公共施設等にポスターの掲示やチラシの配架を依頼し、啓発に努めました。

学校においては、ヤングケアラーについては、各調査結果をふまえ、日頃からの子どもの状況把握と調査により把握しています。

把握した場合は、家庭児童相談室とも共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働するなど、子どもの気持ちに寄り添った支援につなげる体制を整備しています。

阪南市（介護保険課、市民福祉課、学校教育課）

※従前と変わらず

地域包括支援センター等関係機関に対し、訪問介護等の介護保険サービス等の提供時に、小中学生等の子どもだけである状況が頻繁に続くような場合には、市への連絡について協力依頼し、状況によって各関係機関につなげる等、ヤングケアラーの問題解決に取り組んでいます。

また、重層的支援体制整備事業の「くらし丸ごと相談室」において、相談を受けるとともに、地域包括支援センターや自立相談支援機関などの多機関と連携してヤングケアラーについても対応しているところです。

さらに、校長会、生徒指導担当者連絡会、スクールカウンセラー連絡会やスクールソーシャルワーカー連絡会等を通じ、教職員や学校に関わる専門家のヤングケアラーに関する正しい理解の促進を図るため、情報共有に努めているところです。

市内のヤングケアラーや、ヤングケアラーの疑いに関連する情報を集約するとともに、実施した支援実績などを関係機関などで共有することで、支援を必要とする子どもをできるだけ早期に支援につなぐことのできる体制を構築してまいります。

多機関が連携することで、「支援が必要な状況である」と認識していないヤングケアラーの早期発見にも努めてまいります。

田尻町

※従前と変わらず

本町においては、ヤングケアラーの状況について要保護児童対策地域協議会及び児童家庭相談といった従来の枠組みの中で状況を把握することに努めております。さらに把握したケースについては、当該枠組みを活用して関係機関等と連携し、対応にあたることとしています。

またヤングケアラーに係る理解促進のため、チラシ配布等の啓発を適宜行っております。

熊取町（子育て支援課）

※下線部追加

熊取町では、令和4年度に「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」を年齢に応じた内容の3種類のリーフレットを作成し、そのうち小学校5年生から中学校3年生用、高校生世代以上用にはヤングケアラーに関する説明を加えるとともに相談先をわかりやすく記載し、小・中学生には学校で、一般の方々には「熊取町子どもの権利月間」

<p>事業の「熊取町子どもの権利月間講演会」の機会に、リーフレットを配布するなどして周知・啓発に努めています。また、令和3年度に実施した「ヤングケアラーに関するアンケート」結果と比較できるように、令和7年度を計画の始期とする（仮称）熊取町こども計画の策定のために実施する小中学生へのアンケートにヤングケアラーに関する設問を含めることで、熊取町の実情を把握し、関係機関とも連携を図り、必要な施策の検討をおこなってまいります。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部） ※下線部追加</p> <p>本町においては、教育委員会や福祉、子育て担当部局等と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めており、今年度は地域の掲示板にもポスターを掲示しヤングケアラーの啓発に努めました。今後、更に連携体制を強化し、早期発見につながるよう啓発も強化してまいります。</p>

(7) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について <継続>

コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

<p>貝塚市（障害福祉課） ※下線部追加</p> <p>本市では、令和3年度よりスマホやパソコンから簡単な質問に答えることで、こころの状態をチェックできるシステムを導入し、本システムを利用して相談窓口へつながり取り組みを実施しているところです。また、市広報にSNSで相談できる相談機関などを掲載しています。</p> <p>相談体制の強化につきましては、自殺対策を行っているNPO法人から講師を招き、毎年、ゲートキーパー養成研修会を開催し、こころの不調に気づき、専門機関に繋ぐ人材の育成に努めています。今後もこれらの取り組みを継続してまいります。</p>
<p>泉佐野市（地域共生推進課） ※下線部追加</p> <p>自殺対策強化学業を委託実施する基幹包括支援センターに専用相談窓口を設置し、自殺に関する悩みを抱える方に対して対面、電話、メール等のツールにより、個々の相談に応じ関係機関と連携を図りながら、自殺に対する相談支援体制を強化してまいります。</p> <p>また、自殺対策において重要な施策の一つに、自殺しようと考えている人の周囲にいる人が、その人の存在にいち早く気づき、声をかけ、話を聞くことができる人材を養成する必要があるとあり、各専門職のスキルアップのみならず、地域団体や住民一人ひとりを対象とした研修などを実施し、支援者になり得る人材を養成していきます。</p> <p>加えて、自殺に対する誤解や偏見をなくし、正しい知識の普及啓発を強化し、様々な悩みを抱える方が、気軽に相談できる窓口や対応方法などについて知ることができるよう、ホームページや広報誌など広報媒体を活用し、様々な年齢層に届くよう、工夫しながら情報発信に努めていきます。</p>
<p>泉南市（人権推進課、保健推進課） ※従前と変わらず</p> <p>相談員に対しては、相談者に必要な援助とサポートを行うことができるよう、相談技術のスキルアップのための講座受講を促進するなど、相談業務の充実・強化に努めていきます。また、年に数回の自殺対策連絡会議において、関係機関との連携・強化を図っています。</p> <p>本市では、市相談窓口職員、相談支援センターや地域包括支援センター職員等を対象に、ゲートキーパー研修等を毎年度実施し、また事例検討等も行い、いろいろな相談を受けた者が、支援が必要な人に気づき、寄り添い、必要な人には必要な機関へつながり役割を果たせるよう努めています。</p> <p>また、各相談窓口のチラシを学校や各窓口にて配布し、広報紙やウェブサイトを通じて、周知を図っています。専門的な相談体制については、府と連携の強化を図ります。</p>
<p>阪南市（健康増進課、政策共創室） ※従前と変わらず</p> <p>自殺予防対策の一環として、毎年9月の自殺予防週間に合わせて、本市の公用車に自殺予防キャンペーンのマグネットを掲示し啓発するとともに、市役所や保健センターにポスター掲示や窓口相談連絡先の一覧を記載したチラシを配架しています。</p> <p>また、大阪府やNPO法人などの民間団体との情報共有に取り組んでまいります。</p>

田尻町	※下線部追加
相談者が抱える個々の事情に沿った支援に対応できるよう田尻町のち支える自殺対策計画に沿って、大阪府等と連携しながら、専門的相談研修の受講や相談体制の充実に取り組んでまいります。	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※下線部追加
Web上でメンタルチェックシステム「こころの体温計」を運用することにより、相談者が24時間、365日それぞれの悩みを相談できる環境を整えています。	
また、相談者が抱える個々の事業により沿った支援を行うために、町立小中学校、乳幼児健診、妊婦健診等で、啓発チラシを配布することにより、上記の「こころの体温計」や各種相談窓口の案内を実施するほか、熊取町ホームページや9月の自殺予防週間・3月の自殺対策強化月間に合わせて広報紙にも各種相談窓口を掲載しています。加えて、ゲートキーパー養成講座を相談窓口や民生委員・児童委員をターゲットに開催しています。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
本町は令和元年3月に岬町自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない岬町」を目指して、自殺対策を推進しています。相談員、相談支援事業者の確保やゲートキーパー研修を実施して地域における支援者を増やす取組みに努めてまいります。	
令和6年度には第2次計画の策定を予定しており、大阪府及び地域の関係団体と連携を図りつつ取組の強化に努めてまいります。	

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について <補強> ★重点項目

教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行うこと。また、SC、SSWの十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(回答)

貝塚市（学校教育課）	※下線部追加
教職員定数の改善については、大阪府教育庁に対し繰返し要望を行っており、今後も継続してまいります。また、教員業務支援員の配置を進めることにより、学校における業務体制の改善を図ってまいります。教職員の勤務時間の管理については、出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。今後も全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。	
また、教職員の欠員対策につきましては、今後も府に要望するとともに、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材をすべての学校へ早期に配置するよう国や府に要望してまいります。	
泉佐野市	※下線部追加
（学校教育課）	
さまざまな課題を抱えた児童生徒の背景には家庭の要因があることも多く、関係機関と連携が必要なケースは増えていると認識しております。また、いじめ、不登校、自死、貧困、児童虐待など、子どもたちを取り巻く問題の多様さや、学校だけでは対応困難な実情についても認識しております。	

財政状況の厳しい中ですが、S Cにつきましては、各中学校区配置の府費S Cに加え、2018年度及び2023年度に市費のS Cを1名ずつ増員して現在は4名としており、2020年度に続き、2022年度にも予算を拡充し、更に府費S Cを複数の小学校にも配置する等、拡充に努めております。また、S S Wにつきましては、2019年度より5名を配置し、各中学校区に派遣することにより、府費配置人員と併せた6名の体制にて福祉の視点による支援を進めており、2021年度からは緊急支援枠としての予算を拡充しております。今後も、継続的な配置に努め、支援を進めてまいります。

(教育総務課)

きめ細かな指導を充実させるため、平成28年度には小学校3・4年生を対象に、平成29年度からは小学校3～6年生を対象を拡大して市独自の予算で35人学級を実現するための講師の配置を実施しています。また令和2年度からは中学校において、小中連携・生徒指導機能充実の為に市独自の予算で各校1名ずつの講師を配置しております。さらに、インクルーシブ教育の推進を図り、一人ひとりにきめ細かな取り組みを進め、安心安全な学習環境を実現するため令和5年度から小学校中学校において支援学級入級生を含めた児童生徒数が45名以上になる学年に市独自の予算で講師を1名ずつ配置し、令和6年度からは小学校において支援学級在籍者を含めた通常学級学習者40人以上となる学年に1名ずつ、小中ギャップを解消し小中連携の課題を解決するため中学校1年生を対象に35人学級を実現するための市独自予算による講師を配置してまいります。子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、国・府に対して新たな定数改善計画の策定を、引き続き要望してまいります。

教職員の勤務時間については令和元年度からICカード式タイムレコーダーにより客観的に把握し、令和2年度には「業務の適切な管理等に関する規則」を策定・施行し、在校等時間についての上限原則を定めております。スクール・サポート・スタッフなど教員業務の支援を行う人員の配置も進め、引き続き時間外在校時間の縮減を推進してまいります。

教職員の欠員対策については府教育委員会との連携はもとより、各大学やOB・OGとの連絡を密にとるなど様々な対応を行っていますが、確実な確保に時間を要しているのが現実です。欠員解消に向けて引き続き努力を続けるとともに、府に対して事前任用制度の継続や産休対応以外への適応拡大、拡充、並びに確実な講師確保対策等の取組について引き続き要望してまいります。

教職員のメンタルヘルス対策としては、全教職員を対象にストレスチェックを実施し自己のストレスへの気づきを促すなどの対策を行うとともに、産業医を委嘱し労働安全衛生委員会において指導助言をいただき、取り組みを進めております。今後も教職員のメンタルヘルスの安定について取り組みを進めてまいります。

泉南市 (人権国際教育課、指導課)

※下線部追加

泉南市内の外国にルーツのある子ども・家庭は増加傾向にあります。現在泉南市教育委員会では、日本語指導が必要な子どもが取り残されることなく、安心して学習・生活できるよう、必要に応じて子どもや家庭(保護者)へ母語で説明・サポートをするための語学補助員やJETプログラムで任用している国際交流員を派遣しています。

また、進学等で不利益を被らないよう、学校で配布する様々な文書・手紙や市役所へ提出する各種申請用紙等の母語への翻訳や懇談会等での通訳をすることによって適切な情報提供や理解促進を進めています。更に「やさしい日本語」を使った手紙の作成を意識することや、国際交流員が担う相談窓口を設定しており、その周知をすることで、外国にルーツのある家庭が困ることがないように支援しています。

今後も、様々な国からの直接編入が増えることが想定できるため、予算の拡充や翻訳通訳対応可能言語を増やすなどの取組を進めていきます。

少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から高い評価を得ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じてくることは義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、令和2年度からは小学校において35人学級編制が国により順次行われています。

また、学校閉庁日、全校一斉退庁日および部活動休養日(ノークラブデー)を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。併せて、スト

レスチェック事業を実施（11月下旬）し、府費負担教職員の健康管理に努めます。

教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。なお、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置については国や府の動向を注視するとともに、機会を通じて要望します。

阪南市（学校教育課）

※下線部追加

少人数での学級設置については、こども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができることから、学習面・生活面において良好な結果が現れ、非常に有効であると認識しています。教員の確保については、国・大阪府の加配教員を有効に活かし、こどもの学びの質を高める取組を進めており、また、支援員の確保についても、様々な補助金や交付金を活用して、確保に努めています。

また、教員の長時間労働の是正については、校務支援システム等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や長期休業期間中の「学校閉庁日」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」、夜間（勤務時間外）や休日の「音声ガイダンスによる電話対応」等を実施しています。これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解、ご協力を得るために、文書配付を行っています。

さらに、令和4年4月から運用を開始した校務支援システムを活用した校務運営の効率化に取り組み、今後も教員の長時間労働の是正に向けて取り組んでまいります。

教職員の欠員対策については、講師確保等欠員解消の努力を継続するとともに、効果的な対策を大阪府に要望してまいります。

スクールカウンセラー（SC）については、各中学校において年間35回、各小学校においては年間17回配置しています。スクールソーシャルワーカー（SSW）については、各中学校区に年間25回程度配置し、専門家と連携した支援を行い、教員のアセスメント力や生徒指導力の向上を図り、虐待も含めた支援を要するこどもや家庭の早期発見や早期支援を行っています。また、学校教育にかかる専門家連絡会などを定期的に開催し、SCやSSWの資質向上に努めるとともに、よりよい支援の方法などについて、共有しています。

日本語指導が必要なこどもに対しては、母語を話すことのできる通訳の配置や、日本語指導の補助者と協力して指導をおこなっています。進路については、大阪府教育庁が作成している「進路選択に向けて」（16か国語対応）を必要に応じて学校を通じて保護者に配付しています。また、高校の教員等に、通訳を介して母語で質問できる「多言語進路ガイダンス」（参加対象：小学3年生～中学3年生）を泉南地区の5市3町で開催しています。

田尻町

※下線部追加

少人数学級編制については、令和3年度より国に先駆けて小学校全学年において35人学級を実施しています。そのために、町単費での講師の採用を行い、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働は正に努めています。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っています。今後も取組みを継続しながら、教育の質的向上をめざしてまいります。

本町は小学校・中学校がそれぞれ1校のためスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、すでに配置済みであり、児童虐待、不登校、いじめなどのさまざまな問題に対応できるよう適切な支援を行っております。また、町単費で配置している学校教育指導員を活用した教育支援センターを設置し、行き渋りや不登校児童生徒の受け皿として社会との関わりを断絶することのないよう努めています。

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、DLAを実施した後、必要に応じた通訳の配置に併せて、学校現場では特別の教育課程による日本語指導を行っています。通訳者に関しては、学校と家庭を繋ぐ役割も担っており、適切な家庭支援を行っていると考えております。

熊取町（学校教育課）

※下線部追加

町立学校における働き方改革については、従前より、出退勤管理システム、留守番電話や校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定及びスクールサポートスタッフ等外部人材の活用など、様々な取組を進めてまいりました。加えて、児童生徒の支援を行うSSW、SC、介助員、学校図書館司書等の配置により、教職員の負担が軽減されております。

令和4年6月には、改めて、教育委員会、校長等管理職、各教職員が、働き方改革を進めていくための「当面の取り組み方策」を取りまとめ、負担軽減を図る枠組みとなる制度とそれを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、継続的に、各校の特色や実情に応じた取り組みを着実に進めているところです。

また、本年度の新たな取り組みとしましては、部活動指導員の導入、在校等時間の長い教職員に対する医師の面接指導に加え、従来午後7時としていた留守番電話対応時間を9月より午後6時に一時間前倒ししました。また、既に運用している健康観察アプリを活用した保護者と学校間の連絡のデジタル化やグループウェアを活用した教職員間の情報の共有等について、令和6年4月を目安に更なる校務の効率化等を図ることとしています。

なお、これらの取り組みを進めるにあたり、11月24日付けで教育委員会より保護者あて、ご理解とご協力をお願いしたところです。

教育委員会といたしましても、今後より一層、長時間勤務の是正を図る取り組みを進める等、教職員の健康を守るため、働き方改革を推進してまいります。

深刻化する子どもたちの課題に対応するため、現在、全小中学校に計8名のスクールソーシャルワーカーを、中学校3校と小学校1校に計4名のスクールカウンセラーを配置しております。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、専門家と連携をはかりながら、引き続き学校体制を充実させてまいります。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して支援員を配置し、それぞれの日本語の習得状況に合わせ、個別対応を行っています。また、学校生活の中で取り残されることがないように、担任とも連携し、多文化共生教育も行っています。日頃より家庭との連絡を密にし、特に進路については別途進路説明会を設けることで、子どもや保護者に対して適切な情報を提供し、支援を進めています。

今後も、現在の課題に対応できるよう、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。

岬町（教育委員会事務局）

※従前と変わらず

本町におきましては、大阪府の指導方法の工夫改善定数等を活用し、加配教員を配置することで、きめ細かな少人数指導を行なっております。教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。また、夏季休業中の学校休業日の設定や留守番電話を導入するなど働き方改革の取り組みを進めているところであります。

スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助等を行っております。

(2) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について <新規>

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

(回答)

貝塚市（教育総務課）

小中学校における更衣時の状況につきましては、中学校は全学年男女別教室で更衣をしており、小学校は早い学校で1年生から、遅い学校で4年生から男女で更衣場所を分けていますが、着替えに手助けが必要な児童もいることから、状況に応じて対応しています。LGBTなどの理由により、個別の更衣場所が必要な場合は、相談に応じてまいります。

また、多目的トイレにつきましては、各校に1から7カ所設置しており、現時点で増設する予定はありませんが、今後改修等を行う際には、増設を検討してまいります。

泉佐野市（教育総務課）

子どもたちのプライバシーを守る取り組みにつきましては、各学校において教室数に限りがあることから、更衣の際に別々の教室を使用する、または教室を間仕切り等で区切るなど、子どもたちにて

<p>きる限り配慮したうえで運用するよう努めております。また、多目的トイレなどの設置・増設につきましては、通常のトイレよりも、出入り口の幅やブース内スペースの確保が必要であり、本市ではトイレの洋式化及び床の乾式化を順次進めており、工事に併せて増設可能な箇所には、順次設置を進めてまいります。</p>
<p>泉南市（教育総務課）</p> <p>更衣室については、子どもたちのプライバシーに配慮するため、複数の教室を活用し更衣場所の確保に努めています。</p> <p>多目的トイレについては、学校の状況を確認し、適宜改修を行い設置に努めます。</p>
<p>阪南市（教育総務課）</p> <p>各学校の更衣室については、専用の更衣室を確保できない場合は、他の教室を更衣室として利用しており、今後、教室の空き状況を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>また、多目的トイレについては、計画的に整備を進めているところです。</p>
<p>田尻町</p> <p>トイレの改修につきましては、計画的に進めてまいりたいと考えておりますが、更衣室につきましては、今後の施設改修等において設置を検討してまいります。</p>
<p>熊取町（学校教育課）</p> <p>更衣室については、小学校では多目的室等を利用しており、空き教室が無い場合も、間仕切りカーテンによる対応を実施しています。中学校では体育館等の更衣室を利用しています。</p> <p>多目的トイレについては、小中学校トイレ洋式化工事が令和5年度をもって全校完了しており、全校多目的トイレを設置しているところです。</p>
<p>岬町（教育委員会事務局）</p> <p>本町におきましては、令和元年度から各小中学校において多目的トイレの設置を進めています。各学校は、建築年数が古く、校舎の老朽化と共にトイレの老朽化が進んでおります。また災害時に避難所が開設された場合、児童だけではなく、一般の方々の利用も考えられることから、児童や一般の方々が利用しやすいよう機能的で快適なトイレ改修を進めています。改修は、和式トイレを洋式化するとともに多機能トイレを設置するもので、段階的に改修を進めており、令和4年度には各学校の普通学級各階の設置を完了しています。</p> <p>更衣室につきましては、各学校の状況を把握し設置・改修に向け検討してまいります。</p>

(3) 奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

<p>貝塚市（学校教育課、産業戦略課）</p> <p>奨学金制度の拡充については、国に要望してまいります。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度として、<u>企業による本市奨学資金代理返還制度を創設したことから、本制度の周知に努めてまいります。</u>コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、今後も返還計画の見直しも視野に入れた相談を行ってまいります。</p> <p>また本市独自の支援策として、奨学金の代理返還制度により従業員の奨学金返還を支援する市内企業に対し、その返還額の一部を補助する制度を令和5年度に創設しました。今後は市と企業が手を携えて奨学金返還の支援に取り組んでまいります。</p>	※下線部追加
<p>泉佐野市</p> <p>(まちの活性課)</p> <p>平成29年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところでございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求め</p>	※下線部追加

られると理解しています。一方で、地元企業に就職した場合の支援制度の創設は、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。加えて国や大阪府の取組を周知してまいります。

(学校教育課)

令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校3年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。

泉南市 (指導課)

※従前と変わらず

「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識しています。その改善について、機会を通じて要望します。

阪南市 (学校教育課)

※従前と変わらず

本市独自の返済支援制度創設については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと難しい状況にあると考えています。給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を行っているところです。

また、給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充、奨学金返済支援制度等に関わりまして、貧困の連鎖や教育格差が生じないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。

田尻町

※下線部追加

本町独自施策として、がんばる若者応援制度と題し、学業優秀にもかかわらず、経済的な理由で学費の支弁に不安を抱える学生や、高い意欲を持って勉学に励まれている学生に対し、返還不要の奨学金制度を令和5年度より開始しております。

また、国の奨学金制度についても給付対象者や支給金額の拡充に向けて、大阪府及び町村長会等を通じて要望してまいります。

また、奨学金を受けた大学生等が卒業、就職し、社会人として新たにスタートする時期の経済的負担の軽減を図ることによって、田尻町への若者の定住を図ることを目的として、奨学金返還支援事業を令和6年度より実施する予定です。対象者は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資貸与金、第二種学資貸与金、地方公共団体等が貸与する奨学金、その他町長が認める貸与型奨学金を返還し、大学等を卒業後、就業しており、町内に住所を有する、30歳未満の方です。助成額については、月額1万円、年間(度)12万円が上限となります。また現在返還が困難となっている方については、減額返還制度や返還期限猶予制度等が設けられていることから、相談があった際には制度周知に努めてまいります。

熊取町 (学校教育課)

※従前と変わらず

近年の厳しい経済情勢下やコロナ禍による家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している者及び返済困難な者が増加してきている現状については、認識しています。

家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行ってまいります。

岬町 (総務部、教育委員会事務局)

※従前と変わらず

給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等において周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをしてまいります。

本町における奨学金返済支援制度につきましては、令和4年度より、同年4月以降より返済を開始した方について、就職先が町内外に限らず、返済額の一部を支援する制度を既に設けております。

(4) 労働教育のカリキュラム化について <継続> ★重点項目

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

(回答)

貝塚市 (学校教育課)	※従前と変わらず
<p>現在、小中学校においては、キャリア教育の一環として、働くことの意義や職業に関する知識について学ぶ機会を設けています。その中で、地域の事業所の経営者や多様な職種に従事している卒業生等を招き、出前授業や聞取り学習を実施する中で、働く上でのやりがいや苦勞、具体的な仕事内容等について学んでいます。また、実際に事業所を訪問し、仕事体験をさせていただくなどの取組みも合わせて行っている学校もございます。今後も、児童生徒の発達段階に応じて、働くことの意義や知識を深める教育の充実に努めてまいります。</p>	
泉佐野市 (学校教育課)	※従前と変わらず
<p>平成 29 年告示の小学校・中学校学習指導要領総則では「特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実に努めること」が明示され、特別活動(学級活動)に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関する内容が位置付けられました。</p> <p>本市においては、キャリア教育の推進に向けて、同じ中学校区のこども園、小学校、中学校の担当者が集まり、互いに意見を出し合い考え、校区の「めざす子ども像」や全体指導計画を作成し、中学校区でそれぞれの校園種が共通の視点をもって各校園での取組みを系統的に進めているところです。</p> <p>また、キャリア教育の場面において、学習や活動の内容を記録し振り返ることは、児童生徒にとっても、教員にとっても意義のあることだと言えます。学校では、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価することができるように、その時々の活動を児童生徒が個々で記録し、蓄積していくポートフォリオを「キャリアパスポート」と呼んで活用しています。今後も、子どもたち一人ひとりが身につけた知識・能力を能動的に活用し、生き方を選択・決定できる力の育成、及び体験活動を通じて将来の夢や希望を抱き、実現に向けて取り組む態度を育む教育の充実に努めてまいります。</p>	
泉南市 (指導課)	※下線部追加
<p>近年、新型コロナウイルスの影響もあり、中学生の「職業体験」が実施できていませんでしたが<u>昨年度より再開しています。</u>企業からゲストティーチャーを招いて、「勤勞・生産」について講義をしていただく学校も多く、この取組は小学校でも積極的に行われています。<u>また、中学校では、働く時のルールなどを学んでいます。</u>本年度は、自校での実践が他校とも情報共有する機会をつくっています。とりわけ中学校区の小中連携をする中で、<u>キャリア教育を充実するよう取り組んでいます。</u></p>	
阪南市 (学校教育課)	※従前と変わらず
<p>出前講座や職場見学・職場体験などについては、各校の実態に応じ、外部講師を招くなど取組を実施しています。職業差別などを含めた、働くまでに知っておくべきことなどの内容を含めたキャリア教育や進路指導の取組について、今後も充実させてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>労働に関する学びについては、小学校では 6 年生の社会科において、憲法における働く義務・権利及び団結する権利について学習しています。中学校では公民科において、職業の意義と役割、雇用と労働条件の改善、勤勞の権利と義務、労働組合の意義、労働基準法の精神について学習し、また、雇用を取り巻く問題として、終身雇用、雇用の流動化、男女の雇用形態と賃金格差、派遣労働者、外国人労働者についても学んでいます。</p> <p>労働に関する体験活動については、<u>令和 5 年度より小学校 5 年生において、社会参画力育成指導実践事業として、地場産業である漁業に焦点を当て、環境課題や地域活性化をめざして、学校と地域が連携しながら地域課題を探求する学習に取り組み、学習を通して、単発的に学習するのではなく、地域課題解決のために児童が何度もミーティングを重ねながら学習することで、働くことの意義や尊さをリアルな環境で生きた力として学ぶことができています。</u>今後も国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。</p>	

熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
学校教育現場でキャリア教育の一環として職場体験学習など各小中学校で実施しておりますが、今後教育委員会等の関係部署と連携し、労働教育のカリキュラム化について検討してまいります。	
岬町（都市整備部、教育委員会事務局）	※下線部追加
本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」の全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。今後も主権者教育の観点も踏まえキャリア教育・法教育の充実を図ってまいります。また、小中学校におきましては、町内事業所の協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観の育成や地域社会への関心の向上等を図っております。	
また、本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動を行っています。町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、円滑に支援が行えるよう努めてまいります。	

（5）幅広い消費者教育の展開について <補強>

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

（回答）

貝塚市（学校教育課、青少年教育課）	※下線部追加
消費者教育については、学習指導要領において、小学校では家庭科で「売買契約の基礎」について、中学校では社会科（公民的分野）で「消費者の保護」について、家庭科で「消費者被害」について取り扱うこととなっており、本市でも学習指導要領に準じて授業を行っています。	
また、スマートフォンやタブレットを使った高額商品の売買やゲームでの高額課金等の問題については、各校が独自に消費生活センターや携帯電話会社の出前授業を活用して、ネットショッピングの危険性や正しい利用の仕方について指導しています。	
教材については、文部科学省のホームページに掲載されている「消費者教育の推進について」の資料等も、必要に応じて活用するよう各学校へ周知しています。	
さらに高校生や大学生に対しては、AV出演強要問題や「JKビジネス」問題等の悪徳商法に関する注意喚起を表示したポスターやリーフレットを掲示や配布、ホームページ等により、消費者被害の予防・啓発を行ってまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
本市は消費生活センターを設置し、消費生活における悪徳商法などの被害防止と生活の安全確保に取り組んでいます。また、市民を対象に各種の情報提供や消費者教育講座を実施しています。情報提供の具体的な取り組みとしては、市内の20箇所ほどの、公共施設だけではなく商業施設にもご協力をいただきパンフレットラックを設置しています。そこにさまざまなパンフレットを配架し入れ替えを行っています。さらに、毎月1回、消費生活メールを送信して注意喚起を行い、広報いずみさのに毎号、啓発記事を掲載しています。	
また、消費者教育講座の取り組みとしては、消費生活相談員が講師になって実施する出前講座を行っています。	
成年年齢の引き下げにかかる取り組みとしては、前述の取り組みに成年年齢の引き下げや若年層のITトラブルについて盛り込むとともに、市内の教育現場に支援を含めた情報提供を行っています。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
成年年齢引き下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引き続き、関係機関と情報共有を図り、消費者教育の推進に努めます。	

阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の媒体を活用し啓発活動に取り組むとともに、若年者を対象とした教材の活用について教育現場と情報共有を図ってまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>成年年齢が引き下げられたことにより、未成年者取消が出来なくなった相談事例も出て来ているなど、若者に対する消費者教育の重要性が増しております。<u>スマートフォン・タブレット等の普及により、児童生徒に対しては、民間と連携した携帯電話教室の中で、ゲームの課金による高額請求や個人情報取り扱いのリスク等の学習に取り組んでいます。</u>今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集に努めるとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。</p> <p>今後も府内及び近隣市町村の先進事例を参考にしつつ、地域にあった取組みを検討してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>若年層向けの消費者教育としては、消費者月間などに実施の一般向け講座やミニ講座に加え、子どもの頃から消費者意識を身につけるきっかけとして取り組んでいる小中学校への出前講座を実施のほか、希望に応じて実施している、児童・保護者を対象とした講演会や地域や大学等での出前講座を設定するなど、引き続き若年層に向けた消費者教育にも努めてまいります。</p>	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p><u>しわ寄せ防止総合対策は、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため策定されたもので、本町においても、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、コロナ禍による事業者への影響等を鑑み、適切な対応に努めてまいります。</u></p>	

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

また近年、インターネット上の人権侵害事例も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課）	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチをはじめあらゆる差別の解消に向けて、引き続き教育の充実やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。マイクロアグレッションなど無意識の言動による差別についても広報により合わせて啓発してまいります。また、近年増加しているインターネット上での誹謗中傷や差別等に対しましては府有識者会議取りまとめの内容をふまえ、<u>インターネットリテラシー向上に向け、若年層だけでなく幅広い世代に向けた教育・啓発について、大阪府と連携しながら、インターネット上の人権侵害の解消に努めてまいります。</u></p>	
泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>外国人差別解消を目的とした啓発冊子、人として生きる43「だれもが幸せに暮らせるまち」を作成し、泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。</p> <p>また、市の広報11月号においてヘイトスピーチゆるさへん！「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間について周知を行っています。</p>	
泉南市（人権推進課）	※下線部追加
<p>本市では、平成29年8月に泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に策定した泉南市人権行政推進プランにおいても「外国人の人権」については取り組むべき主要課題の一つとして位置付けており、今</p>	

後も引き続き人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策の推進し、多文化共生社会の実現に努めます。また、直近の年度においては、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、マイクロアグレッション（些細な攻撃）をテーマにした講座を実施しました。また、今年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権をテーマにした講座の開催を予定しており、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進していきます。

阪南市（人権推進課）

※下線部追加

市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為、無意識による無理解や偏見による差別解消のため、在日外国人の人権や、インターネットリテラシーの人権課題等様々なテーマを取り上げ啓発に取り組んでまいりました。また、インターネット上に氾濫する差別の実態を把握するため、インターネット上におけるモニタリング調査を令和元年11月から実施しているところです。

また、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえた取り組みについては、庁内人権行政推進委員会において研修を行いインターネットリテラシーの向上啓発を行っています。

そして、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、人権三法はじめ感染症による偏見解消他のリーフレットを参加者に配布し、あらゆる差別についての啓発に努めています。

田尻町

※従前と変わらず

ヘイトスピーチは、差別を助長するおそれがあることから決して許されない行為であると認識しております。深刻な人権侵害であるヘイトスピーチに関しては、大阪府をはじめ近隣市町や関係機関と連携・協力を図りながら、様々な機会を通じ啓発に努めているところです。公共施設管理者を含む職員に対してもヘイトスピーチが施設内において起こることがないように、引き続き周知徹底してまいります。

また、インターネット上では、個人や不特定多数の方などを誹謗中傷したり、差別したりする深刻な人権侵害事象が発生していることも認識しております。

本町では、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について周知を図るとともに、インターネット上における部落差別・人権侵害の解消に向け、研修に参加及び研修を実施するなど、啓発を進めることや人権侵害事案の発生・発覚時への対応に備えているところです。また、インターネット上の人権侵害事案が発生した場合には、法務局や大阪府など関係機関と連携し、人権侵害を受けた方からの相談なども含め、対応してまいりたいと考えております。

今後も引き続き差別のない心豊かな人権のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

熊取町（人権・女性活躍推進課）

※従前と変わらず

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチについては、決して許される行為ではないため、本町では、町広報誌および町ホームページにおいて、令和元年11月に施行された「大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の周知をはじめとした、さまざまな啓発に取り組んでいるところです。

また、近年多発しているインターネット上の人権侵害事案について、その実態の把握のため、本町においても令和3年1月から約半年に1度程度試験的にモニタリング調査を実施しているところですが、被害者支援等を含め、国や大阪府など広域で、より実効性のある体制の確立が必要であるとと考えております。引き続き、国や大阪府に対して、体制の確立について働きかけるとともに、先進事例等についても研究を進めて参りたいと考えております。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成6年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、住民の人権意識向上に努めてまいります。また、近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、令和4年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策の推進を図ってまいります。

(7) 行政におけるデジタル化の推進について <継続>

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、情報漏洩や誤作動が起これないように、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(回答)

貝塚市 (デジタル推進課)	※下線部追加
<p>本市では、令和4年に導入した電子申請システムにより、マイナンバーカードを活用した申請等各種手続きのオンライン申請を進めております。行政手続きの簡素化や利便性の向上のため、オンライン申請できる手続きを増やし、<u>利用可能な手続きを広く周知することでさらなる利用促進を図ります。</u></p> <p>また、<u>情報漏洩等を防止するため、情報セキュリティ対策を講じてまいります。</u></p> <p>デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、国の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、スマホ教室等を民間事業者と連携し開催してまいりました。引き続きこの事業により、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に努めてまいります。</p>	
泉佐野市 (総務課)	※従前と変わらず
<p>令和2年12月25日に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。</p> <p>また、令和4年6月7日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。</p> <p>この重点計画及び令和3年度に策定した泉佐野市DX推進全体方針に基づき、本市では「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現などの重点施策に取り組んでいきます。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消、いわゆるデジタルデバイド対策については、市関連部門の協力のもとにスマートフォン講座を展開しており、今後も引き続き実施していきたいと考えています。</p>	
泉南市 (デジタル推進課)	※下線部追加
<p>国が推進する子育て・介護関係の行政手続(26手続)について、オンライン申請が可能となるよう2022年度に環境構築を行いました。<u>2024年度中に一部の行政手続についてもオンライン化を実施します。</u></p> <p>情報格差の解消に向けた取組としては、主に高齢者を対象とした「スマホ教室」を<u>2023年度中に計73回開催します。</u>2024年度につきましても、同様の教室の開催を検討します。</p>	
阪南市 (シティプロモーション推進課)	※下線部追加
<p>情報格差の解消に向けた取組として大手通信キャリア協力の下、高齢者を主なターゲットとしたスマホ勉強会を開催しています。<u>また、市民活動センターでは市民によるスマホ相談員の育成をしています。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>現在、児童手当に関する諸手続きや妊娠の届出といった複数の業務について、既にマイナンバーカードを活用したびったりサービスオンライン申請を導入しており、同様にオンラインで転出・転入予約を行うことによる引越し手続のワンストップ化を実施しております。今後とも、国の主導の下で、様々な行政サービスのオンライン化を進めていく所存です。</p> <p>情報格差の解消に係る対策としては、一例として、マイナンバーカードと保険証との紐付けが必要となった際には<u>個別に申請を手伝う等、デジタルデバイスの取扱いに不慣れな方へのサポートを実施しております。</u>今後も、必要に応じ、臨時窓口の設置等を検討してまいります。</p>	
熊取町 (情報政策課)	※下線部追加
<p>令和5年度、汎用電子申請システムを導入し、より住民の利便性向上に資するようオンライン可能な手続きを拡充するよう取り組んでいるところである。</p> <p>令和6年度においても、引き続き当該システムを利用し、各種手続きを精査しながら、オンライン申請の拡充を進めていく。情報漏洩等のセキュリティ対策については、総務省が定める「地方公共団</p>	

体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準じた、セキュリティ強靱化システムにより、セキュリティを確保するとともに、熊取町情報セキュリティポリシーの見直しを進めながら、一層のセキュリティ対策に取り組む。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向け、町内在住のシニアの方を対象としたスマホ教室やパソコン教室を、令和6年度も引き続き実施していく。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

本町では、令和3年度に岬町DX基本計画を策定し、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」を基本理念として、デジタル化を通して、岬町にかかわるすべての人が、いつでも、どこからでも、安全、安心なサービスを楽しみ、人々の多様な幸せの実現を目指し、デジタル化の取組みを進めています。令和6年度も、DX基本計画に基づき、デジタル社会の推進に向けての取組みを進めてまいります。

(8) マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について <継続>

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な支援による市民生活の利便性向上を図るべく、「マイナンバーカード」の普及促進を前提として、プライバシー保護のための安全性の周知や個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取組みを行うこと。

加えて、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう、国に要請すること。

(回答)

貝塚市（政策推進課、保険年金課）

※下線部追加

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。本市では、出張申請サポート、日曜開庁等により、マイナンバーカードの普及促進に努めているところです。

またマイナンバーを取り扱う部署においては、プライバシーが保護されるよう適切に個人情報の管理を行うとともに、その安全性についても周知しております。今後におきましても、デジタル行政の推進や市民の利便性向上に努めるべく、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るとともに制度周知に努めてまいります。

また、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、現在のところ、マイナ保険証を持たない場合においても、「資格確認書」が無償交付され、「資格確認書」を提示することで引き続き医療機関で保険診療を受けることができるとされております。今後も、国の動向を注視し、適切な対応に努めてまいります。

泉佐野市（市民課）

※下線部追加

マイナンバー制度を利用することで必要な方に迅速に支援ができるよう、デジタル技術を活用し、効果がより発揮されるサービスを提供していきたいと考えています。

また住民の要望、担当職員の意見なども踏まえ、内部処理の見直しを図りながら利便性追求に偏らず、情報セキュリティの観点からも検証を行いながら、バランスの取れた自治体DXを推進しマイナンバー制度の定着を図ってまいりたいと考えています。

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の一層の活用に向け、受けるメリットや安全管理対策を丁寧に伝えながらマイナンバーカードの普及促進を行っていきます。また個人情報の管理体制については、セキュリティ強化の一環として、自己点検及び監査を実施し、関係部署とも連携しながらセキュリティの向上を図ってまいりたいと考えています。

また、マイナンバーカードの保険証利用は、利用者の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすましの防止など、患者・医療現場にとっての多くのメリットを広く伝え、利用促進を図ります。さらに、マイナンバーカードを持たない人など、すべての人に安心して確実に保険診療を受けていただける環境を作ることを図ってまいります。

泉南市（デジタル推進課、保険年金課）	※下線部追加
<p>マイナンバーを利用する事務の範囲はマイナンバー法に定められているため、それらを遵守の上、取扱います。今後は益々マイナンバーカードの利活用が推進されていくと思われませんが、マイナンバーカードに搭載されているICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されないなど、マイナンバー制度の安全性に関する情報を市の広報紙やウェブサイト等で周知するなど、普及啓発に努めます。</p> <p>令和6年秋頃には原則すべての保険証が廃止となりますが、<u>マイナンバーカードと保険証の一体化をされていない方には別途「資格確認証」の交付を予定しております。よって改めて、従前の保険証の継続を国等に要請する予定はありません。</u></p>	
阪南市（政策共創室、税務課、保険年金課）	※下線部追加
<p>マイナンバーカードについては、<u>9月末まで実施していましたマイナポイント事業への申込支援や、別途実施しています本市独自のポイント付与キャンペーンに際して活用する等、その普及促進に努めています。これらの取組は、市民の皆さまへオンライン申請に触れていただく機会の創出として、デジタル行政の推進に寄与しているものと考えます。</u></p> <p>また、国の広報物を活用するなど安全性の周知について引き続き努めるとともに、内部監査を実施する等、引き続き管理体制の強化を図っているところです。</p> <p>さらに、<u>納税義務者のマイナンバーカードの活用については、地方税務制度における有用なツールとして、税務署等と連携し広報を行っています。</u></p> <p>納税者のサービス向上及び税務行政の効率化につながるよう、引き続き、証明書の自動交付サービス、電子申告・申請、マイナポータルを利用した税情報の確認などの周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>加えて、<u>国保制度広域化に伴いまして、令和6年度までに大阪府国民健康保険運営方針に統一することとなっていることから、自治体独自の「短期保険証」に代わる対応等につきましても大阪府の対応に合わせて手厚い対応に努めてまいります。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町は、マイナンバーカードの交付時の本人確認を厳格に行い、暗証番号の取り扱いなども説明しながら交付をしております。<u>また、紛失時の対応についての説明や、再交付に係る取り扱いも厳正に対処しております。</u></p> <p>令和5年11月末時点の申請率は92.7%、交付率は82.1%と大阪府内でトップの申請率及び交付率となっており、マイナンバーカードの利用促進では、住民票の写し及び印鑑登録証明書の取得が出来るコンビニ交付を開始しております。</p> <p>国民健康保険については、<u>令和6年度より大阪府で統一した運用がなされることから、保険証一体化等の取り組みは、大阪府の運用にて推進してまいります。</u></p>	
熊取町（企画経営課）	※下線部追加
<p>本町といたしましても、住民の利便性の向上に寄与する社会基盤として、引き続き、マイナンバー制度の普及促進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、マイナンバー制度では、特定個人情報の保護措置として、「制度面における保護措置」と「システム面における保護措置」の両面で安全対策が図られており、様々な情報セキュリティ対策が実施され、利用者の安全確保を重要視しております。</p> <p><u>「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、現行の健康保険証が令和6年12月2日に廃止され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」の利用を基本とする仕組みに移行される予定です。</u></p> <p><u>一方でマイナ保険証を保有していない方については、マイナンバーカードの取得が強制化されないよう「資格確認書」の交付により対応する予定です。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。全国民それぞれに対して付番された固有の12桁の識別番号であるマイナンバーは、行政機関の情報連携をしやすくすることを目的に導入されております。<u>今後、マイナンバーの利用範囲が拡大される予定ですが、厳格なルールの元に運用が図られると考えられるので、本町におきまし</u></p>	

ても関係法令を遵守し適切な取り扱いに努めて参ります。

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請、各種民間のオンライン取引など、日常生活の中で利用できるように国において広げられると同時に、マイナンバーカードを安全・安心にできるように、技術面、運用面の観点から安全な利用環境の整備にも取り組まれています。本町では、国と協力して住民に安全性の周知をはかりながらマイナンバーカードの普及促進に努めて参ります。

マイナンバーカードと保険証の一体化利用については、今後より一層の利用促進が図られることと考えますが、すべての住民が安心して利用できることと併せて、住民のニーズに対応した形でのカード取得に向けた環境整備のために必要な措置を講じることについて、大阪府や他市町村とともに国に対して働きかける必要があると考えます。

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて <新規>

(※前回までは「投票率向上に向けた環境整備について」として要請)

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

貝塚市（総合事務局、学校教育課）

※下線部追加

本市では、令和3年10月から南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいつか」に期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えております。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所、移動期日前投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げなど投票時間変更、当日投票所の増設については考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、又これまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。

若者の政治参加の促進に向け、小中学校では、総務省と文部科学省が作成した選挙に関する副教材も活用しながら主権者教育に取り組むとともに、一部の中学校では、模擬選挙も実施しています。また、泉州地域の選挙管理委員会事務局で連携し、地元高校・大学等で選挙出前授業について検討しているところです。今後におきましても、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

泉佐野市（選挙管理委員会）

※下線部追加

市内35か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と南海泉佐野駅付近施設の2か所に期日前投票所を設置しております。

共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び移動期日前投票所の設置については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされております。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

主権者教育については、市教育委員会と連携し、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の作品を市内の小・中・高等学校に対して募集を行いました。また、令和2年度から継続して、市内の府立支援学校高等部の生徒に対して模擬投票を実施し、さらには市を管轄する税務署等と連携して、市内の中学校の生徒に対して選挙出前授業を実施しました。引き続き若い世代を対象とした主権者教育に取り組んでまいります。

泉南市（選挙管理委員会事務局）

※下線部追加

従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、今後も引き続き、導入及び維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上などの費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究し、期日前投票所の増設に向けて取り組めます。

共通投票所の設置については全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現状の本市の状況においては消極的に捉えております。ただし、将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区及び投票所施設の見直しを推進する必要があり、検討が必要なものと考えております。

投票方法に関しては、一部法改正が必要なものがあります。また、総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、平成30年8月にまとめた報告書に障がい者や要介護者などの投票参加拡大に関する内容が盛り込まれておりますので、同報告書の内容を反映した改正法が施行された際には、適切に対処して参ります。

主権者教育に関しては、税務署が行う租税教室と連携し、市内全4中学校の内2校で選挙出前授業・模擬投票を実施しております。今後は市内全4中学校で毎年主権者教育を行い、若者の政治参加を促進できるよう、未実施の学校の参加に向けた取り組みを進めて参ります。

阪南市（行政委員会事務局）

※下線部追加

市内22箇所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しています。共通投票所及び移動期日前投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所の増設については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされています。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよい仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

また、若者の政治参加を促進するため、学校及び各種団体からの依頼等により選挙出前授業などの主権者教育の実施についても積極的に検討してまいります。

田尻町

※下線部追加

共通投票所の設置、投票所の増設については、本町の町域が狭小であること、頻繁に人の往来がある施設は町域中心部に集中し、既に投票所としていることから設置の予定はございません。

期日前投票の投票時間については、期日前投票所が1か所であり、また、夜間の投票者が少ないため、現状どおりの投票時間を考えております。

移動期日前投票所については、前述のとおり、頻繁に人の往来がある施設をすべて投票所としていることから、設置の予定はございません。

投票方法の記号式については、国政選挙が自書式であるため、町の選挙のみを記号式にすると、投票者の混乱を生じる懸念があり、記号式投票を導入するのであれば、国政選挙を含めた、すべての選挙において導入することが望ましいと考えております。

主権者教育については、教育委員会において議会見学を実施しているところであり、継続して行っていくこととしています。

熊取町（総務課）

※下線部追加

期日前投票所については、役場庁舎及びJR熊取駅前にて開設しており、JR熊取駅前期日前投票所については、利便性の観点から午後9時まで開設しているところです。共通投票所の設置、身近に

利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充については、ネットワーク接続やシステムによる対応等も踏まえ今後研究してまいります。

記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定はありません。

選挙管理委員会では教育委員会と連携し、模擬投票を含めた選挙出前授業を行なっております。引き続き、若者に向けた選挙啓発を含め主権者教育を検討してまいります。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けており、比較的身近に投票所を設けている状況にあります。共通投票所や移動期日前投票所の設置については、二重投票防止のための措置が必要であることなど、課題があると認識しています。

投票方法については、公職選挙法の規定にもとづき、適切に対応してまいります。なお、本町では、不在者投票の請求手続きをオンライン上でも行うことができます。また、期日前投票所の投票立会人の公募を行うなど、選挙を身近に感じてもらい、投票率を向上させる取り組みを行っております。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

また、市民に対しては、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進め、市の取り組み内容を示すこと。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品（すもも）の有効活用策も検討すること。

(回答)

貝塚市（廃棄物対策課）

※下線部追加

本市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、広報かいつか10月号に「食品ロス削減月間」と題し、賞味期限と消費期限の違いについての理解促進、また、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載するとともに、ホームページに「3010運動」についての推奨を行うなど、食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでおります。

破棄される農作物・特産品の有効活用策につきまして、関係部署と連携し各地での取組みの情報収集に努めてまいります。

泉佐野市（環境衛生課）

※下線部追加

事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みや、その他市として取りうる手段・方法について検討してまいります。

また本市におきましては「泉佐野市フードバンク活動推進事業」を実施しているところでございます。本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により社会的、経済的に困難を抱える生活困窮者や子育て世帯に安定的な支援を行うべく令和4年度より開始した事業であります。日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため食品生産者や食品製造企業等の食品関連企業と合意書を締結し本来であればパッケージの印刷ミスや箱崩れにより廃棄を余儀なくされた食品を無償で提供を受けています。

提供頂いた食品については支援を必要とされている個人・団体に配布しております。

泉南市（清掃課）	※従前と変わらず
<p>引続き食品ロス削減に向け、広報誌やウェブサイトでの啓発、小学校での出前授業やイベントにて「食べ残し・食べきり」等促進の啓発に継続的に取り組めます。また、「持ち帰り」の環境整備および「農作物の破棄」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。</p>	
阪南市（資源対策課）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減対策として、市ウェブサイト「食品ロス削減の取組み」のページを設け「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」並びに「食品ロス削減レシピ」を活用した啓発を行うとともに、市内小学生を対象とした「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組みを推進しています。</p> <p>今後も、市民の皆さんが取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、アフターコロナでの外食需要が回復傾向にあることなどから、「3010運動」や「食べきり」、「持ち帰り」の継続的な促進を図ってまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減については、昨年度同様、広報等において、家庭での普及活動を行っているところです。また、事業所を含めた本町の取組みについては、田尻町廃棄物処理基本計画の今後の見直しの中で検討していく予定であります。さらに、農作物の破棄に伴う有効活用においても、農業所管部署との情報共有等を行ってまいります。</p>	
熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>食品ロス削減における本町の取組みについては、<u>第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月策定予定）</u>や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施していく。</p> <p>【主な取組】</p> <p>外食産業をはじめとする食品関連事業者への積極的な働きかけについては、令和3年度に食べ残しの持ち帰り容器提供、マイ容器持参の認可や小盛り対応等の取組みに協力可能な飲食店を登録する「熊取町m o t t E C O食べきり協力店制度」を創設し、町内各店舗に赴き登録の協力を呼びかけ、約30店舗の協力可能店に「m o t t E C O」ステッカーや啓発ポスター等を配布するとともに<u>大阪府ほかさんマップへの登録についても協力を依頼した。</u></p> <p><u>さらなる事業者登録の募集や住民への周知啓発については、広報紙や町ホームページに加え、令和5年12月4日公開の脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」において、外食が増加すると想定される年末年始など効果的な時期に3010運動等についての啓発活動を実施し、「食べきり」の促進や「持ち帰り」を基本とする環境整備に努めている。</u></p> <p><u>また、破棄される農産物の有効活用については、今後、先行事例を参考に研究していきたい。</u></p> <p>【その他の取組】</p> <p>①「毎週月曜日は“食べマンデー”」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページ、<u>特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」</u>への啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示やチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。 <p>②「冷蔵庫スッキリ！レシピ」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、広報、ホームページ、<u>特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」</u>等で公開している。<u>なお、一部のレシピは、ホームページに動画もつけて、よりわかりやすい形で情報発信している。</u> <p>③食品残渣分析調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載した。 	

<p>・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行っている。</p> <p>※なお、①～③については、今年度、食品ロス削減月間である広報くまとり 10月号において特集ページとして、4ページに渡りトータル的に掲載した。</p> <p>以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず</p> <p>食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取り組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <継続>

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うこと。

(回答)

<p>貝塚市（廃棄物対策課） ※従前と変わらず</p> <p>大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取り組みのあり方について、研究してまいります。</p>
<p>泉佐野市（地域共生推進課） ※下線部追加</p> <p>大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。</p> <p>また、食料品・日用品の支援を必要とする人が、無償で提供される食料品・日用品を設置された冷蔵庫に取りに行ける「コミュニティフリッジ」を実施する市内NPO法人に対して、泉佐野市立社会福祉センターの敷地内の土地を使用料無償で提供し、事業運営の支援を行っております。</p>
<p>泉南市（生活福祉課） ※従前と変わらず</p> <p>本課が自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところです。加えて、清掃課よりにおいて廃棄食料をフードバンクに活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンクに活用するための準備を進めているところです。</p> <p>本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。</p> <p>また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組めます。</p>
<p>阪南市（資源対策課） ※従前と変わらず</p> <p>平成29年10月に、フードバンク事業を実施している大阪いずみ市民生活協同組合と本市において、食材を無料で提供していただいただけの要援護者食糧等分配支援事業に関する協定を締結し、職員が定期的に和泉市にある生協の物流センターに食料品を頂きに上がり、直接運搬し、その後、市で保管することにより、困窮されている方々に対し迅速な対応が可能となっています。</p> <p>また、阪南市社会福祉協議会においても、令和元年7月に、同生活協同組合と協定を締結し、市内のこども食堂の食材として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して、定期的に生協の物流センターへ食料品をいただきに行っているところです。</p>
<p>田尻町 ※従前と変わらず</p> <p>現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。</p> <p>今後、当該活動を希望する団体に対しては、町として可能な支援の検討を行ってまいります。</p>

熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より役場、ふれあいセンター、公民館、図書館、体育館、煉瓦館、駅下にぎわい館の町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を月に一度、町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供し、支援しているところである。</p> <p>今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、ごみダイエットの推進とともに食品ロス削減について、町内イベントや広報、ホームページや特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」などを通じて社会的認知を高めるための普及啓発等に努めていく。</p> <p>なお、フードバンク活動団体の運営費、人手、設備等については、自立した活動をしていただくことが重要と考えており、日頃の連携体制の中で町としてできることを今後検討していく。また、支援のあり方が効果的になっているかの検証については、その方法も含め今後、研究していきたい。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について <継続>

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

貝塚市（福祉総務課）	※従前と変わらず
<p>本市では、悪質クレーム対策に特化した取り組みは行っておりませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報紙及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。また、講演会を開催するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため、行っていません。</p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>市独自の判断基準の策定については、国の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」や「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」、大阪府等の動向を踏まえ検討するとともに、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>悪質クレーム対策や消費者教育については、一般消費者も互いの立場を尊重し合う社会を構築する事が求められており、今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集するとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置されておりますが、消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討して参ります。</p> <p>また、町独自の判断基準の策定については、他市町村の状況も確認し、研究してまいります。</p>	

岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」の全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。今後も主権者教育の観点も踏まえキャリア教育・法教育の充実を図ってまいります。また、小中学校におきましては、町内事業所の協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観の育成や地域社会への関心の向上等を図っております。</p>	

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <継続>

大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うことこの間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課、危機管理課）	※下線部追加
<p>本市では、消費者庁や警察、国民生活センターが発信する情報等から、特殊詐欺の新たな手口や形態について把握した場合には、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、公共施設にパンフレット等を配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、警察と連携し、年金支給日にあわせ、チラシの配布等街頭啓発活動にも取り組んでおります</p>	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
<p>特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発チラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度も特に高齢者を狙った還付金詐欺が多発しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。</p> <p>さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、泉佐野市町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。</p> <p>また、平成29年に迷惑電話防止装置300台を購入し、65歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。</p>	
泉南市（生活福祉課、産業振興課、長寿社会推進課）	※下線部追加
<p>詐欺被害について、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。</p> <p>特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。</p> <p>令和5年12月1日より泉南市自動通話録音装置貸与事業を開始し、自動通話録音装置の無償貸し出しを行っています。あわせて特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、啓発のチラシも活用し、詐欺について注意喚起を行います。</p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>広報誌や市ウェブサイト、SNS等を活用し、増加傾向にある相談事例、特殊詐欺や新たな詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めています。加えて、チラシや「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」の配布等により、詐欺手口の周知啓発、被害の未然防止に努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>消費生活に係る被害防止対策については、広報やホームページでの啓発に加えて、啓発物品等による啓発も行っています。また、消費生活相談については、相談員が国や大阪府、関係機関と連携することで、引き続き本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう努めてまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。</p>	

さらに、防災行政無線による特殊詐欺事案発生への注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により新たな手口も踏まえた注意喚起やチラシの配布、町施設でのポスター掲示や啓発物の設置なども行っております。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

岬町（まちづくり戦略室、都市整備部）

※従前と変わらず

町内で特殊詐欺の情報があった場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っております。また、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。

今後も、関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じた特殊詐欺については、関係部局との連携を密に取るなどして、住民に対して迅速な注意喚起を行うよう努めてまいります。

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について <継続>

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

貝塚市（環境衛生課、産業戦略課）

※下線部追加

本市では、平成18年度に貝塚市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガスの削減について意識共有を図り、市の事務事業に関する貝塚市地球温暖化対策実行計画を策定して全庁的に取り組んでいるところです。市域全体の取組みとしては、令和5年度に新たに貝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、行政のみならず市民や事業者も対象として、温室効果ガス削減を促進していくこととしています。また、市民に対しては、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を行い、市域の住宅の省エネルギー化を促進するとともに、環境学習などで地球温暖化についての意識喚起を促しております。

大阪府地球温暖化対策実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。また、商工会議所など関係機関と連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国・府の制度や計画をふまえて、必要に応じて支援を検討してまいります。

泉佐野市（環境衛生課）

※下線部追加

令和3年9月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行ったことを踏まえ、再生可能エネルギー導入計画の策定を行いました。産業界とも取組状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。

泉南市（環境整備課）

※従前と変わらず

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に関して、広報紙等を通じて市民の行動を促すよう努めます。さらに市民に向けてどのような取組ができるか検討します。

「大阪府地球温暖化対策実行計画」で示された2030年に向けて取り組む項目については、どのような分野で府と連携できるか、また、市民・事業者への周知の仕方について検討します。

各方面からの要請、ニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。

阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>本市では、令和3年2月5日付け「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しています。</p> <p>また、市民・市域の事業所に対しては、今後さらに展開される脱炭素に向けた国・大阪府の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p><u>本町は2023年3月に「ゼロカーボン宣言」を行い、行政と地域が一体となって脱炭素化に取り組むこととなりました。現在、公共施設の省エネ化（照明器具のLED化等）を推進し、また、住民の方には広報を通じての身近にできる脱炭素化の取組の啓発を行っています。今後、事業者も含めた地域全体での取組の検討を、おおさかスマートエネルギー協議会に参加する形で、大阪府や府内市町村の動向を参考にしながら、進めていく予定であります。</u></p>	
熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>本町においては、既に令和2年5月25日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明、<u>令和5年3月に2050年カーボンニュートラルの実現を目指した熊取町再生可能エネルギー導入戦略、地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の策定、同計画の「事務事業編」の改定を行ったところである。なお、この計画の中で、これまでの取り組みの進捗状況や取組内容については、明らかにしているところである。</u></p> <p>また、大阪府が取り組む項目については、<u>事業者向けでは「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」や「中小事業者LED照明導入促進補助金」等、住民向けでは、「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」、「ZEH宿泊体験」、「ゼロエミッション者体験」や「CO₂CO₂（コツコツ）ポイント（脱炭素の取組みに賛同する事業者とともに生産・流通・使用時にCO₂排出が少ない商品・サービスを購入した方に対してポイントを付与する事業）」について、必要に応じ関係各課に情報提供している。また、公共施設窓口での各種チラシの配架に加え、広報やホームページ、公式ライン等で普及啓発をしている。</u></p> <p><u>今年度については、さらなる大阪府との連携を強化するため、12月4日に公開した脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」において、大阪府や国の支援事業及び町の実行計画の進捗状況や取組内容等について、広く情報発信しているところである。</u></p> <p><u>また、当該特設サイトでは、脱炭素に向けた住民のアイデアや事業者の取り組みを募集しており、今後、そのアイデアや取り組みを共有することで身近な問題として、一人一人の意識の向上につなげていきたいと考えている。</u></p> <p><u>さらに、今後においては、再エネ導入時の手続きの緩和を目的とした建築物省エネ法で定められている促進区域について、関係課と協議、検討していく。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で示した取り組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について <継続>

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

貝塚市（環境衛生課）	※従前と変わらず
<p>本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの設置を促進しているところです。</p>	

再生可能エネルギーの導入促進に関する条例の制定については考えておりませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。	
泉佐野市（環境衛生課）	※下線部追加
再生可能エネルギーの導入促進については、公募によって決定した発電事業者が、市所有ため池で、太陽光発電を実施しています。補助金については、一般家庭向けに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置に係る補助金制度を設けており、引き続き継続してまいります。 また、再生可能エネルギー導入計画の策定を行ったので、地域に適した再生可能エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。	
泉南市（環境整備課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
国の補助金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、今後さらに展開される再生可能エネルギー導入を促進する国・大阪府の支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。	
田尻町	※下線部追加
本町においては、再生可能エネルギー関係の条例制定及び補助制度は現時点ではなく、今後の対応についても未定であります。公共施設を含めた地域全体での再生可能エネルギー導入については、地域の脱炭素化の観点より研究検討して参ります。	
熊取町（環境課）	※下線部追加
再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金や技術開発などの支援については、環境省において様々な補助金事業が展開されている。 また、高度な専門的スキルを必要とする技術開発やスマートグリッドの構築を支援するしくみを構築することについては、町単独で対応は困難であり、それらについては国が対応すべき問題であると <u>考えている。</u>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。	

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について <継続>

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

貝塚市（都市計画課）	※下線部追加
本市の主要5駅のうち、南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。 残るJR東貝塚駅のバリアフリー化につきましても、鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社に対し、エレベーター設備を備えた新駅舎整備費用について応分の財政支援を行うことにより、令和5年12月4日から新駅舎の供用が開始されたところです なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。	

泉佐野市（都市計画課）	※下線部追加
<p>バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。</p> <p>具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対する補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。</p> <p>鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。</p> <p>本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、「JR 東佐野駅」については、令和 4 年度より JR 西日本とバリアフリー化の対応について協議を開始し、事業着手に向け継続的に協議を重ねております。</p> <p>バリアフリー化の内容としましては、駅利用者の利便性の観点から、市が駅前に整備しましたロータリーへの送迎車両の車付けを想定し、現在の改札口の改修やホームへのアクセススロープの整備に加え、上り・下りホームが高架橋により連結されていることから、双方のホームに高架橋へ連結するエレベーターを設置する施設整備案が、現在のところ有力であると伺っております。</p> <p>今後の事業着手に向けた見通しですが、令和 6 年度中に JR 西日本が、施設整備工法の決定及び概算事業費の積算を行い、その後、速やかに本市と事業費の負担割合について協議を進めることとしており、早期の施設整備に向け確実に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願います。</p> <p>なお、「JR 長滝駅」においては、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR 西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。</p>	
泉南市（都市政策課）	※下線部追加
<p>鉄道駅舎については、鉄道駅バリアフリー料金制度の導入に伴い、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取り組みます。</p>	
阪南市（都市整備課）	※下線部追加
<p>公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の 3 者で取り組んでおり、令和 4 年 9 月には尾崎駅東出口にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進しました。</p> <p>また、本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。</p> <p>今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>田尻町で唯一の沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっていますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実を図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に実施いたしました。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。</p>	

熊取町（道路公園課）	※従前と変わらず
本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政支援措置は現在のところ考えておりません。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。	

(2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和6年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

(回答)

貝塚市（都市計画課、人権政策課、学校教育課、高齢介護課、障害福祉課）	※下線部追加
ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、現在のところ考えておりません。また、「心のバリアフリー」への取り組みにつきましても、毎年市民の方を対象に開催している「じんけんセミナー」等において、障害者からみた社会の課題を障害者と健常者が同じ目線で考えたり、障害者とその家族について学ぶなど、市民の方に理解を深めていただけるよう取り組んでおります。教育の場では、小学校・中学校において高齢者や障害者の方に対する理解を深める教育を進めています。今後も引き続き、高齢者や障害者の方に対する理解を深め、地域全体が相互に協力し合うことができるよう取り組んでいきたいと考えております。	
泉佐野市（都市計画課）	※下線部追加
ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。	
このような状況のもと、国におきまして、新たなバリアフリー化の整備目標の達成に向けて令和3年5月に閣議決定されました第2次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえた「鉄道駅バリアフリー料金制度」が令和3年12月に創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとなった事に伴い、本市としましては鉄道事業者によるバリアフリー化が加速するものと考えております。	
一方で、これまで交通政策基本計画において施設整備の対象とならなかった平均乗降客数3,000人未満の旅客施設について、本市における鉄道駅舎は、「JR東佐野駅」、「JR長滝駅」の2駅があり、先述の通り、「JR東佐野駅」については、令和4年度よりJR西日本とバリアフリー化の対応について協議を開始し、事業着手に向け継続的に協議を重ねております。	
また、「JR長滝駅」については、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。	
また、「誰もが分け隔てられないことない共生社会の実現」のため、「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。	
泉南市（都市政策課）	※下線部追加
鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。	

<p>また、令和6年度策定予定の岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想では、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指します。</p>	
<p>阪南市（都市整備課、税務課、市民福祉課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでおり、<u>鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましても、大阪府市長会を通じて鉄道事業者</u>に早期に整備等がおこなわれるよう要望しているところです。</p> <p>また、固定資産税（償却資産等）を軽減する特例措置については、総務省からの通知に基づき適切に対応しています。</p> <p>加えて、<u>新バリアフリー法や障害者差別解消法による合理的配慮として、交通事業者が乗降者の介助を行うだけでなく、多機関との連携や民間事業者や地域住民などの協力を得ながら、合理的配慮を推進し、「心のバリアフリー」への啓発を進めていきます。</u></p> <p>今後についても、国・大阪府等の動向を踏まえ、公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでまいります。</p>	
<p>田尻町</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>ホームドア等の設置や高齢者等への介助、支援につきましては、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。</p>	
<p>熊取町（道路公園課）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。</p> <p>また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。</p>	
<p>岬町（都市整備部）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。<u>また、「心のバリアフリー」の取り組みについても検討して参ります。</u></p>	

(3) 自転車等の交通マナーの向上について <継続>

自転車による宅配業者も増え、毎年一定数の事故が発生している。

原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車や新たなモビリティ（電動キックボード等）の運転者マナーの問題も指摘されているため、事故防止のための自転車専用レーンの整備を行うとともに、自転車・電動キックボード等の運転者への取締りの強化、購入時の講習実施など、法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転の際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を新たに検討すること。

(回答)

<p>貝塚市（道路整備課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>自転車専用レーンの整備につきましては、貝塚市自転車利用環境の整備に関する基本方針に基づき、<u>自転車ネットワーク路線において青色の矢羽根ペイント等、交通状況を踏まえた整備を順次実施</u>してまいります。</p> <p><u>自転車・電動キックボード等の運転者への法令遵守やマナーの向上</u>につきましては、小中学校を対象に生徒の発達段階を踏まえて自転車の交通安全教育を行い、交通ルールの遵守や危険運転をしないよう指導を行っており、自転車交通安全指導内容の充実にも努めるとともに、貝塚市交通安全対策協議会における春秋の交通安全運動やキャンペーン等を通じて、子供から高齢者まで交通安全意識の向上を、今後とも図ってまいります。</p> <p>また、<u>自転車ヘルメット購入費用の補助制度</u>につきましては、現在、助成を行うことは考えておりませんが、自転車の購入時に併せてヘルメットを購入してもらうよう、自転車販売店にポスターを</p>	

<p>掲示し、購入者への呼びかけをお願いするとともに、<u>自転車を利用するすべての人を対象に自転車交通安全指導や自転車ヘルメット着用キャンペーン等を実施し、ヘルメット着用についての周知に努めてまいります。</u></p>	
<p>泉佐野市（道路公園課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>大阪府交通白書によりますと、<u>令和4年の自転車乗車中の交通事故が8,855件発生し、令和3年と比較して25件減少しています。</u></p> <p>泉佐野市におきましても、痛ましい事故を防ぐため、子どもたちを対象とした交通安全啓発を市内3カ所のこども園・13ヶ所の小学校で行なっております。</p> <p>また、春、秋の全国交通安全運動実施期間前に運転免許保有者を対象とした交通安全資料による啓発を行なっております。</p> <p>また、市内在住の<u>中学生以下の子ども、および、65歳以上の高齢者</u>を対象とし、ヘルメット購入金額の一部について泉佐野地域ポイント「さのぼ」にて助成を行い、自転車乗車時のヘルメット着用を促進しております。</p>	
<p>泉南市（環境整備課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。<u>また自転車運転の際にヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット購入補助金制度の導入を検討しています。</u></p>	
<p>阪南市（生活環境課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>令和5年7月1日に施行された改正道路交通法において、電動キックボードの交通ルールが緩和されたことにより、<u>利用者の増加が見込まれます。</u></p> <p>また、警察も運転者への罰則を強化し、日々交通安全対策に取り組んでいるところではありますが、市としても、自転車運転の安全走行について、啓発を行うとともに、今後も引き続き、交通安全対策のさらなる強化を要望してまいります。</p> <p>さらに、ヘルメットの購入補助については、近隣市町の状況を注視しつつ、情報収集に努めます。</p>	
<p>田尻町</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>小学校低学年に対しては「<u>小学校交通安全教室</u>」を開催して、安全な自転車の乗り方を指導しています。同様に高齢者に対しても「<u>自転車交通安全教室</u>」を開催して<u>マナー向上の周知・徹底</u>を行っています。また、令和5年10月から田尻町自転車乗車用ヘルメット購入費助成制度を創設しヘルメット着用の普及促進に努めています。</p>	
<p>熊取町（道路公園課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>大阪府自転車条例が平成28年4月に施行されてから、本町においては、条例の内容等について、町広報紙及びホームページに掲載し、自転車マナーや自転車保険の加入等の啓発に努めております。</p> <p>また、熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部の事業活動の一環としまして、泉佐野警察と連携し、町内全小中学校において、自転車運転マナーを含めた交通安全教室を実施しています。</p> <p>なお、自転車レーンの整備については、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。</p> <p>今後においても、引き続き泉佐野警察署と連携を図りながら、鋭意事故防止対策に取り組んでまいります。</p> <p>また、<u>自転車用ヘルメット購入費用につきましては、一定要件のもと、本町に住所を有している者を対象に令和5年8月から令和6年3月まで（令和5年度限り）、購入金額の2分の1（上限2,000円）の補助を実施しており、ヘルメット着用の努力義務化の周知及びヘルメットの着用率の向上に努めております。</u></p>	
<p>岬町（しあわせ創造部）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>自転車運転者への法令遵守やマナーについて、関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

(4) 子どもの安心・安全の確保について <継続>

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行うこと。

また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

(現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められている。)

(回答)

貝塚市 (子育て支援課・道路整備課)	※従前と変わらず
本市では、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全確保の対策が必要となることから、「貝塚市通学路交通安全プログラム」に基づき、貝塚市、貝塚警察署、大阪府岸和田土木事務所、国土交通省大阪国道事務所、市内小・中学校、認定こども園等で構成する貝塚市通学路安全推進会議において合同点検を実施し、対策箇所の改善を行っております。「キッズゾーン」については、現在のところ対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。	
泉佐野市 (子育て支援課)	※従前と変わらず
未就学児の集団移動経路(散歩の道等)の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け引き続き検討してまいります。	
泉南市 (保育子ども課、道路課)	※従前と変わらず
例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けてまいります。キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署と協力して進めていきます。	
阪南市 (こども政策課)	※従前と変わらず
保育中のこどもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる交通事故の防止については、国からも令和3年8月に「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について」が発出されています。 また、本市では、この通知に基づき、各施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
キッズゾーンはスクールゾーンに準ずるものとされており、田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンの範囲と重複しております。これまでと同様に、関係団体と実施している合同点検を引き続き実施し、以前からの懸案対策箇所の選定や点検結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード及びソフト対策などの交通安全対策を継続して行ってまいります。法定外表示に該当する側帯線等については、計画的に引き直しを実施してまいります。 また、法定表示に該当する一時停止線、横断歩道などについては、管轄警察署に引き直しの要望などを今後も継続して行います。	
熊取町 (道路公園課)	※従前と変わらず
キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。	

さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。

また、令和3年1月からは、未就学児童の移動経路における安全確保に向けた効果的かつ効率的な取り組みを推進するため、通学路安全推進会議に、関係機関として、保育担当部局も参画するとともに、通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路も対象とし、大阪府、泉佐野警察署と連携して、安全対策について検討することとしております。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。「キッズゾーン」の設置については、引き続き検討し、今後においても、継続して交通事故の防止に尽力してまいります。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

また「おおさか防災ネット」等の市民へ直接情報発信可能なツールの登録を促進し、市内の運用状況（登録）について推移を示すこと。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかること。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

*養成研修実施機関（関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ）

(回答)

貝塚市（危機管理課・福祉総務課）

※下線部追加

本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布し、本市のホームページにweb版ハザードマップを掲載しております。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めております。

次に、情報伝達体制についても防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めており、ホームページについても見やすくわかり易いものとなるような工夫を行ってまいります。

また、おおさか防災ネットの運用状況につきましては、大阪府が運用しており利用者数については把握していませんが、本市のホームページのトップページにリンクを貼り付けてあります。

次に、避難所の環境整備については、パーテーションや簡易ベッド、CO2センサーなどを配備するなど充実を図っており、今後とも引き続き充実に努めてまいります。

次に、感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。

「避難行動要支援者名簿」については毎年度更新を行っております。また、令和4年度より、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した住民参加型の避難訓練を行っております。

次に、防災士については、民間の資格であることから要請研修機関としての登録は考えておりませんが、本市の自主防災組織活動助成金を利用し、資格取得に役立ていただければと考えております。

泉佐野市（危機管理課）

※下線部追加

11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練、地域の各自主防災組織が中心となって市が全戸配布

した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練及び避難訓練なども行っています。今後も、こうした訓練を通じて、ハザードマップなどを活用しながら、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、LINE等を活用し、すみやかに市民の皆様に正確な情報を周知できるよう努めてまいります。「おおさか防災ネット」の登録状況は、令和4年度末で4,718人となっており、若干減少傾向にありますが、これは、災害情報のラインやツイッターなど多様な手段での配信が進んだことによる影響だと推測されます。

医療提供体制につきましては、大阪府と連携し、体制強化に努めてまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,300人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

市ホームページにつきましては、防災情報をトップページに掲載し、すぐに情報が見られるような工夫を行うなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでまいります。なお、令和5年3月に泉佐野市総合防災ハザードマップを更新し、併せてWEB版ハザードマップを運用しており、いつでも最新情報を確認できるようにしております。

防災士の資格取得につきましては、年に1回、年齢や性別を問わず市民を対象とした防災士育成研修を実施し、資格取得者に対するフォローアップ研修を実施するなど、地域の防災活動のリーダーを養成しています。

泉南市（危機管理課） ※下線部追加

総合防災マップは、令和4年2月に最新のものに更新し、3月下旬に市内全戸配布しました。主な特徴は、新たに高潮ハザードマップを追加したことや災害時の避難行動計画の作成に役立つタイムラインを加えたことです。おおさか防災ネットの運用状況（登録）は、メール配信サービスの本市の登録者数は、令和5年3月時点で1,910件となっています。

避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和5年12月時点で8,174人、名簿登録者数は4,086人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため参加者に提供する等を行っています。

災害発生時の情報提供を見やすくわかりやすくについては、ウェブサイトのトップページに大きく分かりやすく掲載すること、SNS等他のツールも有効に使い、情報発信の多重化を図り、より分かりやすい周知に努めます。また、来年度からは防災アプリを本格導入し、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できるようにします。

防災士については、令和5年4月に市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。今年度は大阪公立大学、和歌山大学実施の防災士養成講座をホームページ等で周知して、資格取得を促しました。

阪南市（危機管理課、健康増進課、市民福祉課） ※下線部追加

自助、共助、公助が更なる連携を図りながら災害に負けない「人づくり」「地域づくり」につなげていくため、最新のハザード情報を掲載した阪南市総合防災マップを再作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。

また、避難所の環境整備について、避難者の集団感染が発生しないよう健康管理・衛生管理体制の整備に留意し、防止対策を推進してまいります。おおさか防災ネットについて、本市の防災情報メールの登録件数は約1,650件となっており、防災情報ツールの多様化により減少傾向にありますが、今後においても市の広報誌やウェブサイトにて啓発を行ってまいります。

併せて、市の情報発信のツールとして、令和3年から防災情報を複数の媒体で取得できるようライン、SNS、固定電話などで情報を取得できる阪南市情報配信サービスの利用登録を推進しており、利用者にとって選択肢が増えることで、重要な情報を確実に取得できるよう情報配信の強化に努めているところ。

さらに、災害発生時の本市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も随時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

加えて、本市の防災拠点施設である防災コミュニティセンターにおいて、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災訓練、防災講演や講座を実施する等様々な取組に併せ、自主防災組織による地域での防災訓練、出前講座、阪南市総合防災訓練、避難所開設運営訓練の実施、保健所との連携を強化するなど、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

なお、防災士については、資格取得に関する情報提供を行うとともに、防災士に限らず、地域における防災の担い手となる防災リーダーの育成に努めてまいります。

阪南市民病院は、地域防災計画において市災害医療センターとして医療活動を行うこととなっており、災害発生時には感染対策を含め市の医療拠点としての役割を果たします。

本市では、手あげ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録の新規受付、登録内容の更新を行っています。

実際に、レベル3（高齢者等避難）以上の警報が出た場合、社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、校区（地区）福祉委員などの協力により、登録者への見守りや避難の声掛け等を行っています。

避難行動要支援者名簿についても、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

田尻町 ※下線部追加

今年度は、昨年度作成しました総合防災マップを使用し、マイ・タイムライン作成講座や「防災・減災」をテーマとした講座を行いました。今後においても継続してまいります。

また、ホームページについては、新たにカテゴリ分けし、わかりやすく作成しました。加えて、田尻町LINEにおいても防災情報のカテゴリから直接、情報を取得できるよう改善を行いました。

情報発信のメインである防災行政無線システムについて、機器更新を行い、素早い情報発信に努めてまいります。

避難所の環境整備については、更衣室・授乳室として利用できる多目的ブースの購入や防災用ベッドの購入など、さらに充実にも努めるとともに、運営においても自主防災組織と連携し、体制整備を図ってまいります。

防災士養成研修については、今後も継続してまいります。

熊取町（危機管理課、生活福祉課） ※下線部追加

災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくため、各種災害に関する啓発記事やハザードマップを掲載した「熊取町総合防災マップ」を令和3年度に作成、全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。また、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施するため、町内全39自治会で結成されている自主防災組織で、地区毎の自主防災マニュアルを作成いただけるよう積極的に支援するとともに、避難所毎の避難所運営マニュアルの作成に向けて地域住民の方との協働のもと作業を進めています。さらに、女性の更衣や授乳などの利用、感染症拡大防止に資するテントを整備しており、今後も避難所の環境整備も進めてまいります。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。

情報伝達については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて、熊取町公式LINE、X（旧Twitter）やFacebookの各種SNSによる情報提供を行っています。なお、「おおさか防災ネット」については、大阪府の管理となっております。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人泉佐野

<p>泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。</p> <p>また、感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。</p> <p>防災士の資格取得促進については、令和5年度に「女性防災士」の取得促進を目的とした防災士育成研修を開催しました。今後は、防災士のフォローアップ研修も開催予定です。</p> <p>「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。</p> <p>また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※従前と変わらず
<p>ハザードマップについては、町内の各戸に配布済みであり、新たに転入された方についても、住民課でお渡ししています。今後につきましても、継続的な啓発活動を実施してまいります。災害時における避難所については、本町の指定避難所である学校体育館にエアコンを設置するなど環境整備にも積極的に努めています。</p> <p>また、「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）の推移については、本町における当該メール配信登録アドレス数は、令和4年度1,085、令和5年度1,084となっています。感染症対策も踏まえた害発生時の医療体制については、泉佐野泉南医師会と連携して整備・強化に努めてまいります。</p> <p>避難行動要支援者名簿については毎年更新を行い、自治区や自主防災組織での個別支援計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実にも努めてまいります。</p> <p>また、自主防災組織等の活動や訓練への支援など継続的な防災・減災への取り組みを行ってまいります。</p> <p>防災士資格については、本町職員の資格取得など、検討してまいります。</p>	

(6) 地震発生時における初期初動体制について <継続>

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時には、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

貝塚市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>地震発生時の初期初動体制については、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。</p> <p>災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。</p> <p>また、令和3年度には市内の事業所や市民を対象に改訂版防災ガイドブックを配布し防災意識の啓発に努めております。今後も防災講座等様々な手法で災害への対策に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>地域防災計画の修正や業務継続計画の策定を行い、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測し</p>	

<p>た場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携が図れるよう努めてまいります。併せて、ボランティアセンターとの連携にも努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p> <p>企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙、ウェブサイト、市役所においてパネル展示等を行い啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。</p>	
阪南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えています。</p> <p>また、自治体間の連携については、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っています。また、最新のハザード情報を基に内容を充実した阪南市総合防災マップを再作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載し、防災意識の啓発に努めています。災害ボランティアセンターについては、阪南市社会福祉協議会と連携し、災害対応強化に努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、田尻町受援計画に基づき対応してまいります。</p>	
熊取町（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えております。</p> <p>自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。</p> <p>日常の防災意識の啓発については、自主防災組織連絡協議会や地区の自主防災訓練時において防災行事などを案内して啓発活動に取り組んでおり、災害ボランティアセンターとの連携については、連携体制の強化のため本町の総合防災訓練等を通じて推進に努めているところです。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>地震発生時の職員配備体制については、震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が規定されており、震度5強以上が発表された時は、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また、防災意識の啓発や災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。</p>	

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

①災害危険箇所の見直しについて <継続>

予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。

また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

(回答)

貝塚市（危機管理課・道路整備課・農林課）	※従前と変わらず
<p>斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みについては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に伝えるとともに、荒廃森林については、市としても必要に応じて森林環境譲与税を活用し整備を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引き続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間の11月から1月には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。</p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p><u>集中豪雨等風水害に伴う崖地の斜面崩壊及び河川の堤防決壊等については、大阪府及び泉南地域の市町において、府・市町の相互の取り組み等の意見交換を行い、点検や対策を進めており、今後の状況変化に対応できるよう努めています。</u></p> <p><u>また、森林整備等の維持管理については、大阪府において、森林環境税を活用した危険箇所の対策を講じられており、本市では、現在のところ、森林環境税を活用した段階まで至っておりませんが、今後におきまして、関係各課と情報を共有し、府の動向等を注視してまいります。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止、<u>改善に努めているところ</u>です。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。</p>	
熊取町（危機管理課・河川農水室）	※下線部追加
<p>本町においては、過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。</p> <p><u>従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに地区住民とともに作成したハザードマップにより周知を行い、</u>加えて（一社）地盤品質判定士会と締結した「土砂災害等における連携協力に関する協定」に基づき、土砂災害の可能性のある箇所の現場調査などを実施し、災害の未然防止に努めています。</p> <p>ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府により実施し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するなど、ため池の点検を大阪府と合同で実施しています。この他、浸水対策事業として水路改修工事等や森林整備として災害を未然に防止するため、町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでいます。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。</p>	

②防災意識向上について <継続>

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。

(回答)

貝塚市（危機管理課・道路整備課・農林課）	※下線部追加
<p>令和3年7月に想定最大規模の高潮、想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し、市内の全世帯、事業所へ配布しました。</p> <p>また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、防災講座など様々な手法により周知・情報提供してまいります。さらに、避難情報の意味や避難の手順についても、広報かいつかや市ホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。</p> <p>なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みについては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に伝えるとともに、<u>荒廃森林については、市が、森林環境譲与税を活用し、優先順位をつけながら順次間伐を実施しており、今後も引き続き整備を行ってまいります。</u></p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>自然災害の激甚化にともない、令和2年、想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、令和3年度に、この新たな想定を反映したWEB版ハザードマップを整備し、令和4年度には、地域防災計画及び避難計画を改訂し、浸水想定区域の住民を対象にしたコミュニティタイムラインを作成するほか、<u>令和5年3月には紙版ハザードマップを改定し、全戸配布しました。</u>こうした事業を通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。<u>また、地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。</u>そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、<u>事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。</u></p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和4年2月に最新のものに更新し、3月下旬に市内全戸配布しましたところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。</p>	
阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供については、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを全戸配布したことに併せ、出前講座や本市ウェブサイトに掲載することで、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでいます。なお、総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直し等があり、最新のハザード情報を基に内容を充実し、令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。</p> <p>また、市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、広報誌やウェブサイトで周知を行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和3年3月から開始しています、電話・LINE・SNSを使った「阪南市情報配信サービス」、㈱ジェイコム専用端末を使った「防災情報サービス」等を利用し、避難に関する情報発信に取り組んでいます。</p> <p>また、大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「<u>災害モード宣言</u>」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともに広報誌やウェブサイト、LINE等を活用し、情報提供してまいります。</p>	

田尻町	※下線部追加
<p>防災意識向上については、昨年度作成しました総合防災マップにより啓発、周知を図るとともに、今後も継続して住民向け講座等を行ってまいります。</p>	
熊取町（危機管理課・河川農水室）	※下線部追加
<p>大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和3年11月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険個所の周知を図ったところで、同マップを活用し更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>また、本町では、「熊取町業務継続計画（令和4年5月改訂）」を作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>本町では、令和5年3月にハザードマップを含む「岬町総合防災マップ」を作成し、住民への配付と併せて、公式ホームページでも公開するなど周知・広報に努めております。今後も、必要に応じて当該マップ等の改訂を行い、災害被害の拡大防止に努めてまいります。また、大規模災害発生時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。</p>	

(8) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み <継続>

自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、線路や生活関連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

(回答)

貝塚市（危機管理課・道路整備課・農林課）	※下線部追加
<p>治山・治水に関する取り組みについては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に働きかけをしてまいります。</p> <p>鉄道被災の復旧につきましては、鉄軌道管理者が交通機能の維持及び回復に努めるものと考えますが、被災の状況によっては国及び大阪府に対し、支援の要請を行ってまいります。また、自然災害に備えた気象情報の収集などに努めるとともに、発災時には運行状況、復旧状況や今後の見通しなど、情報共有や早期復旧について鉄道事業者と連携を密にし、利用者の混乱を招くことのないように努めてまいります。改正踏切道改良促進法の指定を受けて管理体制を定めた踏切につきましては、大規模災害時に早期開放できるよう、大阪府、道路管理者、消防、警察、鉄道事業者などと連携し、訓練等による管理体制の強化に努めています。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかり反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課・環境整備課）	※従前と変わらず
<p>自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、市としても、改正法による災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度を踏まえ、鉄道事業者や他の公的機関等、関係機関と連携できるよう、そのあり方等について検討します。</p>	

阪南市（危機管理課）	※下線部追加
<p>自然災害により鉄道が被災した際は、鉄道の早期復旧にむけて関係機関に働きかけ、関係主体との連携を図ってまいります。<u>また、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実効性のある対応に努めてまいります。</u></p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町には、維持管理している山林・河川がなく、鉄道軌道については土砂災害警戒区域外であり鉄道被災のおそれはありません。</p> <p><u>また、激甚災害時における生活関連インフラ設備の被災時においては、事業者及び関係機関と連携を図り、対応を行ってまいります。</u></p>	
熊取町（河川農水室）	※下線部追加
<p><u>自然災害による土砂・倒木流入や河岸崩壊などについては、町管理地では、迅速な復旧や対策を行い、被害が拡大することを防止し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を大阪府などの関係機関と協力し取り組んでまいります。</u></p> <p>また、鉄道被災に際しての早期復旧及び踏切道改良促進法に基づく対応については、事業者及び関係機関と連携を図り、対応を行います。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。また、緊急輸送路等の踏切について、災害時の管理の方法を定めるように大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。</p>	

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について <継続>

鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。

働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

貝塚市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。</p> <p>なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などは事業者負担で行うべきものであり、市が支援措置する考えはございません。</p>	
泉佐野市（自治振興課）	※従前と変わらず
<p>泉佐野市内の駅構内及び公共交通機関での暴力行為につきましては、低い水準であると聞いており、本市では、平成 27 年度に犯罪発生率の高い駅周辺において防犯カメラを設置、さらに、平成 30 年度・令和元年度に防犯カメラを増設し、耐用年数を鑑み更新するなどの防犯対策を講じております。今後、公共交通機関での暴力行為などが発生した場合は、市の広報などを通じた啓発活動を検討してまいりたいと考えております。</p>	
泉南市（秘書人事課、ふるさと戦略課、生活福祉課）	※下線部昨年回答 109 台
<p>市内における防犯活動については、広報紙やウェブサイト、官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止啓発に努めています。警察機関や地域との連携、また公共交通機関の事業者が独自に行う対策についても積極的に情報共有を行い、引続き防犯意識の啓発や各種犯罪防止のための防犯活動に取り組みます。本市では、街頭および駅前等に令和 5 年度末で合計 82 台の防犯カメラを設置しており、犯罪抑止に努めていますが、今後も防犯カメラの増設を進め、さらなる犯罪抑止力の向上に努めます。</p>	

阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生の抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に協力しています。今後も、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>公共交通機関での暴力行為の防止については、交通機関から要請があった際には協力して啓発等を行ってまいります。本町にある駅は無人駅であることから、駅構内での利用者の安全と利便性向上のため、必要に応じ鉄道事業者へ要望・協議を行ってまいります。</p>	
熊取町（道路公園課）	※従前と変わらず
<p>公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んで参ります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町内の主要駅の駐輪場には、高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置しております。</p> <p>また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。</p>	

(10) 交通弱者の支援強化に向けて <継続>

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答)

貝塚市（都市計画課・産業戦略課・政策推進課）	※下線部追加
<p>本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスを運行させており、市役所、商業施設、病院等への移動手段は、既に確保されておりますが、地域の実態にあった移動手段のさらなる充実のため、地域公共交通計画の策定に取り組んでおり、<u>令和6年度上半期の策定を予定しています</u>。移動販売や商業施設の開設・運営支援については、貝塚市社会福祉協議会が民間事業者による移動販売事業を支援していることから現状では考えておりませんが、当該事業の動向を注視してまいります。</p> <p>また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」で実施されている先進事例の情報収集などを行っております。</p>	
泉佐野市（道路公園課）	※下線部追加
<p>誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成13年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、<u>年間16万人以上（令和4年度実績）</u>の方にご利用をいただいております。また、山間部の路線バス運行のみの地域にお住いの65歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助を400円に拡充し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しております。</p> <p>また、平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を推進しております。</p> <p>総じて、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの3つの基本姿勢となっております「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。</p> <p>今後も、すべての人々が健康で豊かに生活できる社会の実現に向け、支援を継続してまいります。</p>	

泉南市 （環境整備課、連携戦略課、障害福祉課、産業振興課、長寿社会推進課、）	※下線部追加
<p>令和4年春のダイヤ改正に伴い、コミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。このアンケート調査の結果では、イオンモールりんくう泉南行き、あるいは帰りのバスを増やしてほしい等の要望を多数頂いたことから、樽井駅が発着点となっていたものを、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。</p> <p><u>本市では、高齢化による地域内交通の需要拡大を見据え、市民の新たな交通手段として、予約状況、目的地への所要時間、効率的な運行ルートをA Iが予測・分析し、無駄のない運行を行うオンデマンドバス事業の実証実験を令和5年度中に実施いたします。当該実証実験の結果を踏まえ、次年度以降の公共交通機関のあり方について検討する上で参考とします。</u></p> <p>「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」で発信される各自治体の取組みについては、庁内での情報共有に努めます。<u>また、本市が抱える行政課題の発信の場としても当該フォーラムを積極的に活用します。</u></p> <p>移動困難な障害のある人に対して、安全で快適な移動を支援するため、移動支援事業の利用促進を図ります。</p> <p>買い物困難者への支援については、民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所におけるCOOPによる移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。</p> <p>本市では4つの圏域において、月1回市民を交え、地域課題について考える会議を開催しています。<u>その中で、市内の移動販売の情報を共有し、実際に地域で困っている方に情報が伝わるよう努めます。</u></p>	
阪南市 （都市整備課、介護保険課、市民福祉課）	※下線部追加
<p><u>本市の財政状況を鑑みると、現時点では移動販売や商業施設の開設・運営支援等は困難ではありませんが、今年1月2月に実施いたしましたデマンドタクシーの実証実験の結果等を踏まえ、民間活力を活用した移動支援施策の展開に向けて、調査研究を行ってまいります。</u></p> <p>また、「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」においては、地域によっては移動手段の課題が判明し、この課題を解消していくため、校区（地区）福祉委員会や介護事業者、ボランティア団体などで構成する生活支援・介護予防事業サービス協議体のメンバーの有志が集まり移動支援に関する議論等を定期的に行っています。</p> <p>加えて、移動販売を実施している業者の紹介等を行い、買い物困難者の支援・推進しています。</p> <p>公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に移動サービスを提供する福祉有償運送制度の登録事業者について事務を行い、現在6団体が登録し、移動困難者への移送支援を行っています。</p> <p>また、生活協同組合等が、買い物困難地域に移動販売車による買い物支援を行っており、今後も事業者等と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>高齢者や運転免許返納者等の移動支援を行うことで外出するきっかけとなるよう、令和元年度よりコミュニティバスの運行を始めました。このバスは、隣接市と共同運行を行っており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの町民に利用を頂いているところです。また、障害者や高齢者については、日常生活に支障がないよう各種福祉サービスを利用いただいておりますが、急な外出や目的によってはサービスを利用できないケースもあります。重度障害者については、従前から移動支援としてタクシー利用助成を実施しております。令和4年度からは要介護認定を受けている高齢者を対象に生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用助成を実施しました。<u>さらに、令和5年度から要支援認定を受けている方も利用していただけるよう対象者を拡充いたしました。</u></p>	
熊取町 （道路公園課、産業振興課、生活福祉課）	※下線部追加
<p>本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。</p> <p>しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物弱者」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、<u>令和5年2月に法令に基づく会議体である「熊取町公共交通協議会」を発足し、本町にとってよりよい公共</u></p>	

<p>交通の実現に向けた「地域公共交通計画」を策定すべく、同協議会においてしっかりと議論をすすめ取り組んでいるところです。</p> <p>移動販売や商業施設の開設・運営への支援等については、産業活性化基金事業補助金を活用した、「町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金」や「キッチンカー開設支援補助金」などの支援メニューを通じて、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。</p> <p>今後は、よりきめ細やかな取組に向けて、熊取町スマートシティ構想に基づき、本町社会福祉協議会と連携しながら事業効果を検証してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>交通弱者に対する支援の取り組みについては、一部の地域で住民同士による買い物支援等の住民主体の支え合い活動が開始されました。</p> <p>本年度においては、住民主体の取組に対し活動費用の一部を補助する等住民同士の支え合い活動を支援し、生活支援コーディネーターが中心となり、複数の地域で同様の住民主体の活動が創出されてきています。今後は、さらに他の地域へも取り組みが広がるよう、適切な支援を推進してまいります。</p>	

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて <継続>

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

貝塚市（上下水道総務課）	※従前と変わらず
<p>本市では、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいづか水道ビジョン2019」を策定しております。市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討しました。</p> <p>労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、その課題を認識したうえで、当該計画に基づき取り組みを進めているところであります。</p> <p>また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど住民への積極的な情報公開に努めております。</p> <p>公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては、導入する予定はありません。</p>	
泉佐野市（経営総務課）	※従前と変わらず
<p>持続可能な水道事業の実現のため、専門人材の確保・育成等につきましては、今後における重要な課題であると考えておりますので、引き続き水道事業体の労働環境改善に努めてまいります。水道の基盤強化のための新たな施策の検討事項につきましては、広く市民に周知してまいります。</p> <p>また、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等はじめとした重要事項については、幅広く議論を行ってまいります。</p>	
泉南市	※回答不可
<p>本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。過去から何度も同様の回答をさせていただいておりますが、本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。</p>	

阪南市（下水道課）	※従前と変わらず
<p>本市水道事業は、平成 31 年 4 月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団阪南水道センター」として事業を開始しています。</p> <p>労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて、大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>水道事業については、大阪広域水道企業団へ統合されました。</p>	
熊取町（下水道河川課）	※回答不可
<p>水道事業につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が町ではなくなっていることから、本町から今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしくお願いします。</p>	
岬町（都市整備部）	※回答不可
<p>本要請に対応するために大阪広域企業団と統合しました。</p>	

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 今後想定される災害への対応について <継続・補強>

南海トラフ地震や上町断層による地震の発生確率が高まっている中、日本各地においては、震度 5 強以上の地震もたびたび発生している状況であり、さらには台風や線状降水帯等による自然災害の被害が毎年各地で発生している。

そのような状況の中で、各自治体における「災害対策本部」が設けられる施設の耐震整備の状況と、全ての被災者の受け入れ態勢について、各自治体としてどのように整えられているのかお示し頂きたい。また特に旅行者や海外観光客の受け入れ態勢についても示されたい。

(回答)

貝塚市（危機管理課）
<p>災害対策本部を設置する庁舎は、大地震後においても構造体の補修をすることなく建築物が利用可能な耐震構造となっています。</p> <p>また、指定避難所は市内の住民に限らず旅行者や海外観光客を含め、被災された全ての方が利用することができます。</p>
泉佐野市（危機管理課）
<p>大規模災害時の被災者の受け入れについては、指定避難所の他、友人・親せき宅、ホテル等、多様な避難先を想定するとともに、市域内での対応が困難な場合は、近隣自治体や関係自治体との連携による受け入れも検討します。また、避難所以外のところに避難する「避難所外避難者」への支援にも努めてまいります。</p> <p>災害対策本部の設置場所である泉佐野市役所本庁舎につきましては、昭和 49（1974）年 3 月に建築後約 50 年が経過していますが、平成 28（2016）年度に耐震補強工事を実施しております。</p> <p>また、現在、危機管理センター機能や免振構造を有した庁舎新館建設に向け、検討を進めております。</p>
泉南市（危機管理課）
<p>災害対策本部となる市役所は耐震改修を実施済みです。</p> <p>地震については、震度 6 弱以上の地震で原則すべての指定避難所を開設し、線状降水帯が発生した場合の対応については、洪水・土砂災害の危険エリアを中心に開設を検討し、また公的な避難所だけではなく、緊急一時的避難施設として協定を締結している民間施設にも避難スペースの協力依頼をし、可能な限り、市民、旅行者や海外観光客などを問わず多くの被災者を受け入れることができるよう努めます。</p>

阪南市（危機管理課）
<p>本市の災害対策本部は、市役所庁舎隣接の阪南市防災コミュニティセンターに設置します。当該施設については、新耐震基準に適合した既存施設を取得改修し、防災拠点として整備した耐震整備済みの施設です。また、災害対策本部では、旅行者や海外観光客を含む災害によって現に被害を受けた者及び災害によって被害を受けるおそれがある者を受け入れるため、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定し開設します。</p>
田尻町
<p>災害対策本部は、本庁舎に設置することから耐震補強は、完了しています。また、避難所については、環境整備も含め、充実を図ってまいります。</p> <p>旅行者や海外観光客の受入れについては、住民同様の扱いとすることとしています。外国語の対応については、町内に所在する日本語研修センターに協力要請を行うこととしています。</p>
熊取町（危機管理課）
<p>本町の「災害対策本部」が設置される役場北館については、平成 26 年度に耐震改修工事を実施しております。</p> <p>南海トラフ地震といった地震災害及び台風をはじめ線状降水帯を含む風水害における災害時の初動対応については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定めており、指定緊急避難場所及び指定避難所にて被災者を受け入れることとしています。また、平成 25 年に泉州地域・堺市以南の 9 市 4 町で広域的な応援体制の確保について相互応援協定を締結しており、これらの市町及び大阪府等と連携し、被災者の受け入れに努めます。</p> <p>旅行者や海外観光客に対しては、X（旧 Twitter）や Facebook をはじめとする本町公式 SNS による避難所情報等の発信を行います。加えて、本町ホームページでは、英語、中国語等の多言語で同様の情報を発信してまいります。</p> <p>なお、町内で被災された場合は、最寄りの指定避難所で受け入れを想定しており、避難所における支援としては、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努めてまいります。</p>
岬町（まちづくり戦略室）
<p>本町が災害対策本部を設置する施設につきましては現行の耐震基準を満たしています。</p> <p>また、本町における南海トラフ地震での被害想定は、大阪府の算定によると一時的に避難される方は 3,456 人と想定されています。これを目安として、食料については大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を基本に 1 日 3 食、3 日間の合計 9 食分（本町と大阪府が各 4.5 食分）を本町の備蓄計画に基づき、計画的に備蓄を進めています。</p> <p>なお、旅行者や海外観光客の受け入れ態勢につきましては、該当する被災者数に係る推計は行われていませんが、現行の避難所運営の範囲において対応します。</p>

(2) 各自治体による少子化対策について <新規>

政府による「異次元の少子化対策」が掲げられ、2024 年度から 3 年間をかけ「こども・子育て支援加速化プラン」を集中的に取り組むと発表されましたが、2022 年人口動態統計月報年計（概数）の発表では、合計特殊出生率は 1.26 となっています。大阪府内においても減少傾向であり、その対策として各自治体による独自事業（国補助事業は除く）についてお示し頂きたい。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）
<p>「貝塚市めぐりつながりあい事業」として、令和 4 年度から子育て世代向けウエブアプリを活用して講座やイベントなど子育て世代に役立つ情報発信や、子育てをしながら働くことができる短時間就労の機会の提供などにより支援しております。</p> <p>また、保護者が育児サービスを利用する場合に使用できる「貝塚市子育て支援サービス利用券（子育て応援券）」を満 1～2 歳の子どもがいる保護者に対して交付しているほか、不育症治療費助成制度、泉州恋人の聖地をめぐる婚活バスツアー、若年世帯向け賃貸住宅入居促進の補助事業など、子育てしやすい環境づくりや若年世帯の定住促進につながる事業を実施することで少子化対策に寄与していると考えております。</p>

泉佐野市（子育て支援課）
<p>本市独自事業は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園・保育園等における使用済み紙おむつの持ち帰り廃止 ・第2子の利用者負担額（保育料）の無償化 ・妊産婦タクシー利用支援事業…妊娠届提出者にタクシー乗車券（5,000円分）を配付 ・多胎児家庭育児支援事業…多胎児を養育する家庭にファミリーサポートセンター利用補助券（一世帯40,000円分）を配付 ・乳幼児おむつ用ごみ袋配付事業…2歳未満の乳幼児のいる家庭に市指定可燃ごみ袋を月齢に応じて無料配付 ・こども医療費助成の対象者を高校生年代まで拡充…大阪府福祉医療費助成制度に加え、本市独自に対象年齢を引き上げ
泉南市（保育子ども課）
<p>泉南市では、今年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしております。</p>
阪南市（健康増進課）
<p>不妊症及び不育症のためにこどもに恵まれない夫婦に対し、経済的負担を軽減しこどもを産みやすい環境を確保するため、不妊治療等に要する費用の一部助成を実施しています。</p> <p>また、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を実施するため、妊娠届出時の面談後に出産応援ギフト、出産後2か月目頃に実施する「こんにちは赤ちゃん事業」訪問後に子育て応援ギフトとして給付金を交付しています。</p>
田尻町
<p>本町は0～18歳到達年度末までの子どもの医療費の一部負担金助成や、3歳児から5歳児及び町立小・中学校の給食費の無償化等の、子育て世帯の負担軽減を図るための様々な施策を実施しており、ひいては少子化対策へもつなげていきたいと考えております。</p>
熊取町（子育て支援課）
<p>本町においても、全体での子ども数は年々減少し、核家族化は進む傾向にあります。一方で、出生時から小学校入学時にかけての子ども数は増加する傾向にあります。</p> <p>このような中で、少子化対策として独自に実施している事業の一例を申し上げますと、令和4年度から保険適用化された不妊治療について独自助成を継続しているほか、令和4年度から産前産後ヘルパー派遣事業を、令和5年度からは助産師による8か月児訪問事業を開始するなど、アウトリーチ型の支援の充実を図っています。また、保育の面では、令和5年度からは保育料の第2子無償化を開始し、子育て世帯の経済的な支援の充実に努めているほか、年度当初での待機児童ゼロを継続し、令和6年度からは、町内民間保育所等に就職する保育士への支援金制度も開始するなど、保育ニーズに応じていく体制を強化していきます。</p> <p>このような形で、妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目なく寄り添う支援を心がけ、安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組んでいます。</p>
岬町（まちづくり戦略室、しあわせ創造部）
<p>岬町においては、移住・定住対策の一環として、平成27年度より本町の次世代を担う子どもの出産を祝福するとともに、健やかな発育を願い出産祝金を交付しています。</p> <p>また、令和4年度より結婚を祝福し祝金を交付することにより、未婚の婚姻を奨励するとともに町への定着化を図っているところです。</p> <p>また、定住促進対策新築住宅取得補助金や定住促進対策中古住宅取得補助金について、義務教育終了前の子どもを扶養している世帯については加算を行っております。</p> <p>本町におきましての独自事業として、特定教育保育施設保育料において第1子半額、第2子は無償化、給食費を無償化し財政支援を行っております。</p> <p>また、子ども医療費助成においては所得制限を撤廃し、対象年齢を18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充し、医療が必要な児童の自己負担を軽減しています。</p>

(3) 子ども食堂ネットワークについて <新規>

各自治体における子ども食堂ネットワークの構築状況についてお示し頂きたい。既存の自治体においては、その役割と活動について示されたい。

(回答)

貝塚市 （子ども相談課）
年4回程度開催しているフードドライブで受け付けた食材等を子ども食堂が受け取りに来る際に、子ども食堂間のネットワークを構築するための情報共有の場の設定を行い、支援を行っています。
泉佐野市 （子育て支援課）
先述のとおり、本市ではこども食堂運営団体のネットワークを設置し、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品等を実施しています。今年度はネットワーク会議を開催し、情報共有を図るなど地域におけるこどもの居場所づくりの推進に寄与しています。
泉南市 （家庭支援課）
令和4年度に子ども食堂ネットワークを設置し、令和5年11月末現在で、7団体が登録しています。開催頻度等は団体により異なりますが、1回/月から場所や形態を変えて毎週実施している団体もあります。 また、校区の学校との連携やCSWの参加、学習支援の実施等、食の提供以外の取組みや、地域の見守り機能としての役割も発揮もされています。
阪南市 （市民福祉課）
本市では、主に、社会福祉協議会が子ども食堂の立ち上げや支援を行っています。本年度には、「子ども食堂ネットワーク会議」を開催し、子ども食堂を含めた地域食堂6団体が集まり、情報共有を行いました。
田尻町
本町における子ども食堂は民間団体が行っている1箇所のみであるため、ネットワークの構築は行っておりませんが、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っています。
熊取町 （子育て支援課）
現在「子ども食堂」は、南小学校区内の「こどもレストラン」及び中央小学校区内の「V i e n t o K i t c h e n（子ども食堂）」の活動に対して、実施団体と本町とが各々の役割のもと互いに連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでいるところでございます。 実施団体同士の連携につきましては、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。
岬町 （しあわせ創造部）
本町では、現在子ども食堂が構築されていない状況です。今後はNPO、市民団体等と連携できるよう検討します。

(4) 大阪南地域における公共交通等のあり方について <新規>

日本全体の人口の内、65歳以上が約3割に達しようとしております。このような状況から移動制約者がこれからさらに増大する可能性が高く、公共交通の重要性が高くなると考えられます。地域においては公共交通が脆弱な地域も存在しており、各自治体における地域公共交通のあり方や移動制約者における対策についてお示し頂きたい。

(回答)

貝塚市 （都市計画課）
高齢化が進展する中で、とりわけ後期高齢者が今後増加していく状況下、高齢者の外出促進によるフレイル予防や健康づくりが重要であり、高齢者を含む全ての市民の方が利用しやすい持続可能な公共交通環境の整備が必要であると考えております。 少子高齢社会においても、高齢者や障害のある方をはじめとする市民の皆様の移動の利便性向上のため、鉄道駅間や市の主要施設を結ぶ定時定路線バスや予約に応じて運行するオンデマンド交通について、市民の方や各団体との意見交換会でのご意見を踏まえ、実証運行に向けた取組みを進めてまいります。

泉佐野市（道路公園課）
<p>泉佐野市地域の暮らしと産業を支え、住みよい生活を営む上で公共交通は欠かせない存在となっています。その一方で、近年の人口減少や高齢化により公共交通を確保するための公的負担の増加等により、公共交通の維持が年々厳しさを増しています。そのような状況を踏まえ、泉佐野市においても今後の公共交通の方針策定が喫緊の課題となっており、将来のデマンド交通導入を見据え、泉佐野市の地域公共交通について調査・検討を行うべく、令和6年1月25日に第1回泉佐野市地域公共交通協議会を開催しております。令和6年度は、以降の泉佐野市地域公共交通協議会にて審議を重ね、泉佐野市にふさわしい公共交通を模索してまいります。</p>
泉南市（環境整備課）
<p>泉南市内全域を運航し、一部商業施設を発着点とする泉南市コミュニティバスにおいて、障害者及び70歳以上の高齢者については、半額の割引制度を設け、加えて65歳以上の免許証返納者に対しても半額割引制度を導入しています。今後も同制度を継続していくことにより、交通弱者に対する公共交通の充実を進めていきたいと考えています。</p>
阪南市（都市整備課）
<p>平成30年3月に策定した「阪南市公共交通基本計画」における基本方針として、「公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現」を基本方針とし、「市民」、「事業者」、「市」それぞれの主体が、果たすべき役割を十分に理解・認識し、協働・連携により、取組を進めることをめざしています。</p> <p>また、本市における「地域内交通」については、持続可能性などの各課題を解決するため、民間活力を活用した移動支援施策の展開に向けて調査研究を行ってまいります。</p>
田尻町
<p>本町においては、令和元年度より隣接市との共同運行によるコミュニティバスの運行を開始しており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの方々に利用を頂いているところです。今後におきましても、関係事業者と連携を図りながら、事業を実施してまいります。</p>
熊取町（道路公園課）
<p>本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。</p> <p>しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物弱者」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和5年2月に法令に基づく会議体である「熊取町公共交通協議会」を発足し、本町にとってよりよい公共交通の実現に向けた「地域公共交通計画」を令和6年度に策定予定であり、同協議会において、新たな地域公共交通サービスの検討も含め、しっかりと議論をすすめ取り組んでいるところです。</p>
岬町（しあわせ創造部）
<p>地域公共交通のあり方や移動制約者における対策については、交通事業者、住民、事業者及び行政の連携により、地域の特性を生かした公共交通の確保を目指し、通院や買い物などの暮らしに不可欠な交通手段、及び基本路線に乗継する交通手段を確保することにより、安全に安心して暮らし続けられる地域づくりを支える公共交通網を目指してまいります。</p>

8. 泉南地区協議会独自要請

《貝塚市》

(1) 公共交通機関への財政支援について <継続>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

新型コロナウイルス感染症流行の影響で利用者が減少している現状があることから、補助金の継続した支給が望まれる。

また、高齢者運転免許返納者が買い物に苦勞する現状が散見されることから、その支援として、移動販売業者の誘致などを検討されたい。

(回答)

2023（令和5）年度

（都市計画課 障害福祉課 商工観光課）

水間鉄道安全輸送設備整備費補助金及び貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と3年度に引き続き令和4年度も拡充措置を講じたところです。

水間鉄道につきましては、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も鉄道の安全輸送及びコミュニティバス運行に対し補助を行ってまいります。

また、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから当該事業の動向を注視してまいります。



2024（令和6）年度

（都市計画課・障害福祉課・産業戦略課）

鉄道・バスともに、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も安全輸送及びコミュニティバス運行に対して必要な補助を継続してまいります。

また、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから、当該事業の動向を注視してまいります。

(2) ごみ集積場所の適正管理について <継続・一部修正>

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。

管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

また、ごみ散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充について、近隣市町の状況を参考に研究した内容を明らかにするとともに、改善を講ずること。

(回答)

2023（令和5）年度

（廃棄物対策課）

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。



2024（令和6）年度

（廃棄物対策課）

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況です。無償貸与や助成制度を一部の近隣市で実施されておりますが、現時点で本市において実施する考えはございません。

（3）病児保育の浜手地区への拡充 <継続・一部修正>

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。

「貝塚子育てガイドブック」が市内の保育施設や子育て関係施設に限定されている為、広く一般事業所（企業）への配布拡大を講ずること。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

（回答）

2023（令和5）年度

（子育て支援課）

病児・病後児保育事業については、平成22年10月より、民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約750名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和4年6月発行の「かいづか子育てガイドブック（市ホームページからも閲覧可）」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めてまいります。



2024（令和6）年度

（子育て支援課）

病児・病後児保育事業については、平成22年10月より、民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約750名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和5年6月発行の「かいづか子育てガイドブック」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。かいづか子育てガイドブックは官民協働事業で発行しており配布部数に限りがあるため、冊子の配布拡大はできませんが、デジタル版は市ホームページや、子育て世代向け情報発信ウェブアプリ「ためまっぷかいづか」で閲覧可能です。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。

《泉佐野市》

(1) 災害時の緊急情報システムの整備について <継続・一部修正>

最近、日本各地で地震が頻繁に発生し、また、線状降水帯による短時間豪雨の浸水等、地域住民及び地域企業への啓発、特に津波の被害及び河川増水による被害が想定される臨海地域への啓発及び緊急情報システムの構築が急務である。

また、市民防災の日と位置づけた「大防災訓練」での課題点の改善、災害時の緊急放送の改善及び天候などによる聞き取りにくくなることへの対応策等整備やSNSを活用した情報発信等住民へのPRに努め、SNSに馴染みのないお年寄りやなどの情報弱者に対しては、情報を届けるための対策を講じること。

(回答)

※従前と変わらず

(危機管理課)

津波被害が想定される区域の住民や企業への、啓発の取組を継続して行ってまいります。

大防災訓練の課題としましては、各自主防災組織が地域のニーズに応じた、様々な訓練内容の提案を行ってまいります。

また、防災行政無線の音声放送が聞き取りにくいなどの課題については、自動電話案内サービス、ファクシミリ、ツイッター、登録メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど、メディアとの連携と様々なツールを活用してまいります。

《泉南市》

(1) 市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について <継続・一部修正>

地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため、市内の観光施設（泉南ロングパークなど）の利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また、市民全体においても、同様の支援策の構築・検討を行うこと。

(回答)

2023（令和5）年度

(産業振興課)

既存の地元企業・事業所については、事業資金融資利子補給制度、退職金共済掛金補助制度を主な柱として支援を行い、地域の雇用、賃金水準の確保に努めます。また、新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた事業者に対しては、セーフティネット保障4号、5号、危機関連の認定を速やかに行い、滞りなく事業継続が行えるよう支援を継続します。



2024（令和6）年度

(産業振興課)

関係機関と連携し、検討していきます。

(2) 少子化対策について <継続・一部修正>

近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。

(回答)

2023（令和5）年度

(保育子ども課、教育総務課)

泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助

金を交付しております。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっております。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。幼稚園給食は実施していません。

学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施しているところもありますが、本市の財政状況を踏まえ、国・府の交付金等の動向に注視し検討します。



2024（令和6）年度

（保育子ども課、教育総務課）

泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。副食費については、1号認定は従来より実費徴収の対象となっております。2号認定については、1号認定及び学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。

学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施しているところもありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。

《阪南市》

（1）尾崎駅の周辺整備について <継続・一部修正>

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎などにより慢性的な渋滞が発生し、地元住民及び歩行者は、大変危険な状況にあります。

加えて、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域でもあります。

以上のことから、尾崎駅周辺の整備は、地域でのにぎわい創出などのまちづくりの推進のためにも重要であると考え、具体的には、現在進められている駅のバリアフリー化、今秋整備完了予定である駅前の一方通行化と併せて、災害への対応策として、市役所駐輪場及びサラダホール駐車場の敷地に新たにロータリーを設置するなどの整備を行い、尾崎駅前の周辺整備に引き続き取り組まれない。

また、周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者との協議を図りたい。

（回答）

2023（令和5）年度

（都市整備課）

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化に取り組んでいるところですが、駅前における地元の意向を踏まえつつ、警察と連携しながら、その規制にあわせた歩道整備を進めています。

また、尾崎駅周辺に係る整備や災害時の対策等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できるところから取り組みを進めてまいります。



2024（令和6）年度

（都市整備課）

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化として、駅前における地元の意向を踏まえつつ、警察と連携しながら、その規制にあわせた歩道整備を進めており、今年度末に完了する予定です。

また、尾崎駅周辺に係る取組や災害時の公共交通機関の連携等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できるところから取組みを進めてまいります。

《田尻町》

（1）まちづくりの人材育成対策について <継続>

移住・定住施策等により、8000人の大家族プロジェクトの推進が図られている中、必須要素と考えられる活発な地域コミュニティが着実に形成されるよう「第5次田尻町総合計画」等に基づき事業展開をすることで、未来のまちづくりに向け、世代間での交流を図るとともに各世代で多彩な人材が育成されるような対策に取り組みたい。

（回答）

2023（令和5）年度

地区会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続が難しくなっており、「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。その戦略の1つとして、ボランティア活動に対し、ボランティアポイントを付与する仕組みを新たに設け、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る「田尻町たじりっちポイント事業」を令和5年度から実施予定です。

また、憩いの場（お風呂）での多世代交流や住民主体による高齢者の居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、「8000人の大家族」のコンセプトに相応しい、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。



2024（令和6）年度

地区会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続が難しくなっており、「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。その戦略の1つとして、ボランティア活動に対し、ボランティアポイントを付与する仕組みを新たに設け、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る「田尻町たじりっちポイント事業」を令和5年度から実施しています。

また、多世代交流や住民主体による居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、「8000人の大家族」のコンセプトに相応しい、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。

《熊取町》

(1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれない。また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道 170 号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

(回答)

※従前と変わらず

(まちづくり計画課)

都市計画道路 泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和 5 年 8 月にも事業主体である大阪府に対して、要望活動を行いました。令和 2 年度には、大阪府都市整備中期計画において、(都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道 170 号(大阪外環状線)についても、慢性的な渋滞解消を図るべく大阪府に対して 4 車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の(都) 大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されているため、引き続き大阪府と 4 車線整備の進め方について検討してまいります。

《岬町》

(1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。

岬町企業立地促進条例に基づく企業誘致について、進捗状況を明確に示していただきたい。

また、今後も町が求められる業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとられる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けに取り組まれない。

(回答)

※従前と変わらず

(総務部)

本町では、平成 17 年に企業誘致の優遇措置を行う岬町企業誘致に関する条例(現「岬町企業立地促進条例」)を制定以来、多奈川地区多目的公園及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致に努め、多目的公園には 6 事業者、発電所跡地には 2 事業者の誘致を行い、5 事業者を条例に基づく、優遇措置事業者として決定し、支援を行っています。

本町の条例では、総額 1 億円の優遇措置を受けることが可能であり、他団体と比べても手厚い優遇制度を設けるほか、企業立地促進法や過疎法に基づく課税免除制度の導入など、積極的に支援制度を設けています。

また、企業誘致にあたっては、町長が東京出張を利用した国等へのセールス活動や大阪府、関西電力との連携による誘致活動を行っており、企業誘致に一定の成果を見せているところです。今後とも、発電所跡地への企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、貴協議会においても企業用地のアピール等への協力をお願いします。

(2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <継続>

新たなみさき公園の整備に係る優先交渉権者が決定されましたが、将来継続的に親しまれる公園を作る事が町としての責任であると考えます。つきましては、現状いかなる展望を以て計画を進められているのか、詳細を明確に示していただき、また、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であると考え、計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事がないよう、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

(回答)

2023 (令和 5) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、令和3年7月から本町による先行開園を行っています。

また、令和4年9月28日に「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結したPFI事業者による民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することを目的として「新たなみさき公園」を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいります。また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。



2024 (令和 6) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、PFI事業による公園の再生に向けた取組を進めています。

令和4年9月28日には、PFI事業者と「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して公園を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいります。

また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。

以 上

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の 8 者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむずびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001 年 7 月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることでできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。

その後、2006 年に一部改訂を経て、2011 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016 には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

*性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。

当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

*LGBT

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

*SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市、茨木市、池田市、吹田市、松原市において同様の制度が実施されている。(2023年5月時点)

2. 経済・産業施策・中小企業施策

*中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者(原則23才以下)とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*BCP策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」(以下、「強化計画」という。)を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは!』シート」(以下、「府シート」という。)を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

*サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*パートナーシップ構築宣言

連合会長、経団連会長、日商會頭および関係大臣(内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

*公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。

指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*中核的労働基準

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

*人権デュー・デリジェンス

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*関西蓄電池人材育成等コンソーシアム

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。

関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3. 福祉・医療・子育て支援

*地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*大阪府高齢者計画2024（仮称）

「大阪府高齢者計画2024（仮称）」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「介護保険事業支援計画」、「老人福祉計画」、「介護給付適正化計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもの。

医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で、現行計画である「大阪府高齢者計画2021」の取り組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和6年3月に計画を策定予定である。

*生活困窮者自立支援制度

2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

*AYA 世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指す。AYA世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が10万人あたり年間6例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

*第3期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第3期計画では2018（平成30）年度から2023年度までの6年間を計画期間し、急速に進む高齢化とともに、府民のがんり患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

*健活10

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*二次医療圏

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。

三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており地域医療の基本的な単位といえる。

医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸に進められている。

*地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

*放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

***企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

***第2次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取り組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）第9条に基づき、平成27年3月に第1次子どもの貧困対策計画を策定した。

さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取り組みを進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取り組みを後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

***子ども食堂**

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざま。

コロナにおいて、子ども食堂は居場所としての開催は難しくなったが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などに変え、子ども・子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

***子どもの権利条約**

世界中すべての子ども達がもつ権利を定めた条約。1989年に国連総会で採択され、196の国・地域で締約し日本は1994年に批准している。

子どもが大人と同じように一人の人間として持つ権利を認めるとともに、成長過程にあって保護・配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

***こども基本法**

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年4月施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見反映について定めている。

***児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時的保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

***オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

***ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもの指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

*** スクールカウンセラー (SC)**

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

*** スクールソーシャルワーカー (SSW)**

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通して、児童・生徒の支援をおこなっている。

*** 奨学金返済支援制度**

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

*** 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例**

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は 2019（令和元）年 11 月 1 日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

*** インターネットリテラシー**

インターネットの情報・事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力。プライバシー保護やセキュリティ対策が行えることや、対面ではしないであろう差別的な発言や誹謗・中傷などを行わないこと、など。

*** 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

令和 2 年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金。

本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

*** 情報格差**

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

*** マイナンバー制度**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

*** 共通投票所制度**

通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、だれでも投票可能な共通の投票所を設置できる制度。平成 28 年（2016）の公職選挙法改正により設置。

ただし、「二重投票の防止」にかかるコストがかかる。

*** 記号式投票**

地方公共団体の首長・議会選挙においては、条例で定めることで記号式投票を採用可能。但し、点字・期日前・不在者投票は除外され、投票当日の投票のみ可能。

あらかじめ、候補者名や政党名が書かれた投票用紙に、投票者が何らかの定められた記号（○やチェック）を記す投票方式である。マークシートやパンチカード、電子投票などもこれに当たる。

兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85%となった。

***主権者教育**

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」）。子どもたちが政治・社会に関心を持ち、それを自分事として考えたうえで選挙等に主体的に参加する意識を養う教育。

5. 環境・食料・消費者施策

***おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

***3010運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

***食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）**

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

***フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

***カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

***「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」**

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

***カーボンニュートラル**

家庭での電力・ガスの使用やゴミの排出から始まり、自動車や航空機の利用、工業、農業にいたるまで、さまざまな活動を通して「温室効果ガス（GHG）」を排出しながら暮らしており、「カーボンニュートラル（炭素中立）」とは、そうした人間活動によって排出される温室効果ガスを、人間活動によってすべて吸収・除去することで、排出量を“プラスマイナスゼロ”にすることを意味する。また、カーボンニュートラルが実現された社会を「脱炭素社会」と呼ぶ。

*「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

*再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*避難行動要支援者

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

*大阪スマートシティパートナーズフォーラム

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（Civic Tech）：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけたあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

以上

発行
住所

〒59010076
③ 連合大阪大阪南地域協議会

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺